

日露戦争時の下士兵卒家族救助令の施行状況と軍人家族援護事業への展開

— 関係史資料に見られる公的救済の「日本的」特徴 —

(中)

寺脇 隆夫¹⁾**The Enforcement Conditions of Soldier's Family Aid Ordinance in the Russo-Japanese War and the Development to the Soldier's Family Aid Work (II)****- The Typical "Japanese" Characteristics of the Public Relief Seen by Related Historical Materials -**Takao Terawaki¹⁾

要約：

日露戦争の開戦直後（1904年4月）に公布された下士兵卒家族救助令とその施行実態については、その全体像は必ずしも明らかではない。

本稿では、①内務省の施行方針の実際、および②地方（とくに山口県）での施行状況、③同時期に設立された帝国軍人援護会とその資金助成による軍人家族援護事業の推進、および④山口県での援護事業の具体事例、などを取りあげる。

主に、①は救助令関係文書、②は山口県の関係文書、③は当時の官報や新聞記事、④は山口県の文書と新聞記事などにより、全体像の解明と特質の把握を行なう。

その結果、この救助令施行過程と軍人家族援護事業の展開に見られる新たな行政施策は、日露戦後間もなく内務省により大々的に推進された感化救済事業行政の先駆・実験場であり、始源と言ってよいことが明らかになった。

以下の目次に沿って展開する（本号では4～5章、以下は次号）が、検討に用いた関係史資料のうち重要なものは、添付資料として掲載した。

キーワード：下士兵卒家族救助令、軍人家族援護事業、生業扶助、感化救済事業、日露戦争

目次

はじめに — 課題と問題意識

1 章 救助令とその施行にかかわる関係文献・先行研究

2 章 内務省の救助令関係通牒などに見られる施行方針

3 章 地方での施行状況 — 山口県での施行状況を例に

(以上は前号)

4 章 帝国軍人援護会の設立と内務省への事業委嘱

5 章 援護会資金を利用した内務省の生業扶助方針の展開

(以上は本号、以下は次号)

6 章 軍人家族援護事業の具体事例 — 山口県での状況

まとめ — 感化救済事業とのかかわりを中心に

資料 下士兵卒家族救助令の施行関係文書と軍人家族援護事業関係資料

1. 内務省の下士兵卒家族救助令施行関係通牒など

2. 山口県の下士兵卒家族救助令施行関係令規と通牒

(以上は前号)

3. 軍人家族援護事業関係資料(1) 帝国軍人援護会の基本文書と寄附金

4. 軍人家族援護事業関係資料(2) 生業扶助キャンペーンと援護会資金の助成

(以上は本号、以下は次号)

5. 山口県の軍人家族援護事業の事例

* 前号に予告した2回の連載は、3回の連載に変更し、あわせて目次も上記のように若干修正してある。

4章 帝国軍人援護会の設立と内務省への事業委嘱

前号（上）で見たように、生業扶助を主眼とするという内務省の下士兵卒家族救助令の施行方針は、1904（明37）年夏（8.1地方局長通牒）から翌1905年春（2.24大臣訓辞）にかけても一貫しており、強力な指導を行っていた。

各府県でもそれを受けて、救助令の施行が進められたが、実際にはその方針はなかなか実現せず、少なくとも1904年中は「殆ト直接救助ノ方法」がとられ、「生業扶助ノ方法ニ依ルモノ鮮キ」（2.24大臣訓辞）状態にあった。

そうした状況の中で、実は1905（明38）年に入るとともに、それを打開し生業扶助を具体的に推進するための方策なり、対応が始められる。それが、帝国軍人援護会資金を財源とする資金助成であった。

その帝国軍人援護会（以下では、原則として「援護会」と略す）は、すでに1904年3月に財団法人として設立され、寄附金を源資とする巨額の資金を保有していた。

しかし、設立から半年を経ても、なぜかその目的とする事業の実施に着手するに至らず、使途に窮している状況にあった。

1904年の秋に内務省は、援護会から資金の使途につき、その方法を含め調査・選定を一任されるという形で、委嘱を受けたのである。

その結果、内務省は、1905年に入るとともに、援護会資金の助成による生業扶助事業の推進を図ることになり、成果も上がる。こうした経過とその要因となった援護会と内務省との関係については、先行研究等でもまったく明らかにされていない。

したがって、本章では、そのような役割を果たすことになる帝国軍人援護会をまず取り上げ、その設立の目的と設立者たちおよびその寄附金集めを見る。さらに、巨額の寄附・抛金を集めたにもかかわらず、事業の実施に着手できぬまま、ついには事業実施そのものを内務省に委嘱するに至るまでの経緯、などを明らかにする。

* 本稿の4章・5章・6章は、主に日本社会福祉学会第53回大会での研究発表「日露戦争

時の軍人家族援護事業と帝国軍人援護会」（2005.10.8）を骨子に、その内容・添付資料を大幅に補充したものである。ただし、分量の関係で6章（軍人家族援護事業の具体事例／山口県）とその関係資料は次号にまわした。

(1) 日露戦争時の軍人援護事業と帝国軍人援護会

ここでは、まず、日露戦争期における軍人家族援護事業の全般的な状況がどのようなものだったかを概観しつつ、そこにおける帝国軍人援護会の位置および、設立から解散に至るまでの略史を見ておく。

①軍人援護事業と軍人家族（廃兵・遺家族）援護事業

本稿では、「軍人家族援護事業（廃兵・遺家族援護事業）」という用語を、特定の限定なしに使用してきたが、行論の関係上、それとはやや異なるところのある「軍人援護事業」との関係を含めて、簡単に明らかにしておこう。

ここで、「軍人援護事業」という場合には、その対象に兵士（軍人）一般を含むものとして使用する。

その場合、兵士（軍人）に対しては、恩給での優遇や特別給与などの基本的処遇があるが、それらはここでの「援護事業」の対象とは考えない。

したがって、第一に、それら以外の「恤兵」とか「犒軍」あるいは「慰問」などと呼ばれる、戦闘に参加していない銃後からの援護を主たる対象と考える。そのような「援護」にあっては、兵士（軍人）自体の生活困窮は、問題とはならない。

第二に、出征・応召した兵士（軍人）の家族や戦病死した場合の遺族、あるいは廃疾状況の「廃兵」とその家族も、「軍人援護事業」の対象に含まれる。それらの家族・遺族・廃兵の場合には、出征・応召あるいはそれに伴う戦病死、ないし廃疾状態によって引き起こされる生活の困窮こそが問題である。

この第一と第二をともに対象に含めるものとして、用いるのが「軍人援護事業」である。これに対して、「軍人家族援護事業」と言うのは、後者に限定して用いる場合である。したがって、そこ

では出征中の兵士（軍人）の家族、遺族および廃兵の生活困窮に対処するという点に主な焦点がある。

ところで、下士兵卒家族救助令は、その対象を出征中の兵士の家族のみに制限（つまり、遺族や廃兵とその家族は除外）している（1章(1)参照）。この点が問題で、遺族や廃兵とその家族などをも広く対象とし、出征中だけでなく戦後を含めて、その生活困窮に対応するものが、ここでいう「軍人家族援護事業」である。

したがって、下士兵卒家族救助令は、「軍人家族援護事業」の中核ではあったが、その一部しか対象とせず、制限的な性格を強く持っていたのである。そこに、その不足を補う形での、「軍人家族援護事業」もしくはより広義の「軍人援護事業」が必要となった理由がある。

それらは、法規によってではなく、任意の、私的団体を組織・誘導する形で実施されたのである。したがって、それらの団体の目的・規定によって、その内実は多様であり、異なる部分も多くなるのは当然である。

それゆえ、本稿では、「軍人家族援護事業」と

いう語を用いて、兵士（軍人）の家族および遺族や廃兵（とその家族）の生活困窮状況への対応に焦点をあて、その一環たる下士兵卒家族救助令および帝国軍人援護会などの事業を取り上げるのである。

a 連載記事「軍人援護事業」（『東京朝日新聞』）

ところで、日露戦争時の「軍人援護事業」の状況についてであるが、当時の『東京朝日新聞』が、「軍人援護事業」というタイトルで連載記事を掲載している。この連載記事は、1904（明37）年10月13日から12月29日までの間に、29回にも及ぶ長大な記事であった。

内容的にも、軍人援護事業を包括的に捉えた記事であったから、当時の軍人援護事業の全体を知るには都合が良い。また、そこにおける軍人家族援護事業なり、帝国軍人援護会のおかれた位置を知るにも適切なものと思われる。

連載記事の構成と内容は、表4に見られる通りで、連載2回目から27回目までが記事の本体と言える。

表4 『朝日新聞』の連載記事「軍人援護事業」(1904.10-12)の構成と内容

* 分類は、a 政府行為 b 法人行為 c 団体行為 d 私人行為				
掲載回	掲載月日	タイトル	分類	団体の創立時期等
①	10.13	緒言		(記者の分類基準などを説明)
②～④	10.14-16	下士兵卒家族救助令実施	a	1904.5施行
⑤～⑦	10. -24	日本赤十字社	b	1877.5創立 (博愛社、1887年改称)
⑧	10.25	帝国軍人援護会	b	1904.3創立
⑨～⑩	10.28-29	愛国婦人会	b	1901年創立・法人準備中
⑪～⑫	11. 6- 7	軍人遺族救護義会	b	1896年創立
⑬	11. 8	国民後援会	c	1904.2創立
	同	忠勇顕彰会	c	1904.7創立
⑭～⑮	11.11-12	篤志看護婦人会	c	1887年創立
⑯	11.18	報国婦人会	c	1904.3創立
	同	出征軍人家族慰問婦人会	c	1904.3創立
⑰	11.19	軍人家族授産婦人会	c	1904.4創立
	同	海軍下士家族共励会	c	横須賀1903.10 / 呉1904.8 / 佐世保1904.11
⑱	11.20	東京市内の公共団体	c	各区で1896年創立の奨兵義会 / 兵事義会 / 奉公会など
⑲	11.21	其他の団体事業	c	令女教会 / 京橋戦時婦人会 / 日本至誠婦人会 / 横浜奨兵義会 / ほか
⑳～㉓	11.27-12.13	各地方に於ける資力	d	国債応募額 / 軍資献納高 / 恤兵金品寄贈額・口数
㉔～㉖	12.19-12.27	帝国海事協会	b	1899年創立
㉗～㉙	12.28-12.29	本文記者の見解		(援護方法の給与主義か授産主義かなどにつき論評、記者見解を記述)

注1. 当該日付の『東京朝日新聞』の連載記事「軍事援護事業」により作成した。

2. 分類区分 (a～d) は、記者が「緒言」であげた4区分に基づく。

その第1回では、記事の冒頭で、次のように言う。

吾人の軍人援護事業と云ふは広き意味に於て其国庫救助金よりするものと法人よりするものと各方面の団体及び私人よりするものとに論なく苟も各種の恤兵及び家族に対する援護救助の事に従ふものを包括したる総称なりと知るべし

その上で、「されば軍人援護事業と云へば範囲頗る広大にして之れを調査するに頗る複雑を極めるものあり」としつつも、以上の見地から援護・救助主体の区別に即して、次の四つに分類区分している。

- 第一 政府行為 何等かの法規（下士兵卒家族救助令）に基づき国庫金を以て行なうもの（他に戦地での特別給与品なども含む）
- 第二 法人行為 民法上の公益法人（財団・社団）の行なうもの（永久的なものとの戦時の一時的なものとの二区分あり）
- 第三 団体行為 法人以外の諸団体が行なうもの（永久的なものとの戦時のみの一時的なものとの二区分あり）
- 第四 私人行為 恤兵もしくは家族援護の目的で金品の支出や職業の斡旋、衣食住の寄与などの行為

このように分類した上で、この連載記事は、第一の政府行為の下士兵卒家族救助令の実施状況をやや詳しく紹介^[1]し、第二・第三の法人ないし団体行為を取り上げ、それらの援護団体とその援護事業について、それぞれ報告し、さらに第四に該当する国債応募額や軍資献納高、恤兵金品の寄贈状況などを取り上げている。

その上で、記者の「見解」として、総括的なまとめとして、軍人家族の援護方法についての記者の意見を述べ、提言^[2]を行なっている。

ここで、それらの記事内容をいちいち紹介する余裕はない。さきの表4に示した第二および第三の各法人・団体ごとに、その創立の沿革・目的・

役員・規程類・事業種別と事業内容などを取り上げ、報告している部分に援護会が登場する。

そこでは、援護会とその事業が、第二の四つしかない「法人行為」の一つとして、日本赤十字社の次に（かつ愛国婦人会よりも前に）取り上げられ、重視されていることが注目される。

その、「援護会」の記事では、冒頭で、次のように記している。

〔帝国〕軍人援護会は法人組織の援護団体中赤十字に亜いで盛大なりとの事なれども昨今漸く救護事業に着手し未だ何等の成績を見るべき時季に達せざるを以て左に同会の沿革を紹介するに止んのみ

この冒頭部分に続き、記事は創立に至る沿革を述べた上で、巨額の寄附金が集まったこと、寄附金を預けている銀行と銀行ごとの預金額などを記している。

また、同会は、近々事業着手するということになったが、その方法などについては内務省に一任する方針だということ、などの最近のニュースを紹介している。

b 内務省『三十七八年援護事業誌』

ところで、内務省が1907（明40）年3月に刊行した『三十七八年援護事業誌』は、日露戦争の終結直後に、戦時の「援護事業」を概観し、その事跡を記念するためにまとめたものである。

したがって、日露戦直後において、内務省が戦時の「援護事業」をどのようにとらえていたか、なかでも軍人家族援護事業の状況について、どのように位置付け、把握していたかを、知ることができる。

しかも、さきの『東京朝日新聞』の連載記事から二年余が経過している故に、その後の援護会の解散までの事業活動への評価も窺い知ることができる。

ところで、この『援護事業誌』の構成は、次に示すように、全七章の構成となっている。

- 一章 挙国一致の援護
- 二章 犒軍恤兵

- 三章 家族の救護
- 四章 特殊の後援
- 五章 友邦子女の同情
- 六章 遺族廃兵の保護
- 七章 戦死者の表彰

同書の構成においても、戦時の「援護事業」としては、犒軍恤兵など軍人そのものを対象に含めており、先の連載記事の「軍事援護事業」の範囲とほぼ同様である。とは言え、内容上、それらの「援護事業」中では、家族・遺族・廃兵を対象にした部分に、かなりの分量を割いているのが実際である。

同書は、援護会については、三ヶ所ほど短文で取り上げている^[3]が、その一つは一章「挙国一致の援護」の冒頭(2頁)にある。そこでは、援護会のことから筆を起こしているのであるが、次のように記している。

当時救助令の発布せらるゝや、之と相前後して、各種救護の団体は、何れも同一の主旨に基づき、陸続として各地に興れり、就中有栖川宮殿下を総裁に仰げる『帝国軍人援護会』は、其規模の最も大なるものなり、内外有志者の資を抛すること、実に百数十万円の鉅額に達し、特に両陛下よりは特別の御下賜金もあり、尋で皇太子皇太子妃両殿下を始め…(中略)…因りて自ら援護の中心を以て任じ、地方の小団体凡そ三百十有余に対しては、必要に応じて之を助け、各地の生計に困難せる家族遺族の救護に資し、更に進んで廃兵傷病の救護を援助せり

* 下線は、筆者の付したもの。

そこには、皇族を総裁に頂き、規模が最大であったことと、「地方の小団体凡そ三百十有余」に助成したことによる功績を、あっさりとは触れているに過ぎない。冒頭で取り上げたとは言え、その果たした役割や内務省とのかかわりからすれば、もう少し詳しく取り上げてても良かったのではなからうか。

これらの助成を受けた「小団体」の活動事跡を主に取り上げているのは、三章「家族の救護」である。いちいち詳細を挙げはしないが、この三章

で事例として取り上げられている47団体(町村団体のほか民間団体、会社を含む。個人は除く)のうち、ほぼ六割に及ぶ28団体が、援護会の助成を受けている。

しかし、その三章では、そうした諸団体が援護会資金の助成を受けていることについては、触れるところがない。そのことを内務省が積極的に取り上げず、強調していないのは、解散してしまったからとは言え、やや不可解な感を抱かせる。

②帝国軍人援護会の概要・略史とその位置

最初に、帝国軍人援護会の創立から解散まで、わずか二年余ではあるが、その略史をまとめておこう。

表5は、その準備段階を含め設立から解散までを、当時の新聞記事などから日誌にまとめたものの^[4]である。この表を参照しつつ、援護会の二年余を概観しておく。

見られるように、援護会は日露戦争開戦直後の1904(明37)年3月に、財団法人として設立されるが、わずか二年余の後、1906(明39)年6月には解散している。

その活動も、前半の1904年秋頃までは、寄附金・抛金集め以外には見るべきものはほとんどない。というよりも、救護規則を定め、救護・援護の対象・方法などを定めているにもかかわらず、具体的な事業の着手には至っていない。

100万円を越える巨額な寄附・抛金を集めながら、なぜか救護・援護事業に着手しないまま時が経つ事態に、憶測や批判が集まる。その結果と言えるが、後半の同年10月には、事業そのものを、内務省に全面委嘱して実施するという形がとられる。

その結果、1905年に入ってから、内務省の主導下で道府県を通じて、生業扶助を行う団体への援護会資金の助成が実施される。こうした内務省の助成方式には、批判も見られた^[5]が、ほぼ一年余の間、全国各地の軍事援護関係団体300余を対象に、計28万円余の資金助成がなされるのである。

援護会は、1906年春に解散している。後に、残された資金は、120万円強の巨額なものであった。この残余資金の処理についても、内務省が委嘱されて、各道府県に分配している。内務省は、その

表5 帝国軍人援護会の設立から解散までの略日誌

	事 項
1904年 2月14日 (明37)	出征軍人に対する国民的後援の有志集会、参会者250人余（2.15 東京朝日新聞・万朝報） （決議採択、実行委員14人を選出、於：帝国ホテル）
2月15日	実行委員らの会合で団体設立に決し、創立調査委員7人に委嘱（2.17 東京朝日新聞） （委員には、益田・加藤・園田らの氏名、於：三野村別邸）
2月21日	松方・井上両伯、近藤廉平・加藤正義氏ら首唱者となり、朝野の紳士豪商間を奔走中との記事 （2.21 東京朝日新聞）
2月24日	松方・井上両伯、本日横浜に赴き同市の富豪を招待懇談の記事（2.24 東京朝日新聞） （周布知事より案内、於：横浜正金銀行倶楽部）
2月25日	「帝国軍人援護会」と名付け、財団法人として発足予定との記事（2.25 毎日新聞） （井上・松方両伯、発企人となるべき諸氏を招待、協議した結果）
3月 2日	財団法人として、設立許可（内務大臣） （翌日、新聞各社に、趣意書・寄附行為・発企人名簿を配付）
3月 5日	帝国軍人援護会設立発企人ら関係者の会合（3.7 東京朝日新聞） （総裁には皇族を推戴、副総裁には井上馨、松方正義に決定） （井上・松方両伯招待、40余名出席、於：三井集会所）
3月15日	設立登記完了
3月 *日	第一回評議員会で役員、「救護規則」などを決定（3.26 東京朝日新聞） （総裁：有栖川宮、理事長：山本達雄に決定）
3月24日	寄附金人名の第一回広告が掲載される（計75万円余、3.24 東京朝日新聞）
3月27日	天皇・皇后の下賜金（10万円）伝達の記事（3.29 東京朝日新聞）
4月 1日	帝国軍人援護会設立発企人・寄附者ら関係者集会（4.2 東京朝日新聞・万朝報） （有栖川宮総裁招待、200余名参加、於：華族会館）
4月 *日	皇太子・同妃の下賜金（1万円）伝達の記事（4.2 東京朝日新聞）
4月 5日	帝国軍人援護会の設立などの広告が掲載される（4.5 東京朝日新聞） （法人設立と事務所、趣旨と目的、寄附申込・振込先銀行などを掲載）
4月20日	寄附金人名の第四回広告（累計101万円余に達す、4.20 東京朝日新聞）
6月 *日	評議員会開催、事業実施の件につき協議（6.13 東京朝日新聞） （遺族救護を専務、調査は内務省に依頼の方針）
8～10月	この頃、援護会の事業未着手につき新聞各紙で憶測や批判的記事多数あり （9.26、9.27、10.5 万朝報 9.27 東京日々新聞 10.2、10.4 東京朝日新聞 など）
9月 *日	評議員会開催、近く拠金の一部支出を内定、方法は考案中（9.29 東京朝日新聞・万朝報）
10月 4日	理事長記者会見、事業現況等を説明（10.7 東京朝日新聞・万朝報） （事業遅延の説明、拠金支出方法・調査等は内務省に一任）
10月 8日	内務省、援護会の調査・救護事務取扱の委嘱を承認（10.14 万朝報 10.25 東京朝日新聞）
1905年 1月20日 (明38)	援護会資金の助成の記事（6団体へ計10,500円）（1.20 東京朝日新聞） （以降、年末にかけ同様の記事十数件あり）
8月23日	内務省、『官報』に、援護会資金の助成状況を公表（8.23 官報） （以降、39年4月26日までに、あわせて8回掲載）
8月23日	内務省の援護会資金の助成方針への批判的記事（8.26、8.31 東京朝日新聞）
1906年 4月 3日 (明39)	援護会近く解散予定の報道記事（巨額の残金の処分に苦慮） （陸軍省の意向は使途なし・内務省の意向は地方に補助）（4.3 東京朝日新聞）
6月 7日	援護会の評議員会、解散を決定、残金の処分案などを承認（6.8 東京朝日新聞） 決算報告承認、既支出額は28万3,909円（援護団体314） （残金115万2,921円は各府県に分配、その処理は内務大臣に一任） 援護会に勅語、援護会の解散式挙行
6月 9日	寄附金人名の最終回広告掲載される（累計135万円余、6.9 東京朝日新聞）
8月14日	内務省、援護会残余資金の各府県への配分額を決定、交附 （訓608号内務大臣訓令および地甲158号地方局長通牒を发出）
8月14日	各道府県への分配金配分額（計128万1,000円）の報道記事（8.18 東京朝日新聞）

注1. 主に『東京朝日新聞』『万朝報』『毎日新聞』『官報』などにより作成。

2. *印は日付が判明しないものを意味する。

使途などにつき訓令、通牒を発している。

以上が、援護会二年余の略史をまとめてみたものである。その内容からすると、援護会はきわめて特異な存在であり、活動であったと言えよう。結果として、寄附・拠金を集める以外の、事業の実施は、内務省（道府県）にほぼ全面的に委嘱・代行してもらうということになる。

そうした点では、その数年後に設立される済生会に似た面^[6]がある。しかし、異なる点もあって、それは、その設立時に内務省が主導的にかかわっていたかどうか、設立後、独自に活動を続けたか否かである。援護会の設立時には、内務省は実質的にはほとんどかかわっておらず、独自の活動もないうまま、解散している。

とは言え、軍人家族援護の範囲に限られるにせよ、生業扶助の授産事業・幼児保育の分野で、内務省・道府県が関与する形で、資金助成したことの意味は大きい。

金額も、数年後に内務省予算で実施する感化救済事業奨励助成金の規模（1908年の第一回助成、全国で77団体、計2万2千円程度）とくらべ、はるかに大きかった。しかも、その性格からして、事実上この種分野での、公的な補助金方式の最初であったと言えるのである。

また、以下で見ると、下士兵卒家族救助令の施行過程で、援護会資金の助成によって、内務省の生業扶助の推進という面では、とくに大きな役割を果たした。

このような役割を担うこととなった帝国軍人援護会であるが、どういう理由によるものか、その実態と事業（＝資金助成）については、ほとんど知られていない。

その大きな理由が、わずか二年半後に解散したことにあることは確かである。と同時に、さきの『三十七八年援護事業誌』に見られるように、内務省の評価が必ずしも積極的でないところがあるように思える。

とは言え、はかなき寿命だったにせよ、その二年余の間に果たした役割は、大きかったと言わねばならない。また、下士兵卒家族救助令とのかかわりを含めて、軍人家族援護分野に限定されるが、その後のいわゆる感化救済事業以降の社会事業行政にあっては、実に大きな影響を及ぼしたものが

あると言いうる。

だが、社会事業史領域やその関連領域での先行研究でも、本会とその事業については、触れられることは稀^[7]でしかない。

それ故、以下では、帝国軍人援護会とその事業（＝資金助成）について、その果たした役割や位置付けを解明するという視点から、主に新聞報道などを利用して、できる限り全体像を復元し、明らかにしておきたい。

本章では、その前半、援護会の設立から事業実施を内務省に委嘱するに至るまでを主に取り上げ、具体的な事業（助成事業）の実施にあたる後半は、5章にまわすこととする。

(2) 帝国軍人援護会の設立と巨額の資金

ここでは、まず、①帝国軍人援護会（以下、「援護会」と略す）の設立契機と設立の経緯について、明らかにする。

次に、②設立にたずさわった人物らとその特徴および設立準備活動について取り上げる。あわせて、その人物らが抱いていた設立の狙いや意図と、この種事業の所管官庁たる内務省（とくに救助令の施行方針）との関係についても触れる。

さらに、③当初の援護会設立の基本目的が示されている寄附行為や援護会の具体的な事業内容や方法を定めた救護規則などの文書類の紹介と検討を行なう。

また、④設立後間もないうちに、巨額の寄附・拠金が集められたこと、それらの寄附金の状況および寄附者はどのような人々だったのか、などについて、検討する。

①援護会設立の契機と設立までの経緯

援護会は、1904（明37）年2月の日露開戦直後の3月初めに設立されている。極めて短期間のうちに設立されたと言えるのであるが、その契機と設立までに至る経緯は、どのようなものであったのだろうか。

a 設立の契機となった「有志者」の集会

援護会の設立は、日露戦争の開戦が直接の契機であったことは、確かである。さきに紹介した『東

『京朝日新聞』の連載記事（1904.10.25）においても、援護会の設立の沿革について、「本年二月日露の交戦となるや朝野の有志者」は、しばしば会議を開催して、その設立を決した^[8]と記している。

日露開戦は、2月4日の御前会議で決められたが、翌5日には陸海軍への勅語に基づき動員令が下される。以後、全国の町々村々で、予備役・補充兵の召集が始まり、出征兵士が次々と出発してゆく風景が見られるようになる。

2月8日には、陸軍の仁川上陸および海軍の仁川沖と旅順のロシア艦隊への砲撃という奇襲攻撃に成功する。宣戦布告は、2月10日の詔勅によってなされ、緒戦での勝利の報とともに、2月11日の紀元節に国民に知らされた。

そうした奇襲攻撃の勝利に沸く熱狂的な雰囲気の中で、2月14日に出征将兵への国民的後援を呼び掛ける「有志者」の会議が開催され、それが援護会の設立の契機＝端緒となったのである。

当日の会議の様相については、早くから対露強硬論を展開していた『東京朝日新聞』（2.15）が、挿し絵入りで詳しく報じている。

それによれば、この集会は「実業家及び新聞雑誌」関係者が発企・準備したものだが、招待された東京・横浜などの実業家・政治家・報道関係者など250名が出席、盛大に開かれた。

最初に、集会の発企人の一人である大岡育造^[9]の挨拶の後、座長に田口卯吉^[10]が指名されて、島田三郎^[11]、園田孝吉^[12]の二人が、日露開戦の意義、挙国一致の実を示すこと、出征者への国民的後援や抛金の必要があること、などにつき演説している。

その後、発企人の大岡の提案で、用意された出征軍人・将卒への感謝状とともに、次のような決議案が、満場一致で採択されている。

決議案

日露の師出でしより僅に数日陛下の御稜威と軍人の勇武とにより奇捷を一挙に博したるは我々の深く謝す所なり然りと雖も完全の功を収めて終局の目的を達せんとせば国民的後援を出征軍人に与へ其れをして後顧の憂無からしめんことを要す故に吾人は此に左の事項を決議し且其実行を期す

- 一 軍事国債の募集を助け出征軍人に対する国民的後援の実を挙ぐる事
- 一 中央及び地方の政費を節約し以て国民の強大なる国債応募力を涵養せしめんことを政府に勧むる事
- 一 金融円滑の便法を講じ小資本者の実業的活動を助けしむる事

* 下線は筆者が付したもの。

さらに、大岡が今後の活動のため、座長の指名による実行委員を設けることを提案し、田口座長から次の14名の委員が指名されている。

池辺吉太郎	徳富猪一郎	大岡 育造
田口 卯吉	黒岩 周六	陸 実
朝比奈知泉	箕浦 勝人	島田 三郎
加藤 正義	高橋 是清	園田 孝吉
朝吹 英二	三崎亀之助	

その実行委員らが、次項で見ると、翌15日に改めて会合を持ち、国民的後援の手段として、後に援護会となる団体の設立を決め、その準備のための創立調査委員を改めて選出し、準備を委ねることになる。

その点で、この帝国ホテルでの有志者集会和その開催を準備した「実業家及び新聞雑誌」関係者らおよびそこで実行委員に就任した人物らは、援護会の誕生に深くかかわっている、と言える。

集会の発企・準備をした関係者のうち、大岡・田口・島田・園田らは、記事中でも明らかであるが、その他の関係者は不明である。しかし、実行委員の14人は、明らかであり、4人も含まれている。

そもそも実行委員の14人は、大岡の提案によるものであり、前以て実行委員の予定者を決め、事前の了解を得ていたと思われる。それ故、一定の準備と今後の活動へのある程度の計画を持った上で、実行委員就任となつたのであろう。

漠然とであれ、そうした今後の「計画」の中に、後の援護会設立に至る構想も含まれていたのではないだろうか。少なくともその関係者のうち何人かは、そうした意図を持っていたことは、確かと言えよう。

いずれにせよ、14人全部が出席したかどうかは

わからないが、実行委員らは翌15日に会合を持っている。そこでの決定などにつき、『東京朝日新聞』(2.17)は、次のような小さな記事で報じている。

去る十四日帝国ホテルに集会したる府下の紳士及び紳商より選ばれたる実行委員は一昨夜浜町三野村別邸にて会し国民後援の一手段として軍人遺族救護会を興すに決し創立調査委員を益田孝加藤正義園田孝吉等の七氏に囑託したり

* 下線は筆者が付したものの。

こうして、最初は「軍人遺族救護会」という名ではあったが、後援団体の設立とその創立調査委員(準備委員)ら七人を決め、以後は、この調査委員を中心に、援護会の具体的な設立準備に取り掛かるのである。

以上、援護会が設立されるに至る発端が、この2月14日の帝国ホテルでの有志者集会にあったことを見てきた。その準備がここから始められるのである。

ところで、この帝国ホテルの有志者集会を契機として、もう一つの組織、国民後援会が誕生し、活動を始めていたことを指摘しておこう。

国民後援会は、援護会とは異なり、継続的な事業を行なう団体というよりも、キャンペーン的な形で後援運動への取り組みをした組織と言える。それ故だろうが、事務局的な組織は持たず、その都度課題ごとの取り組み・活動をしている。

その組織としての成立については、今一つ明確でないところがある。ただし、さきの『東京朝日新聞』の連載記事(11.8)では、2月14日の帝国ホテルでの有志者集会自体が、国民後援会の「起因」であったと記している。

その名称などからしても、有志者集会そのものが、国民後援会の最初の活動・行事ととらえるべきものだったように思える。その連載記事では、帝国ホテルでの有志者集会を紹介した上で、次のように続けているからである。

其後国民後援会中の新聞記者は東京大阪京都名古屋等に演説会を開き民心の鼓舞に努むる所あり彼の帝国軍人援護会の創設を見るに至りし

も亦国民後援会の斡旋与って力ありしと云ふ

このように演説会を開催することなどでしたが、大掛かりに取り組んだものとしては、戦地の出征兵士に毛布を送る運動を展開した^[13]ことや、11月3日の日比谷公園での大祝捷会の開催などを、同記事は伝えている。

毛布を送る運動は、9月24日に「冬営の軍人に同情を表す趣意書」を発表し、各新聞を通じて呼び掛け、各地の援護団体や市町村役場・区役所等に協力してもらい、全国で20万枚もの多数の毛布を集め、送る、などしている。

国民後援会は、そのメンバーからすると、報道関係者が主体になっているように思えるが、援護会のメンバーとも重複している^[14]ものがある。援護会は、主に実業関係者を中核とし、資金集めと財団としての活動団体をめざしていたから、両者は連携した形で、それぞれの活動に取り組んだのであろう。

②援護会設立の中心メンバー

ところで、援護会設立の中心メンバーはどういう人物たちだったのだろうか。

a 創立調査委員

さきに示した2月15日の会合で、新たな団体設立のための創立調査委員が選出されたとしたが、おそらく、そのメンバーが援護会設立の中心となったのであろう。

しかし、そのメンバーについては、七人という員数とその何人かの氏名が伝えられているが、全員について報道や資料がないため、必ずしも確定できない。

委員として報道された人物を含め、主にかかわっていたと思われる八人^[15]のプロフィールをまとめたものが表6である。

表6を見て、そのメンバーの構成と特徴をあげるとすれば、新聞社主・政治家である一人(島田三郎)を除くと、三井・三菱両財閥の大番頭クラスの二人(益田孝・近藤廉平)と、産業・経済界の中堅トップおよび大蔵・金融関係の官僚、それらと重複する日銀や銀行頭取クラスらである。

つまり、三井・三菱両財閥とそれらにかかわる

表6 帝国軍人援護会の創立準備委員と思われる人物の主な経歴・職業など（当時）

氏名	寄附金	主な経歴（職業その他）
*○益田 孝 (1848～)	10,000	横浜で貿易習得、井上（大蔵大輔）の知遇を得大蔵省へ、造幣権頭（1872）下野後、先取会社設立、三井に招かれ、三井物産設立・社長（1876～）
*○加藤 正義 (1854～)	5,000	農商務省から共同運輸に出向（1885）、（三菱会社との調整・合併で）日本郵船に、後、副社長（1894～）、扶桑海上保険社長、日清汽船創立・社長
○朝吹 英二 (1849～)	4,000	三菱会社入社（1878）活躍、その後、中上川（三井銀行）の推挙で鐘紡入社（1892）、三井工業部（1894）で活躍、三井同族会理事（1902～）
○添田 寿一 (1864～)	2,000	大蔵省入省～次官（1884～1998）、台湾銀行設立に参画・頭取（1898～1901）また、日本興行銀行設立に参画・同初代総裁（1902～）
○島田 三郎 (1854～)	不明	横浜毎日新聞主筆（1873）、その後、官職に就くが14年政変で下野、82年立憲改新党創立参加、毎日新聞社社長（1890～）、衆議院議員（1890～）
* 園田 孝吉 (1848～)	1,000	外務省入省～英駐在領事（1888まで）、同年、渡英し英蘭銀行で業務研修し89年帰国、横浜正金銀行頭取（1890～1897）、十五銀行頭取（1897～）
○高橋 是清 (1854～)	2,500	川田小一郎の斡旋で日本銀行入行（1892）・西部支店長（1893）、横浜正金銀行出向（1895）、本店支配人から副頭取に進み、日銀副総裁（1899～）
近藤 廉平 (1848～)	5,000	三菱会社入社（1872）～同社横浜支店長（1883）、（1885共同運輸と合併して）日本郵船に、理事・専務・副社長を経て、社長（1895～）

- 注1. 本表には、創立調査委員もしくはそれと思われる人物の主な経歴・職業などを示した。
 2. 創立調査委員は、7人と伝えている（朝日新聞 2.17）が、そのメンバー全員の氏名が掲載されていない。ただし、以下の二つの新聞記事には、それぞれ準備委員として報道された人物がいる。
 氏名欄の*印：『東京朝日新聞』（明37.2.17）
 氏名欄の○印：『毎日新聞』（明37.2.25）
 3. また、『東京朝日新聞』（明37.2.21）には、次のような記事も掲載されており、そこに見える近藤廉平も前記7人と同等の有力人物と思われる。
 ……松方井上の両伯近藤廉平、加藤正義等の諸氏首唱者となりこの際充分救護の実績を挙ぐるに足るべき有力なる団体を組織し召募軍隊員をして後顧の憂慮なからしめんとの計画を為し昨今何れも熱心に朝野の紳士豪商間を奔走し居ると云ふ
 4. 寄附金額は、帝国軍人援護会寄附金人名広告（『東京朝日新聞』 37.3.24などに掲載）による。職業その他は、『日本近現代人名辞典』（2001.7、吉川弘文館）、『日本人名大辞典』（2001.12）を参考にした。

産業・経済界の実力者達と大蔵・日銀など財政・金融関係の官僚らで占められている、と言える。

これらのメンバーがその会合での協議で、まずは松方正義と井上馨の両元老に話を持ち込むことを決めたようである。15日の会合以降の経過について、『毎日新聞』（2月25日）は、次のように伝えている。

……〔さきの15日に選ばれた委員〕の諸氏は種々協議の上、この事たる地位、名望ある諸氏の賛同を得るにあらざれば、その目的を達すること困難なるを以て、まず井上、松方両伯に協議したるに、両伯にも大いに賛成せられたのみか、進んで発企人となりて尽力する事をも快諾され、既に去る二十二日、両伯より貴族諸公其の他発企人となるべき諸氏を招待し、刻下の事態より将来を推して、斯会を設置せざるべからざる事ども協議ありしに、いずれもこの挙に賛成されれば、取り敢えず同会を「帝国軍人援護会」と名付け、近日財団法人としてその筋の

認可をうけ、着々運動を開始する筈なりと云ふ。

b 井上・松方両巨頭

松方正義と井上馨の両巨頭は、言うまでもなく政界・財界・官界に絶大な影響力を持つ元老でもあったが、単に形ばかりのトップに担がれたというよりも、その準備の段階から、この二人は設立の中核にあったと云ってよい。

松方は、言うまでもなく薩摩出身（1835年生れ）で、大久保の引きで政界入りし、1868年の日田県知事を振り出しに、主に財政・金融・経済政策面での活躍は抜群だった。地租改正・殖産興業政策には特に尽力した。

大蔵卿に就任（1881年）してからは、日本銀行を設立、紙幣発行権を集中、兌換銀行券を発行させた。初代伊藤内閣（1885年発足）以来四次の内閣で大蔵大臣を務め、インフレ收拾など一連の財政政策で、「松方財政」の名を残す。二回にわたる総理大臣経験者でもある。

井上は、長州出身（1835年生れ）で早くから明

治政権に参加し、廃藩置県後は大蔵大輔として強大な権限を握り、政商保護政策や厳しい財政政策をとったため反発は大きかった。洪沢栄一らと連結辞職（1873年）してからは、実業界・財界（とくに三井系）と結び付きを強めている。

大阪会議（1875年）の後、政府に復帰、初代伊藤内閣では外務大臣を務め、条約改正交渉に当たるとともに、いわゆる欧化政策による鹿鳴館時代を現出させた。その後、農商務・内務・大蔵大臣などを歴任、元老となった。1901年組閣の大命を受けたが、辞退している。

このような経歴を通じて、松方・井上の二人は、当然ながら、創立調査委員（準備委員）らの多くと、深いつながりがあったことは言うまでもない。

なお、この二人もどちらかと言うと、内務省関係者とはそれほど深い関係はない方であり、当時の山県閥の影響力の強い内務省^[16]との関係は希薄だったと思われる。

c 創立調査委員らの設立準備

ところで、創立調査委員（準備委員）らの当初の仕事は何であったのだろうか。言うまでもなく財団法人の設立であり、そのためのカネ集めを主軸にした財団設立準備である。

まずは、財団の基礎となる資金の拠出者でもある設立発企人（財団設立者）の選定と就任依頼があるが、他には設立趣意書や寄附行為などの作成、所轄官庁（内務省）との打合わせと出願事務（関係書類の作成）といった事務も必要である。

それに財団発足後の役員体制や事務局・職員なども考え、用意しておかねばならない。とくにトップに皇族を担ぎ出すことを狙っていたようであるから、その方面との折衝も必要であろう。

20人を数える設立発企人の就任と拠金依頼をはじめとして、そうした事前の根回しとも言える折衝を、手際よくすすめることが、何よりも必要だったであろう。それらを手分けして、組織的に進めるためには、創立調査委員（準備委員）の十分な打合せや意思統一は不可欠であろう。日常的に彼らは超多忙な人物であったから、さぞ大変だったろう。

もちろん、さきの創立調査委員（準備委員）らの顔触れからすると、彼らは財団設立のプロとい

うよりは、プロ以上の実力者たちであったと思われる。というのも、彼らの履歴からすれば、すでに早くからそれに類する仕事で揉まれ、練達した人物たちでもあった。

それに、当然ながら、実務面の仕事ではそれらの人物がかかえるスタッフ・専門家や人脈もフルに使ったであろう。それをこなせるスタッフを普段からかかえていたからこそ、可能だったとも言える。

総裁には皇族の就任、副総裁には井上馨・松方正義の両巨頭を予定していた。その他の役員体制も固めておかねばならず、法人そのものの規模が大きなものであったから、関係者の数も多い。それらを要領よくてきぱきと進めるためには、関係者の打合せや根回しも必要であったことは言うまでもない。

d 内務省との関係

しかも、後に示すように、二月中にはほぼ骨格が出来ていたと見られる援護会の趣意書も、その後には持たれた会合でまとめられたのであろう。ここでは、救助令のことだろうが、立案調査中であることにも触れ、その「国家の救恤行為」とは別に、「私立の事業」として「其の不足を補」なう必要から、設立したと謳っている。

おそらく、「国家の救恤行為」を担当する内務省とは、意識的に関係を持たずに援護会の設立を企図したのではなかろうか。事実、創立調査委員と思われるメンバーには、内務省関係者やそれに近い人物はまったく含まれていない。

その顔触れからすれば、大蔵省・日銀関係との接触は想定できるが、内務省との関係は極めて薄く、内務省（とくに救恤事務を所管する地方局）関係者との特段の調整はなされずに、援護会の設立を決め、具体的な設立準備に着手したのであろう。

さきの趣意書だけでなく、後に示す寄附行為や救護規則といった援護会の活動方向・方針にかかわる基本文書^[17]も、そうした状況下でまとめられたのである。より具体的な救護規則の方は、3月に入ってからのようだが、寄附行為は設立申請の関係書類としては不可欠で、2月中にはまとめられているはずである。

しかも、さきの表5からすると3月2日には内務大臣の設立許可がおり（設立登記は3月15日に完了^[18]）。半月程度の極めて短期間のうちに、そこにまで至る設立準備が進められたのである。

それゆえ、この設立準備の渦中では、救恤事務を所管する内務省との調整などを行なう時間的余裕もなかったし、その必要も現実のものとなっていなかった^[19]。

というよりも、開戦直後の熱気の中で、財団設立の具体的な準備に、関係者は奔走して精一杯だったのではないか。そのため、援護会設立の意図やねらいと基本的な事業実施方法（とくに内務省地方局の意図する方針との調整）を明確にする論議はないままに、発足したというのが実情だったのではなかろうか。

そのことが、後に、設立後半年を経ても、具体的な事業の着手に至れないという事態を招く要因となったように思える。

③財団法人の設立者と基本文書

こうした準備の中で、2月中には財団としての援護会の設立者（設立発企人）の顔触れが決まり、趣意書や寄附行為などの基本文書もまとめられ、内務大臣への法人設立の関係書類として提出されている。

a 設立発企人の顔触れと理事長

財団法人の設立者（設立発企人）には、どのような人物達が就任したのか。表7に示したものは、

その一覧である。20人を並べ、かつ寄附も相応に抛金（宮内大臣の田中を除きいずれも1万円以上）させている。

見られるように、設立発企人中では、まず財閥・政商といわれる人物ら（10人、抛金額28万円）が最も多く、次いで旧幕藩時代の徳川御三家をはじめ有力藩主ら（7人、抛金額12万円）が占めている。これに、松方・井上の元老人と宮内大臣の田中光顕が加わっている。

なお、後のことになるが、援護会の理事長には、当初、徳川家達の声もあった^[20]ようだが、3月下旬の評議員会で、山本達雄に決定、就任している。

ちなみに、山本は三菱会社から日本郵船に入り、その後日銀に入る。日銀では要職を経て、1898年から総裁に就任し（1903年10月に退任）、11月には勅選の貴族院議員となっていた。

b 援護会の趣意書および寄附行為

また、援護会の設立趣意書とその基本目的・財団運営の基本規定などについて定めた寄附行為についても、まとめられた。なお、これらの基本文書は、本稿末尾に資料3-①、資料3-②として掲載してある。

まず、その趣意書では、やや大仰に援護会設立の趣旨を述べ、資金出捐を呼び掛けたものであるが、その設立趣旨を整理すれば、大要次のようにまとめられよう。

a 出征する兵士らが「私を棄て公に殉するを

表7 帝国軍人援護会の設立発企人（財団設立者）

氏名	寄附金	爵位	職業その他	氏名	寄附金	爵位	職業その他
島津 忠重	30,000	公爵	島津家当主	毛利 元昭	30,000	侯爵	毛利家当主
徳川 家達	10,000	公爵	徳川宗家当主	徳川 義礼	10,000	侯爵	尾張徳川家当主
徳川 茂承	10,000	侯爵	紀伊徳川家当主	前田 利為	20,000	侯爵	前田家当主
浅野 長勲	10,000	侯爵	浅野家当主	松方 正義	10,000	伯爵	元老
井上 馨	10,000	伯爵	元老	田中 光顕	3,000	子爵	宮内大臣
岩崎 久弥	50,000	男爵	岩崎家当主（三菱財閥）	三井八郎右衛門	50,000	男爵	三井家当主（三井財閥）
渋沢 栄一	10,000	男爵	第一銀行頭取	安田善次郎	30,000		安田家当主（安田財閥）
古河 潤吉	30,000		古河鋳業社長	住友 吉左衛門	30,000		住友家当主（住友財閥）
大倉喜八郎	20,000		大倉組商会社長	赤星弥之助	20,000		金融業
藤田伝三郎	20,000		藤田組商会社長	鴻池 善右衛門	20,000		鴻池家当主（鴻池財閥）

注1. 設立発企人の氏名・寄附金額は、『東京朝日新聞』（明37.3.5）による。ただし、田中光顕のみは寄附金が「未定」となっているため、その金額は同紙に掲載された寄附金人名広告（明37.3.24）による。

注2. 職業その他は、多数あるが代表的なもの一つを掲げた。主に『日本人名大事典』（1979.7、平凡社）、『日本近現代人名辞典』（2001.7、吉川弘文館）、『日本人名大辞典』（2001.12、講談社）を参考にした（ただし、爵位のみは注1の『東京朝日新聞』による）。

心とせるが故に廢疾の老親病褥の妻飢餓に泣く
の兒女ありと雖も勢ひ之を顧るの暇なから
しむ」

- b 国家がこうした状況に対し救護の途を講ずるは当然の措置で、現在、その措置について「其調査懸案中に在りと聞く」
- c しかし、そうした「国家の救恤行為」は形式的で範囲を限定し、資金も十分でなく、地域による不権衡などもあり、一体均霑の効果をあげることは困難
- d それゆえ、「私立の事業を以て其の不足を補ひ」、「国家救恤の機関以外に立ち其欠典を補救するの道を樹て」、出征軍人をしてなるべく後顧の憂いなくして……専心一意国家の為に交戦の事に従はしむべきなり

そこに、援護会を設立した趣旨があると言う。次に、寄附行為では、設立の基本目的と財団運営の基本事項を定めている。そこでは、次のようにより具体的に援護会の目的を規定している。

- 第四条 本会の目的は公私の給与施設と相待て左記各項に該当する者を援護するに在り
- 一、出征軍人中戦死者若は病死者の遺族にして生計困難なる者
 - 二、出征軍人にして廢疾と為りたる者及其家族にして生計困難なる者
 - 三、出征及応召軍人の家族にして生計困難なる者
- 前項援護の方法及条件は主務官庁の認可を受け別に規則を以て之を定む

要するに、援護の対象は、出征軍人の遺族・廢疾軍人とその家族・出征軍人の家族で、生計困難者である。援護の方法と条件は、別に予定される救護規則で定める、ことが予定されていた。

c 援護会救護規則

その、帝国軍人援護会救護規則が3月下旬に開かれた評議員会で決定され、所定の手続（所轄官庁の認可）を経て確定している。

この救護規則についても、本稿末尾に資料3-③として、掲載してある。

この救護規則は、さきに見た寄附行為四条に基づくもので、「援護の方法及条件」を定めたものである。その主な規定は、次のような内容からなる。

- a 家族・遺族の救護条件は、出征「軍人と同一の家に在り其者の扶助を受くべき祖父母、父母、妻子兄弟、姉妹等」とする（二条）
- b 救護は主に生活扶助であるが、「地方長官の職に在る者に委嘱し」て行なうとする（三条）
- c 遺族に対する救護は、一時金の給与を原則とする（四条）
- d 救護は、出征（応召）の為に、廢疾となった為に、遺族となった為に、生活困難となった家族・遺族・廢疾軍人に限る（五条）
- e 救護するときは、受救者の資産の程度・労役の能否・他の扶助救助者の有無・その他各種の状況等を調査し、親族隣佑、公私の扶助を受ける途なき場合又はその扶助不十分なるときに限る（六条）
- f 給与額は、調査の状況を参酌し、別に規定する標準に依る（七条一項）
- g また、受嘱者（地方長官）は分配額及指定した条件の範囲内に於て適宜給与その他扶助の方法を施行することが出来る（七条二項）

以上、この救護規則は、救護の対象が出征軍人の遺族・廢疾軍人とその家族・出征軍人の家族であること、救護は生活扶助を主とし、地方長官に委嘱して行なうこと、調査にあたっては実情の調査を行ない、公私の扶助がないか不十分である場合であること、給与額は別に定める標準による、などとしている。

これらのうち特徴的なのは、地方長官に委嘱して救護を行なうとしているほか、対象の中心を遺族・廢兵（家族）に置いていること、とくに現金給与を一般的な方法として想定していることなどであろう。

内務省（救恤行政を所管する地方局）にとっては、前の二つは条件次第で異はないとしても、三つ目の現金給与は受け入れ難い方法であり、問題を含むものであった。

この点で、この救護規則の内容からすれば、現

金扶助ではなく、生業扶助方式を推進しようとしている内務省地方局の方針とは、真っ向からぶつかるものがあった。こうした方法上の齟齬があったことこそ、その後、援護会が事業になかなか着手出来なかった重要な要因だったと思われる。

④援護会の活動／巨額の寄附金・拠金集め

監督官庁から設立許可がおり（3月2日）、設立登記が完了（3月15日）すれば、援護会の仕事は、併行して進めていた寄附・拠金集めであった。

a 寄附金・拠金の状況

援護会への寄附・拠金は、財団設立前後の時期に集中的に、創立調査委員らと松方・井上両巨頭らの呼び掛けと口添えによって、集められている。

さきの表5に示した、2月21日、24日、25日の「奔走」とか「横浜に赴き」とか、「諸氏を招待」などの記事は、そうした一端でもあった。さらに3月5日にも、市内の「紳士」を三井集会所に招待した会合について、次のように新聞記事は伝えている（『東京朝日新聞』3月7日）。

井上、松方両伯は、……帝国軍人援護会の為め市内の重なる紳士を三井集会所に招待したり来会者は……〔氏名省略〕等の諸氏四十余名、両伯は同会設立の理由につき縷々説示する所あ

り大に来会者に感動を与へ園田孝吉氏は来会者を代表して賛同の意を表し且つ会則〔寄附行為〕草案にある副総裁は二名として両伯を煩はすこと、し而して総裁奉戴、理事選任の事は之を両伯に委任する事且出席の諸氏より直に義捐の申出を求めんこと等を提議したるに一同異議なく直ちに左の如く申し出でたり……〔以下、氏名と寄附金額等は省略〕

その結果、この日の寄附金は、計7万9400円となったこと、また、既申し出分をあわせると、この日までに総計49万9400円となったことなどを、記事は伝えている。

援護会の設立が許可されて以後は、その寄附金について、3月24日の『東京朝日新聞』の第一回分を皮切りに、援護会名で公表している。「帝国軍人援護会寄附金人名」と題したそれには、その寄附者の人名を寄附額とともに掲載している。それらをまとめたものが表8である^[21]。

見られるように、最初の第一回分（3.19現在）だけで、すでに75万円余に達している。ここには、設立発企人（財団設立者）の20名分の42万円余も含まれているが、その集金力はまことに強大であった。

しかも、3月29日の『東京朝日新聞』は、天皇・皇后から援護会に「金10万円下賜候」との報道を

表8 帝国軍人援護会への寄附金の状況（集計結果）

	広告掲載日（調査日）	寄 附 金			累 計	
		件数	金 額	1件平均額	件数	金 額
第1回	1904年 3月24日（3.19調）	213	753,093	3,536	213	753,093
第2回	4月 1日（3.28調）	73	56,600	775	286	809,693
第3回	4月 7日（4. 6調）	160	183,822	1,149	446	993,515
第4回	4月20日（4.15調）	83	20,388	246	529	1,013,903
第5回	5月 2日（4.27調）	63	34,745	552	592	1,048,648
第6回	5月23日（5.19調）	93	28,230	304	685	1,076,878
第7回	6月 9日（6. 4調）	54	13,814	256	739	1,090,692
第8回	7月15日（7.13調）	56	48,688	869	795	1,139,380
第9回	9月14日（9.10調）	44	29,007	659	839	1,168,387
第10回	1905年 1月 6日（12.31調）	56	31,467	562	895	1,199,854
第11回	3月23日（3.16調）	50	6,821	136	945	1,206,675
第12回	7月 7日（6.28調）	40	28,547	714	985	1,235,222
第13回	10月 9日（10. 4調）	26	111,128	4,274	1011	1,346,350
第14回	1906年 6月 9日（6. 調）	49	12,306	251	1060	1,358,656

注1. 当該日付の『東京朝日新聞』に掲載された帝国軍人援護会の寄附金人名広告から、集計・作成した資料3-②a（本稿末尾に掲載）による。

2. したがって、件数・金額などについては、独自に算出したものである。

伝えている。この件につき、宮内庁編の『明治天皇紀／第十一』（1975.3）は、3月28日の項で次のように記している。

天皇・皇后、帝国軍人援護会に金十万円を賜ふ、同会は今回の事変に際し、有志者相謀り、其の資を広く一般の出捐に待ち、出征及び応召軍人をして後顧の憂なからしめんがため、其の家族又は遺族等の困厄を救恤するの目的を以て設立せるものにして、同会副総裁伯爵松方正義・同伯爵井上馨より特に御補助を請願する所あり、蓋し此の賜ある所以なり、是の日宮内大臣田中光顕、旨を奉じ、正義・馨二人を召して之れを授く、二人、天皇の御座所に謁して恩を謝す（恩賜録、侍従日録）

また、4月2日の『東京朝日新聞』は、皇太子・同妃からの金一万円の下賜も伝えている。その後も、総裁となる有栖川宮（5000円）およびその他の皇族（各宮家の10人、計3000円）からも、下賜金^[22]が出されている。

さらに、4月5日には、『東京朝日新聞』の広告欄に、初めての一般向けの寄附の申し受けと、振込先の銀行などを、援護会名義で広告宣伝している。ただ、寄附の「申込金額は一口金五十円以上のこと」という断り書きをつけたところが、興味深い。

つまり、一般向けの呼び掛けはするが、五十円以上の高額寄附に限る（この点は趣意書にも見られた）というもので、そこに、援護会の特異な性

格が見られる。

こうして寄附金額は、4月半ばには100万円を越えるに至る。しかし、表8が示すように、それ以後の寄附の集まりは鈍くなり、金額の大きな伸びは止まる。これは、目標をほぼ達成したからなのか、関係者の熱意が冷めたからなのであろうか。

b 金額階級別の寄附金／高額寄附者

さきにも記したように、援護会の寄附金は一口「五十円以上」という条件が付けられていたから、比較的に少数の寄附者による比較的に高額な寄附金が多いことが予想されるが、果たしてその実態はどうだったのであろうか。

寄附金について、寄附金額階級別に見てみたものが、表9である。この表は、さきの表8に示した第1回～第14回分まですべての寄附・抛金の集計である。

この表9からは、5千円以上の寄附者（件数）は72件で全体のわずか7%に過ぎない。1000円以上の寄附者144件をあわせても、2割程度である。ところが、金額では5000円以上の寄附者の合計金額が総額の73%、三分の二を大きく越す。1000円以上まであわせれば、9割近くを占める。

さきの表7の設立発企人たちは言うまでもなく、援護会の1000件を越す寄附者の多くは、1000円以上（今日の貨幣価値ではおそらく5000～1万倍近くの500～1000万円程度）もの多額の寄附を出せる高額所得者であった。まさに、『週刊平民新聞』が言うように、時の「貴族資本家階級」^[23]が設立したと言えるものであった。

表9 帝国軍人援護会への寄附金（金額階級別集計）

		件数		寄附金額	
		実数	構成比	実金額	構成比
寄附金総額		1,060	100	1,358,656	100
寄附金額別	1万円以上	39	4	818,739	60
	5000～1万円未満	33	3	177,510	13
	1000～5000円未満	146	14	221,521	16
	500～1000円未満	93	9	48,248	4
	100～500円未満	430	41	76,727	6
	50～100円未満	319	30	15,911	1

注 『東京朝日新聞』に掲載された帝国軍人援護会の広告（表8に示した1～14回分）から、集計・作成した資料3-②bによる。件数・金額などは、独自に算出したものである。

また、この表9の基礎となった多額寄附者（5000円以上の大口寄附者）のうち、第一回～第三回分までの一覧を本稿の末尾に資料3-③として添付しておいた。

なお、第4回以降になると、5000円以上の大口寄附はわずか（11件）となるが、それらの多くは、英・独・米および清国・韓国などの外国もしくは居留外国人からの寄附・拠金である。

また、個人の寄附よりも、会社従業員、各種学校学生・生徒、在外邦人・外国人などによる集団的な寄附・拠金（1人当りの金額も50円未満を多数含む）が多くなるという傾向も見られる。

③ 援護会事業実施の遅れと内務省への事業委託

ここでは、援護会が設立され、巨額の寄附・拠金が集められたにもかかわらず、当初予定の事業に着手出来ず、結局、内務省に全面委託して事業を行なうに至る経緯を明らかにする。

まず、①援護会が当初の救護規則などで、予定した事業に着手することが出来ぬまま、半年余もの時日が経過してゆく事態が生じたことを示す。

次に、②そうした事業着手に至らぬ状況が長引く中で、疑惑や批判が出され、それが大きくなることを取り上げる。

そうした中で、③援護会は具体的な援護もしくは救護の事業を、いわば「丸投げ」して、内務省に全面委託し、当初の寄附行為や救護規則で予定した事業内容や方法とは異なる生業扶助を行う団体への資金助成という形で、事業を実施するに至る経緯を明らかにする。

その委託を受けて、以下の5章で詳しく取り上げるように、内務省は、援護会資金の助成による生業扶助の推進・展開を図るのである。

① 設立後、半年余も事業に着手出来ず

援護会への寄附・拠金が100万円を越えた4月半ばを過ぎてからも、援護会の具体的な事業実施は、行なわれなかった。

また、5月に入ってから、事業の実施については、「近々評議員会に於て決定の上直ちに救助に着手する由」などとする記事（『東京朝日新聞』1904.5.20）も見られたが、結局、実際に着手する

ことは出来なかった。

さらに、6月13日の『東京朝日新聞』の記事によれば、「此程」評議員会が開かれたが、そこでも具体的な事業実施は決定できず、次の記事に見るような要領を得ない方針を決定、その（内務大臣との）「調査依託の交渉は井上伯担当」となったことなどを伝えている。

〔援護会設立の目的は第一に遺族救護、第二に出征軍人の家族に相当の仕事を与える事、を確認したうえで〕…… 此際先以て第一目的たる遺族救護を専務とし第二の目的〔出征家族の救助〕は追々義捐金抛集の増加並に事業進捗に従ひて漸次着手すること而して救護すべき遺族の程度及び範囲に就て救護〔援護〕会より大体の成案を具し実際の調査は内務大臣に依頼することに決定したる由……

しかし、その交渉がどのようになったかについての続報記事は見られない。実際に井上本人が内務省との交渉に乗り出したのか否かもはっきりしない。仮に、何らかの折衝があったとしても、援護会と内務省の方針とは噛み合わないまま、交渉は曖昧に終わったのではないだろうか。

援護会がさきに決定した救護規則によって、救護することは出来たようにも思えるが、実際にはすでに見たように、いくつかの難点があったからである。

とりわけ、要となる内務省との関係の調整がつかず、救護方法とその実施について地方長官に委嘱しようがなかったのであろう。

しかも、それらの難点を修正、克服し、救護規則を変更する必要があるれば変更し、事業を実施するという方針変更もできなかった。そもそも、実際の救護を実施するための手段を持たなかったし、そうしたことは想定していなかった。何等かの事業実施のための最低限の事務局的功能も、用意してはいなかったようである。

② 事業未着手への憶測・疑惑などの批判

そんな中、7月17日の『東京朝日新聞』が伝えるところによれば、東京市の区長会（7.16）で、京橋区長より援護会に関する次のような提案があ

り、「満場異議なく之に賛成」し、交渉委員として、京橋・深川・日本橋の三区長を選んだという、ニュースも見られる。

〔提案の〕其要は同会は寄附金額既に百廿万円以上に達せるにも拘はらず未だ何等の活動をも為さずして該金円は空しく預入銀行の金庫に呻吟し居れり……該会の寄附金も亦此際を以て之を散ずる適當の時期と察せらる因つて願くは該会が適當の方法に依り其目的の方針に向つて速かに活動せんことを市長より交渉あらんことをと云ふにあり

選ばれた三区長が、どのように交渉し、その結果がどうなったのかを伝える続報は見あたらない。いずれにしろ、決着はつかず、120万円は空しく金庫で眠っていた。

こうしたこともあってか、9月29日付けの『東京朝日新聞』は、次のように援護会が評議員会を開催し、何らかの対応を行なう予定との小さな記事を掲載している。

帝国軍人援護会は拠金百二十万円に及びたるも未だ一回の支出をなさざるにより兎角の非難ありたるが去廿六日評議員会を開き愈拠金の一部を支出することに決定し其方法に就て考案中なれば遠からず公表の都合なりとの事

さらに、10月2日の『東京朝日新聞』は、「井松両伯爵対伊東男」と題して、援護会の寄附金問題にかかわる疑惑を、東京日々新聞紙上で問題にした伊東巳代治男爵に対する井上・松方両伯爵の対応をやや茶化し気味に記事にしている。

問題の疑惑とは、援護会の資金を金融危機の百三十銀行救済に流用しているのではないかというものである。当時、百三十銀行の救済は、大きな政治問題化していた。

この疑惑を、『万朝報』（明37.9.26）は次のような記事（「井上松方の罪悪」）にしている^[24]。

軍人遺族援護会の募金は大部分帝国商業銀行に預け入れあり、之れを俄かに引出せば同行丸潰れとなるの恐れあるより援護会の重立つもの

は該金の支出を肯諾せざるなりとの説もあれど、又一説によれば帝商と百三十銀行とは切ても切れぬ関係あり殆んど死生を同うする程の腐縁あるより帝商への預金は百三十整理金の一部として疾く流用されつゝあり此事たる素と松方井上兩人の共謀に出でたるものにして其罪許すべからずと息捲ける藩屏連もあり、事の真偽は兎も角、目下此評判専ら華族社会に喧し

他方、10月4日の『東京朝日新聞』は、そうした疑惑には直接触れずに、「軍人援護会の事業」と題する長文の冒頭で、次のように言う。

帝国軍人援護会に集まれる寄附金高既に百二十万円以上に達せり。好成绩と謂ふ可し。……既に此額に達したる上は、同会はもはや進んで後援の実を挙ぐるに着手す可し。而して着手は当に急務よりして始む可し。急務は何ぞ。戦死遺族の慰籍なり。

そのように記して、戦死遺族の慰籍のために「分配贈呈」するための具体案・方法を詳細に提起するのである。ここでは、その提案自体については省略する。ただ、この提言的文章が、「分配贈呈に関する責任は総て同会に帰す」とする立場から、事業への早急な着手を求めていることを指摘すれば足りるであろう。

以上、いくつかの新聞記事を取り上げ紹介したのは、援護会の事業着手が遅延していることへの批判が広がっていたことを示したかったからに他ならない。

こうした状況下で、10月4日、援護会は各新聞社・通信社を招き、理事長の山本達雄が援護会の現況につき、記者会見を行なっている。だが、そこでも、以下の新聞報道（『東京朝日新聞』10.7）の大意が示すように、曖昧な内容で終始していた。

- a さきの評議員会において決めた方針は、遺家族中の生活困難者への援護の調査を政府に委嘱すること、であった
- b しかし、その後の内務省当局者や地方長官との折衝や事情聴取からすると、それらの援護・調査は不要（従来の対応で充分足りてい

る) とのこと

- c その結果、「今日迄は未だ本会が進んで救恤の任に当たるの時機に達せざる次第」と説明
- d 寄附金の保管は、大部分を担保付きの定期預金としており、当座預金を含め預入銀行別の預金一覧を詳細に説明

結局、この記者会見でも、援護会の具体的な事業着手については、その時機に至らずというような説明で、今後の方針は明らかとはならなかった。

③内務省への事業実施の全面委託

本章冒頭で紹介した『東京朝日新聞』の連載記事中の援護会に関するものは、この記者会見の20日ほど後（10月25日）に掲載されたものであったが、そこには次のような援護会のその後の方針（＝事業着手）についての、重要なニュースが見られる。

同会は十月七日内務省に軍人家族遺族及び負傷者救護事務取扱の請願を為したるに内務省よりその翌八日承認の通牒を得たれば八百余名の義捐者に対し其旨通知の上救護事業に着手すること、なれり其方針は各地方庁に託して出征軍人家族若くは遺族の戸籍状況及国庫より下賜せらるゝ金額援護団体、親戚隣保の救助の有無等を調査し其不足額を補ふにありて其増減取捨は総て内務省に一任すべしとぞ

* 下線を付したのは筆者である。

記事に、これ以上の説明はない。文中の「救護事務取扱の請願」と「承認の通牒」がどのようなものか、その内容など不明な点も多い。しかし、その後の『東京朝日新聞』の報道に、これ以上の続報は見られない。

おそらく、内務省との折衝の結果、最終的には事業の実施方法と具体内容、そのための調査・選定など、その大部分を内務省に委嘱・一任することになったのではなかろうか。事業の実施・着手の遅れに対する批判の中で、焦っていた援護会としては、こうした「丸投げ」的な形態でも、了承

する他はなかったのであろう。

内務省にしても、下士兵卒家族救助令の施行にあたって、生業扶助を主眼とする方針が思うようには進まないという実情があった。それを打開する方策に苦慮していた時期でもあり、この援護会事業の委託・委任は、渡りに舟であったと思われる。こうして、両者の利害は一致し、決着したのであろう^[25]。

以後、援護会関係の記事が東京朝日新聞に登場するのは、年を越した翌1905年1月のことである。それは六団体への援護会資金の支出＝助成の記事であった。

こうして、次章で見てゆくように、事実上、内務省による全国各地の援護団体への資金助成を行なうという施策が、実施されてゆくことになる。

5章 援護会資金を利用した内務省の生業扶助方針の展開

下士兵卒家族救助令の施行において、内務省の生業扶助を主眼とした施行方針が、実態としてはなかなか貫徹せず、苦慮している状況にあった。

そういう状況下で、内務省は巨額の資金を持つ帝国軍人援護会の事業について、その実施方法につき委託され、全面的に一任されるのである。かくて、全国各地の関係諸団体を対象に、援護会資金を助成し、生業扶助を推進するための具体的な手段（財源）を確保することになる。

本章では、まず、内務省が当初から取組んだ生業扶助推進のための『官報』を通じてのキャンペーンとも言うべき取組みを紹介しつつ、そこに、援護会資金という生業扶助推進の具体的な手段を得て、全国の優良・模範団体を調査・選定し、資金助成を行なってゆく経緯を明らかにする。

次に、資金助成策の開始間もなく戦時体制は終結し、援護会資金は使い切れずに、多額の資金が残される。その残余資金の用途についても、内務省は解散した援護会から一任を受けていた。その用途＝各府県への分配を明らかにするとともに、助成を受けた団体・事業のその後についても紹介する。

(1) 内務省による軍人家族援護・生業扶助への取り組み

ここでは、内務省が救助令施行の当初から、生業扶助を主眼とした救助体制とするためのキャンペーンや視察調査を取り上げる。それらの取り組みが、援護会資金の助成という財源を得て、生業扶助の推進に大きな効果をあげることになる。

①内務省の生業扶助推進方針とキャンペーン

内務省が救助令の施行にあたって、生業扶助を主眼とする方針を打ち出し、そのための参考事例を示すなどして、強力に推進しようとしてきたことについては、前号（2章の(2)(3)など）で詳しく紹介した。

それらと併行して、そうした内務省の方針を説明し、施与的な救助（現金給与）を避け、生業扶助を推進するための広報活動、キャンペーン活動を積極的に行なっていることは、あまり知られていない。

新聞記者に、ニュースを流し、レクチャーして、それらを新聞記事として掲載させるなどのことも積極的にしていたようで、その種の記事は、政府

系の新聞とされる『国民新聞』以外の新聞（『東京朝日新聞』も含む）でも、窺うことができる^[1]。

そうした広報活動の中核となったのが、内務省自身による『官報』紙上での、各地の生業扶助事業の実例を紹介する記事の多数掲載であった。

それらの紹介記事は、当初（1904.3～6まで）のうちこそ、『官報』の「雑事」欄に「(内務省)」の名で掲載されていたが、7月からは新たに「地方行政」欄が設けられ、以後1906年の春までに計101件が掲載されている。

ここでは、それらの記事について、掲載月別に記事件数とそこで紹介された団体・事業について、整理した表10を示しておこう。月によって、多少の差があるが、その数の多さは目を見張るものがある。

なお、この表10には、関係記事として、援護会資金の助成団体・事業を発表した記事件数についても、参考として掲載してある。

これによって、内務省が如何に生業扶助事業を推進するための各地の実例（団体・事業ごとの説明）を、継続して紹介していたかがわかる。記事の大きさは大小様々であるが、地方庁（府県）からの報告ないし内務省から派遣した視察員の報告記事として、掲載されている。

表10 内務省が『官報』で紹介した各地の軍人家族援護事業・生業扶助事業関係の記事

	記事 件数	団体数	参 考 (助成団体公表の記事)		記事 件数	団体数	参 考 (助成団体公表の記事)	
1904年 3月	1	1		1905年 5月	10	17		
4月	-	-		6月	3	8		
5月	4	5		7月	6	32		
6月	1	1		8月	5	11		1件 41団体
7月	1	1		9月	13	37		1件 31団体
8月	5	6		10月	13	49		1件 33団体
9月	4	9		11月	1	1		3件 27+38+31団体
10月	4	4		12月	-	-		
11月	5	12		1906年 1月	3	12		
12月	6	15		2月	1	13		1件 74団体
1905年 1月	4	10		3月	1	2		
2月	6	7		4月	-	-		1件 55団体
3月	2	3	計	101	258	8件 315団体		
4月	2	2						

注1. 内務省が『官報』の主に「地方行政」欄に、軍人家族援護・救護の生業扶助団体・事業などとして紹介した記事（その一覧は、本稿末尾の資料④-①に掲載）から作成した。
 2. 団体数には、事業団体名が記事中に具体的に示されていない場合にも、当該の県・郡・市町村などを事業団体（1団体）とみなして算出している。それゆえこの数値は、少な目に見積もった概数である。
 3. 参考欄は、関係記事として、内務省が援護会資金の助成を公表した記事件数とその助成団体数である。なお、その団体数には複数回助成を受けたものも含まれるため、計の数値（315）はその重複分を除外した数値となっている。

なお、この表10のもととなった各地の紹介記事（その事業実施団体名など）を日付順に一覧にしたものを、資料4-①として本稿の末尾に掲載してある。

それらの101件（取り上げられた団体数は少なく見積もっても258団体となる）におよぶ個々の記事内容に立ち入ってみると、当然ながらいずれの記事も、内務省の方針に立って、生業扶助の事例を取り上げ、推奨するという方針が一貫している。

したがって、救助令に伴う現金給与などに関しては、その件数などの統計的な報告もあったであろうが、そうした類のものはほとんどない。むしろ、現金給与が生業扶助事業によって減少したというような取り上げ方以外では、登場しないところに最大の特徴がある。

②内務省の生業扶助推進方針の「総集編」

そうした生業扶助推進のためのキャンペーンの「総集編」とでも言うべきものが、内務省が『官報』に1905（明38）年3月に掲載した長文の報告記事である。記事は、「戦時救護事業ノ趨勢及其ノ生産奨励ノ実況」と題する見出しで、3月16日および18日の二回にわたって掲載された。

その報告記事は、内務省の方針に即した内容となっていることは当然だが、以後、地方団体にとって、生業扶助の模範的事業を推奨し・生業扶助を推進するための指針として、広く活用されたもの^[2]、と思われる。本稿では、読者の便宜も考慮して、資料4-②としてその全文を、本稿末尾に掲載しておいた。

ここでは、「昨三十七年十二月調各府県戦時救護事業ノ趨勢及同事業トシテノ生産奨励ノ実況左ノ如シ（内務省）」とする前書きをつけて、以下、大別して、一の「戦時救護事業ノ趨勢」と二の「戦時救護事業トシテノ生産奨励ノ実況」からなる報告を行なっている。

その一の「趨勢」の冒頭で、戦時救護事業の進展状況に触れつつ、その趨勢・特徴点を次のように概括している部分に、特に注目したい。

従来救済事業ノ多クカ徒ニ賑恤ニ流ル、ノ弊アリシカタメ今次に於ケル救護事業ハ中央ト地

方トヲ論セス専ラ生業扶助ヲ以テ其要義ト為シ以テ永遠ニ独立自営ノ風氣ヲ保持セントシ堅ク相警メテ現金給与ノ弊ヲ未然ニ防遏セントスルニ勉メツ、アル如キ救護事業上方ニ一段ノ進境ヲ觀ル

* 下線は、筆者の付したものだ。

この部分の用語・筆致には、1章で取り上げた井上友一『救済制度要義』に類似したものがあると言うのは言い過ぎであろうか。内務省の地方局府県課長としての井上が、この報告記事の掲載原稿（起案文書）を、チェックしたことは明らかと思われるが、その際、若干の手を入れた可能性がありうるからである。

それはともかく、報告記事はこうした視点に立って、「地方ニ於ケル救護事業ノ範タルヘキモノ」として、以下でその実況を紹介しようというわけである。そこでは、「市街地」と「郡町村」に二大別した上で、その特徴的な傾向や事例をピックアップして推奨し、それが戦時救護事業の「趨勢」だとする。

そこには、日露開戦以降の下士兵卒家族救助令の施行をめぐっての、府県・市町村段階で取り組まれてきた、生業扶助推進の実例を、積極的に奨励し、さらに広げようという趣旨から、この報告記事を編纂した意図が明確に示されていると言えよう。

二の「実況」では、「戦時救護事業」について五つに分類しているが、この分類の説明はない。分類自体はやや便宜的であり、いわゆる授産・生業扶助としての就業奨励の手段（＝生産・産業奨励）別に整理したものであろう。

むしろ、その分類の如何よりも、そこで取り上げられた団体・事業と、それらが実施している様々なタイプの生業扶助・就業奨励の実例としての側面が重要である。

ここでは、表11として、そうした報告記事の構成内容とそれに沿って取り上げられた各地の団体・事業を一覧に整理したものを示しておこう。

それらの団体・事業は、あわせて70近くにもものぼる（若干の重複はある）が、その一つ一つについての個別の事業内容（設置主体・沿革・目的・作業種別・作業方法などのほか、従事人員・賃金・

表11 内務省「戦時救護事業ノ趨勢及其生産奨励ノ実況」(『官報』1905.3)の構成とそこで取上げた各地の「戦時救護事業」団体の概要

「戦時救護事業」団体・個人の名称など	
一、戦時救護事業ノ趨勢	
1. 地方的救護	* ここでは、「市街地」と「郡町村」に大別して、それらの特徴ある領域につき概観し、範とすべき団体・事業をあげているが、二の下線を付したものがそれである。 (なお、二で取り上げられていないものに、京都府久世郡の小学児童の助耕がある)
2. 一般的救護	帝国軍人援護会 愛国婦人会 国民後援会 ほか
二、戦時救護事業トシテノ生産奨励実況	
1. 産業奨励及職業紹介ト救護事業 (26団体)	京都市ノ若林平造(ショール製造工場) 大阪府ノ福本多三郎の日本博愛授産社(幼児保育含む)* 神戸市奉公会(生業紹介・賃金補給)* 横浜市奨兵義会(授産場、幼児保育所)* 神戸市長・沢野イト・加古郡長(レース編伝習) 高崎仏教慈善会(授産場)* 長野市恤兵会(手工奨励組合)* 福島県福島町(真田編伝習所) 福島県若松市尚武会(真田編伝習所)* 広島県(真田編講習所) 同県加茂郡(資金貸与・製品買取・原料交付等) 呉市干城会(授産部)* 香川県(綾歌郡、麦稗真田生産) 高松市尚武義会(麦稗真田伝習所)* 徳島県板野郡里浦村(鳴門若布生産) 同県那賀郡・勝浦郡ほか(藁蓆製作) 同県板野郡大津村ほか(塩蓆製作) 同県那賀郡見能林村(石灰俵製作) 高知県安芸町(戦時倶楽部、女子工芸所) 愛媛県新居郡多喜浜村兵事支会(資金貸与、製作品買上) 同県周桑郡(材料購入資金) 今治町伊予綿練業組合(特別賃金支給) 松山市武楊会(綿繰事業工場に雇用)* 仙台市兵事義会(就業紹介)* 盛岡市(就業紹介)
2. 軍需品製造ト救護事業 (14団体)	横須賀下士卒家族共励会(被服縫製)* 呉下士卒家族共励会(被服縫製)* 佐世保下士卒家族共励会(被服縫製)* 舞鶴下士卒家族共励会(被服縫製)* 東京市軍人家族授産婦人会(裁縫・洗濯)* 大阪市報効会(授産場・病院売店販売・幼児保育所)* 堺市兵事会授産場(裁縫・幼児保育)* 広島婦人一心会(授産所・幼児保育所)* 広島県海田市町ほか(原料供与) 同県御調郡中庄村(材料供給) 神戸市ノ沢野イト(軍用布団調製等) 茨城県水産試験場(缶詰製造従事) 前橋市長・高崎市長(軍用布団製作従事)
3. 産業ノ助成及児童ノ保育ト救護事業 (16団体)	東京市京橋区出征軍人幼児保育所* 神戸市出征軍人家族遺族児童保育所(婦人保奉公会)* 大阪婦人慈善会幼児保育所 大阪汎愛扶植会幼児保育所 大阪市浪華婦人会幼児保育所 大阪府中河内郡若江村青年会(耕耘助力) 大阪府東成郡北百済村(耕耘助力) 兵庫県多紀郡尚武会(労賃供給、肥料共同購入等) 同県神崎郡粟賀村(共同労賃で耕耘) 埼玉県大里郡本畠村(出兵軍人家族保護会、耕作・家事助力) 栃木県足利町(助戸軍人義報会、耕耘扶助) 群馬県群馬郡中川村(潜徳巡耕隊、協力助耕) 同郡明治村尚武会(農事補助) 鳥取県八頭郡国中村(戦時耕作隊、耕耘助力) 愛媛県温泉郡(無償小作・機業賃織) 同県西宇和郡(田畑無償貸与)
4. 専売事業ト救護事業 (3団体)	大阪府北河内郡津田村奉公会(燐寸・石鹼販売) 同三島郡茨木町(樋田新平・茨木町奉公会、石鹼小売り行商) 高知県幡多郡七郷村兵事会(資金貸与・鶏卵魚類雑貨の行商)
5. 各種ノ生業ト救護事業 (9団体)	兵庫県印南郡大塩村(燐寸箱張・児童保護所含む) 高知県(旧藩主山内侯爵家救恤金配分、安芸郡は原料供給製品買取など) 佐賀女子義勇団(裁縫工場雇用)* 佐賀婦人会(裁縫教授) 門司市(婦人慈善団体、作業場設置) 広島県安芸郡(各町村救護団体、原料供給・増賃金・買上等) 佐賀県東松浦郡呼子村(呼子浦漁民義団、休日出漁) 愛知県額田郡宮崎村尚武会(山林植栽)

注1. 『官報』(1905.3.16 および3.18)の記事から作成した。なお、記事の全文を本稿末尾の資料4-②に掲載してある。
2. なお原文中には、見出しの漢数字の「一～二」および洋数字の「1.～5.」は付せられてはいないが、見やすくするため筆者が付したものである。
3. 本表中の団体名の後に、*印を付けたものは、その後、援護会資金の助成を受けた団体である。

生産数量などの事業成果）が、簡潔だが具体的にイメージ出来るようなものとして報告されている。

③内務省の調査・視察

これらの報告記事は、さきに表10として示したそれまでの紹介記事を参考にしたことはもちろんだろうが、同時にそこで紹介しなかった内容も数多く含まれている。

報告中の一の「趨勢」の末尾には、「本編ハ第一期ニ於ケル地方庁ノ申報視察員ノ復命ニ基キテ編纂セリ」と断り書きがあるが、各府県からの報

告だけでなく、内務省の派遣した「視察員」の調査報告（復命書）などを参考にして、まとめたものであることがわかる。

この視察員には、内務省の囑託であった留岡幸助がその任についていた。留岡は、日露戦下にあつて、内務省の下士兵卒家族救助令の施行方針たる生業扶助を積極的に推進する立場から、いくつかの論稿^[3]を残している。

視察員としての職務も、そうした立場から積極的にコミットしていたと思われ、内務省のスポークスマンの役割も果たしていたようだ。

表12 留岡幸助（内務省囑託）の日記・旅行記などに見える視察調査状況

訪問月日	訪問・視察地／該当団体・事業など	備考（○印は後に助成）
1904（明治37）	3.21 秋田県／南秋田郡役所、尚武会	
	3.24 / 山本郡能代町	
	4. 1 宮城県／名取郡生田村軍人家族救護組合	
	4.21 東京市／京橋区出征軍人幼児保育所	○
	4.22 / 軍人家族授産場（授産婦人会）	
	5.17 （軍人家族救護問題の会合）	
	5.30 四谷区	
	同 下谷区・質屋	
	5.31 浅草区・木賃宿	
	7.28 / 報国婦人会	
	7.28 / 軍人家族授産婦人会	○
	7.30 横須賀／下士卒家族共励会	○
	8.11 大阪市／婦人矯風会・軍人家族慰問所	
	同 神戸市灘区	
	8.28 神戸市／婦人奉公会	○
	同 / 楠町仏通寺保育所	
8.25 神戸市／神戸市奉公会	○	
8.27 兵庫県		
8.28 神戸市葺合区		
同 / 沢野糸子		
1905（明治38）	8.28 高松市／尚武義会	○
	/ 幼児保育場	
	/ 一心会（興禪寺内）	
	愛媛県広村役場	
	9. 6 広島県福山町	
	9. 9 鳥取県／出征軍人幼児保育所	○
	9.19 神戸市楠公社内／幼児保育場	
	/ 婦人奉公会・燐寸箱製造所	○
/ 酒保事業		
/ 鉄眼寺の幼児保育		
9.20 神戸市慈善団体		
9.23 愛知県庁		
24 / 授産本工場 / 幼児保育所		
1906（明治39）	4.16 本荘町役場	
	4.17 平沢町	
	象潟町	
	4.18 酒田町／奉公義会	○
	本間家	
青木幼稚園	○	
4.20 山形市／授産場	○	

注1. 『留岡幸助日記』第2巻中の、1904～1906年の日記（旅行記・雑記・小論など）に見られる地方視察・調査状況中、軍人家族援護関係のものを抽出した。

というのも、「時局の影響と軍人遺族救護」と題した『東京朝日新聞』の記事(1904.9.16)がある。それは、関西地方の視察を終えた留岡から取材した、表題のような内容のやや長文の記事である。その冒頭では、次のように記されている。

先頃来内務省の囑託を受け時局の社会上に及ぼせる影響視察のため大阪、兵庫地方へ出張中なりし留岡幸助氏は此の程帰京したり

その記事中では、「軍人家族救護の事業は市町村宗教団体等其企業者の如何を問はず其成績何れも佳良」などとする概況のほか、とくに「昼間幼児保育場の設立等は最良の一法なるべし」として、神戸市の婦人奉公会の保育事業につき、その事業内容や成果を記している。

また、その当時の留岡の日記や旅行記の類には、この調査視察の様相がいくつも記されている。それらの調査・視察状況を記したものを拾ったのが、表12である。

留岡の記載している文章を見ると、日記や旅行記だから当然だが、メモ風のものやあっさり書かれているものが多い。なかには、視察状況の結果を丁寧に記しているものもあり、それらは彼が興味を持ち、評価が高いような団体・事業であるようだ。

それらを個々に紹介する余裕はないが、神戸の婦人奉公会の保育事業などは、その典型例だと言える。

当然のことながら、日記類に記されたもの以外にも、視察・調査の対象としたものはあったであろう。各府県庁からの報告だけでなく、内務省は直接、調査・視察員を全国に派遣して、実際を確かめ、実情を把握しようとしていたのである。

留岡以外にも、内務省の吏員や囑託で、どの位の人員が視察員として調査・視察にあっていたかを明らかにする資料は得られない。そう多くはないだろうが、留岡以外にもその任にあっていたものはいたと思われる。

いずれにせよ、その後、援護会資金の助成が開始されるようになってからも、このような視察は続けられていたようで、助成対象の選定の際には、こうした見聞が役立てられたことは言うまでもない。

(2) 内務省の援護会資金助成の実施状況

援護会資金の助成について、内務省が『官報』で最初に公表したのは、1905(明38)年8月末になってから^[4]である。

しかし、実際の助成開始は、それよりもかなり早く行なわれている。すなわち、その七ヶ月余も前の同年1月には、『東京朝日新聞』が同資金による最初の助成を報道している。以後、同紙は8月までに数回にわたり資金助成を報じている。

ここでは、それらの新聞記事と『官報』での公表を材料に、援護会資金の助成状況とその仕組みを見ておきたい。

①内務省による資金助成の開始(新聞記事で見ると)

帝国軍人援護会資金の助成についての、『東京朝日新聞』の最初の報道は、1905(明38)年1月20日付けの「援護会の資金支出」と題する次のような記事である。

帝国軍人援護会の依頼に対し内務大臣は直接救助を為すよりは生業扶助即ち生産業授与、幼児保育等を以て軍人家族遺族の救護を目的とする団体を補助するを適当とするにつき左の通り援護会より支出ありたしと返答し援護会は之を實行したり

横須賀下士卒家族共励会	へ	二千五百円
大阪市報効会	}	へ 各二千元
横須賀市奨兵義会		
神戸婦人奉公会		
東京市軍人家族授産婦人会	}	へ 各一千元
高松市尚武義会		

この記事では、これらの報道内容に関する日時が何日のことであったかが明確に示されていない。この記事の限りでは、その前日の1月19日か、せいぜい数日前のことで、その間に内務大臣名の「返答」があり、援護会による「実行」がなされたのだと思われる。

実際には、同紙(6.19付け)の援護会資金助成の中間総括的な記事で、1月18日のニュースだったことが記されており、援護会が実行(交附)し

たのが、その時点だったのであろう。

すなわち、援護会資金による最初の助成（交附）は、1905年の1月中旬（実際には1月18日）に、（記事中の6団体に対して）なされたということである。

また、この記事の文面からわかる重要な点は、「援護会の依囑」した件につき、内務大臣が個別に助成すべき団体と金額を示して、「支出ありたしと返答」し、援護会はそれにしたがって「之を実行した」という、助成のシステムが漠然とであれ示されていることだと思われる。

この点は、後に（6章の事例で）示すように、援護会資金助成をめぐるの、内務省と県との文書のやりとりからも裏付けられる。すなわち、援護会資金の助成については、（一般に各団体からの申出に基づく各府県からの申達を前提に）内務省が個別の団体・事業と具体的な金額まで指定して、援護会に支出（＝助成）をいわば指示する形が採られ、援護会はそれに基づき、各団体宛に交附（送金）しているのである。

ところで、その後の『東京朝日新聞』によれば、8月末日までの間に計11回の援護会資金の助成に関する記事が掲載^[5]されている。一部の記事には資金の交附日の情報もあるうえ、記事には重複やミスもある。そのため、わかる範囲でそれらを整理してまとめたものが表13である。

これによって、内務省は年明けの1月段階から、ポツポツといくつかの優良団体を選定し、助成しているという状況が浮かび上がる。公式発表が8月末までなされていないことを含めて、この段階では、積極的かつ大々的に、資金助成を展開しているように見えない。

なお、この間の『東京朝日新聞』のいくつかの記事中では、次のような表現で、助成を報じていることを指摘しておこう。

…其後内務省は引続き調査の結果今回左の各団体〔具体的には、呉海軍下士卒家族共励会と佐世保海軍下士卒家族共励会の二団体〕は基礎確実にして其発達を助成するの必要ありと認め左の金額支出の義〔ママ〕を同会〔援護会〕に通牒し同会は直ちに之を支給せり〔3月3日付け〕

軍人援護会が昨年十月内務大臣に向って各府

県の救護団体に救護金を交附する義〔ママ〕に付依頼し爾来内務省にて調査の結果目下の処援護会の力を以て現金救助を為すの必要なきのみならず却て弊害を生ずる虞あれば生業扶助、幼児保育、疾病治療を条件として適當のものに向って救護金を交附するの方針を採り其後左〔当初からの助成の累計、略〕の如く交附したり内務省にても可成適當のものに交附せしむる方針なるが其願出は現時極めて少数なりと云ふ〔6月19日付け〕

因に各地方より内務省に対し補助支給方を申出づる救護団体頗る多く同省にても調査上大に繁忙を極め居る模様なるが援護会にては同省の通牒次第続々支出する手はずになり居れりと〔7月9日付け〕

これらの記事から窺えるのは、一つは、内務省が何等かの「調査」に基づく一定の決定を援護会に「通牒」し、援護会が「交附」ないし「補助支給」の実務（送金）を行なっている、ことである。

二つは、6月半ば頃までは、その「願出」はそれほどなかった（「極めて少数」）が、7月には一転して申出団体が「頗る多く」なり、内務省の調査も「繁忙を極め」る状況となったこと、また、同省からの通牒次第、援護会では支出する予定となっている、ということである。

おそらく、表13に示したような新聞報道を見て、各府県・市町村や各団体などからの問い合わせが相次ぐようになった結果、6月末頃からは援護会資金助成への申出団体が急増したのであろうと思われる。

さらに、これらの記事の筆致からして、記事の情報源は主に援護会で、そこでの取材に多くを依存している（内務省側からの取材はほとんどないか、あってもごくわずかである）ように思われる。この点で、これらのニュースは内務省が積極的にリークしたものとは思えない。

それはともかく、9月以降にも同様な資金助成の記事を『東京朝日新聞』は掲載しているが、以下で見るように8月末以降は、内務省が直接『官報』に掲載した発表があるので、それらについては省略する。

表13 『東京朝日新聞』の報道による援護会資金の当初の助成・交附状況

交附日	団体	助成金額	助成団体の名称と助成金額（単位：円）
1月18日	6	10,500	横須賀下士卒家族共励会 2500、大阪市報効会 2000、横浜市将兵義会 2000、神戸婦人奉公会 2000、東京市軍人家族授産婦人会 1000、高松市尚武義会 1000
2月27日	2	5,000	呉海軍下士卒家族共励会 2500、佐世保海軍下士卒家族共励会 2500
3月20日	2	2,000	京都人円会戦時救護会 1000、秋田市出征軍人家族授産会 1000
3月22日	1	1,000	若松市尚武会 1000
4月11日	3	3,500	大阪市日本博愛授産社 500、舞鶴海軍下士卒家族共励会 2500、堺市兵事会授産場 500
6月 3日	3	2,500	静岡市恤兵団 1000、愛知県熱田郡尚武会 500、愛国婦人会岡山支部幼児保育所1000
* 以上は、6月19日付けの『東京朝日新聞』の記事による（注参照）			
掲載日（以下は『東京朝日新聞』の掲載日付）			
6月21日	2	9,000	横須賀海軍下士卒家族共励会 6500②、高松市尚武義会 2500②
6月28日	3	3,150	東京府舎人村救護団体 150、長崎奉公会2000、長崎市軍人家族幼児保育所1000
7月 9日	3	12,200	横浜市奨兵義会 8000②、佐賀市女子義勇団 2500、姫路市奉公義会 1200
8月 2日	12	16,000	呉市干城会 2000、前橋市奉公婦人会幼児保育所 1000、高崎市幼児保育所 1000、高崎市軍人家族授産場 800、弘前市救護義会 1500、弘前救護義会幼児保育所 500、本所区軍人家族婦人会 1500、愛国婦人会姫路幹事武幼児保育所 1000、鳥取市出征軍人家族幼児保育所 800、愛国婦人会青森支部幼児保育所 500、名古屋市尚武会 5000、宮城県涌谷婦人会 400
8月31日	30	10,100	30団体の個々の名称・金額は省略

注1. 表中の個別団体名の次の数字は助成金額で、②とあるのは2回目の助成を意味する。

- 本表は、1905（明38）年中の該当月日の『東京朝日新聞』により作成した。同紙には、1月20日～6月11日までの間に、帝国軍人援護会の資金助成の記事が、計5回にわたり掲載されているが、そこには交附日の情報はなく、誤植など細部のミスや重複がある。同紙は、6月19日に改めてそれまでの助成分につき、まとめているので、その記事を基本にした。
- その際、『官報』の8月23日号の内務省の公式発表（交附日の情報はない）を参考に、誤植訂正などの参考にした。ただし、朝日の8.2分の弘前市救護義会と同幼児保育所については、『官報』では両者を合算しているが、本表では朝日にしたがって、別個のものとして記載した。
- 『東京朝日新聞』には、9月3日以降にも同様の記事があるが省略した。

以上、新聞報道（記事）を多用することによって、当初の援護会資金の助成状況を見てきた。というのも、この間の状況については、援護会ないしは内務省による関係文書等が見当たらないためである。

ただし、以下の6章で山口県の事例を示す際に、そこに示されている県庁文書（対内務省とのやりとりおよび団体などの添付文書）からは、新聞報道から窺われる助成の仕組みがほぼ正確であることがわかる。

②援護会資金助成の実施状況

ところで、1905（明38）年8月23日の『官報』は、その「地方行政」欄に、「帝国軍人援護会ノ援護シタル生業扶助事業」との見出しで、次のような援護会資金助成の記事本文に続き、それらの助成対象となった団体・事業の一覧を掲載している。

各府県市部又ハ郡部ノ生業扶助事業中適切頭著ニシテ且ツ内務省ノ調査ニ基キ帝国軍人援護会ニ於テ本月十五日マテニ援護シタルモノ左ノ如シ（内務省）

〔以下の、助成を受けた団体それぞれの「会名・事業・現今収容人員・将来ノ計画・援護金額」の一覧は、ここでは省略〕

この最初の公表で、助成を受けた団体は41団体で、助成額は計99,955円である。これらは「八月十五日マテニ」助成を受けたもので、さきの『東京朝日新聞』の8月2日付けの記事および8月31日付けの記事の一部に該当するものである。

それはともかく、この時期に内務省が『官報』で資金助成の結果を公表したのは、何か特別な理由があったのだろうか。さきの『東京朝日新聞』の報道からすれば、とくに秘匿していたわけではない。しかし、一月の最初の助成時から積極的に公表していたわけでもなかった。

それが、資金助成の問い合わせや申出が相次いだこともあり、それらの一部の申出だけに対応するのではなく、公平を期することや何よりも資金助成による生業扶助の推進を図るため、この時点で一転して積極的に公表したのではないかと推測する。

そうした推測があたっているか否かはともかく、

内務省は以後、この援護会資金の助成につき、表14に示すように、『官報』で次々と公表するようになる。

見られるように、計八回にわたり、1906（明39）年4月までの間に、315団体（重複助成の場合は1団体として計算した実団体数）が、合計27万円余の助成を受けている。

なお、平均助成金額を見ると、第一回の助成が平均2,438円で最多、第二回は平均1,779円で二番目に多いが、以下の発表時期では平均額が千円を割り込み、低減していることがわかる。これは、当初の一・二回が規模の大きい有力団体が主に対象となっていたのに対し、三回目以降では、規模が小口化したことを意味する。

すなわち、当初は、有力で大規模な団体に絞られていた（金額も大きい）が、各府県からの助成の上申が増え、規模は小さくとも対象を大幅に拡大する（金額は小さい）方向へと転換したのである。

こうして、1905（明38）年から翌年春にかけて、全国の合計315団体を対象に、総額27万円余にのぼる援護会資金の助成が行なわれたのである。では、それらの実態はどのようなものだったのだろうか。

以下では、『官報』で公表されたデータに基づき、若干の集計整理を行なった結果を手掛りに、簡単にその概況を明らかにしておこう。

a 資金助成の道府県別の状況

まず、道府県別の援護資金の助成状況はどのようになっているのであろうか。その結果をみたものが、表15である。また、この表15のベースとなった『官報』の公表データを、道府県別に整理したものを、本稿末尾に資料4-③として掲載しておいた。

これらから、道府県別に見た場合には、様々な意味で大きなバラツキがあることがわかる。

そもそも、援護会の資金助成が軍人家族の援護を目標にした生業扶助を行なう団体・事業を対象にしたものであり、道府県を対象にしたものではない。

その種の団体・事業がどの程度あるか、あるいはどの程度組織されているか、さらにはそれらの団体が資金助成を申出たか否か、また、関係府県庁の上申への姿勢によっても異なるであろう。

それゆえ、そうした条件が道府県間で大きく異なれば、格差が生じるのは当然でもあり、やむを得ない結果でもある。そのことを前提に、道府県別に見た助成を受けた団体と助成金額には、どのような特徴があるのであろうか。

まず、都市部を含む特定の府県（神奈川・大阪・広島・愛知・京都・愛媛・長崎・東京・兵庫の各府県など）で、団体数はそれほど多くはないのに、助成金額の多いところが目立つ。

しかも、一団体あたりの平均助成金額を見てみると、神奈川（9,500円）が段違いに多いが、大阪

表14 帝国軍人援護会の資金助成の実施状況（1905-1906、集計結果）

	官報掲載日（助成の実施日）	団体数	助成金額	平均助成額	備 考
		団体	円	円	
第1回	1905年 8月23日（8.15までの実施分）	41	99,955	2,438	
第2回	9月18日（9.13までの実施分）	31	55,150	1,779	
第3回	10月 7日（9.28までの実施分）	33	18,420	558	
第4回	11月 1日（10.11までの実施分）	27	23,110	856	
第5回	11月 4日（10.24までの実施分）	38	17,955	473	
第6回	11月24日（11. 9までの実施分）	31	13,420	433	
第7回	1906年 2月 8日（1.19までの実施分）	74	22,134	299	
第8回	4月26日（3.20までの実施分）	55	20,908	380	
計		315	271,052	860	

注1. 以下の日付の『官報』から集計、作成した。

1905（明治38）年8月23日 同年9月18日 同年10月7日 同年11月1日 同年11月4日 同年11月24日
1906（明治39）年2月8日 同年4月26日

- 計欄の団体数は、重複して助成を受けた団体（15団体ある）を1団体として数えているため、発表時期別の団体数の合計（330）とは一致しない。
- 平均助成額は、助成団体数で除したもので、円以下を四捨五入してある。

表15 援護会の資金助成を受けた団体と助成金額（道府県別集計）

	団体	助成金額	平均助成金額		団体	助成金額	平均助成金額
	円	円	円		円	円	円
北海道	3	1,600	533	滋賀	1	1,000	1,000
青森	4	4,680	1,170	京都	5	14,550	2,910
岩手	24	10,171	424	大阪	7	29,980	4,283
宮城	11	6,224	566	兵庫	7	14,100	2,014
秋田	2	2,500	1,250	奈良	47	10,225	218
山形	7	5,760	823	和歌山	1	1,000	1,000
福島	23	11,817	514	鳥取	2	1,390	695
茨城	11	3,370	306	島根	5	4,230	846
栃木	1	1,000	1,000	岡山	22	5,930	270
群馬	4	3,400	850	広島	4	16,000	4,000
埼玉	1	1,900	1,900	山口	14	14,360	1,026
千葉	-	-	-	徳島	11	10,610	965
東京	5	10,650	2,130	香川	29	11,485	396
神奈川	2	19,000	9,500	愛媛	2	4,800	2,400
新潟	1	430	430	高知	-	-	-
富山	1	1,500	1,500	福岡	4	1,870	468
石川	18	7,415	412	佐賀	3	3,050	1,017
福井	5	500	100	長崎	6	13,005	2,168
山梨	1	1,000	1,000	熊本	1	800	800
長野	7	4,720	674	大分	2	1,300	750
岐阜	-	-	-	宮崎	-	-	-
静岡	5	6,500	1,300	鹿児島	3	730	243
愛知	2	6,000	3,000	沖縄	-	-	-
三重	1	500	500	合計	315	271,052	860

注1. 表13に示した『官報』に掲載のデータから集計、作成した。
 2. 団体数は、複数回助成を受けた団体（15団体ある）も1団体として算出している。

(4,283円)・広島(4,000円)・愛知(3,000円)・京都(2,910円)などの諸府県も、多額となっている。

これらの府県の団体数はそれほど多くはないから、これらの府県ではいくつかの特定の団体が、多額の助成を受けたことを示すものと言えそうである。

他方、助成団体数の多い府県を見ると、奈良（43団体）をトップに、香川・岩手・福島・岡山（以上、20～29団体）・石川（18団体）の順に数が多く、都市部というよりも農村部を多くかかえる地域に助成団体が多い。また、その当然の結果だろうが、これらの府県の一団体当たり平均助成金額は極めて少ない（奈良218円など）。

また、農村部が多くを占める府県でも、千葉・岐阜・高知・宮崎・沖縄（以上、助成団体なし）あるいは栃木・埼玉・新潟・富山・山梨・三重・滋賀・和歌山・熊本（以上1団体）などでは、助成団体数はゼロか1であり、助成団体が2～3というところも、ほとんどが農村部というような状況にある。

以上から、とくに助成金額の大きな団体が偏在していることもあって、道府県別の助成状況のバ

ラツキや格差があることがわかった。

ちなみに、表15の基礎となった原データ（『官報』）ないし、その助成団体の一覧をまとめた資料4-③を見ると、それらの特定の団体がある。それらの中で、とくに助成金額が3,000円以上（2回助成した場合はその合計額）の団体を選んで、以下に金額順にあげておく。

- *（ ）内は、当該団体の救護対象人員
- 19,000円 大阪市報効会（600）
- 10,000円 横浜市奨兵義会（320）
- 9,000円 横須賀下士卒家族共励会（354）
- 8,500円 舞鶴下士卒家族共励会（200）
- 7,500円 呉下士卒家族共励会（160）
- 7,000円 神戸市婦人奉公会（165）、
佐世保下士卒家族共励会（150）
- 6,000円 愛国婦人会大阪支部（150）
- 5,000円 東京市軍人家族授産婦人会（170）、
名古屋市尚武会（352）
山口県／玖珂郡尚武会（一）
- 3,500円 京都府／相楽郡軍人家族救護会（625）、
広島軍人待遇会（125）

呉干城会（100）、
高松市尚武義会（195）
3,300円 松山市武揚会（148）
3,200円 神戸奉公会（400）
3,000円 金沢市出征軍人家族救護義会（162）、
静岡市恤兵团（279）
堺市兵事会授産場（200）、
山口県／吉敷郡軍人優待会（－）

これらだけで、21団体、助成金額はあわせて12万1500円に達する。資金助成を受けた全団体315団体、合計助成額27万1052円に対して、団体数では7%程度だが、金額では45%を占めていることがわかる。

それらの団体を見ると、一つは、横須賀・舞鶴・呉・佐世保など、海軍基地（軍港・鎮守府）に伴なう海軍関係の団体（下士卒家族共励会）であること、二つは、大阪・横浜・東京・神戸・名古屋・高松・松山・金沢・静岡・堺など大都市でかつ有力な軍人援護団体であること、などの特徴があげられる。

わずかな例外^[6]はあるが、これらの有力な軍事援護団体が所在した府県に、助成金額が多くなったのである。

これに対し、資料4-③で、助成団体の多い府県（例えば、奈良・香川・岩手・福島・岡山・石川など）を見てみると、都市よりも郡部で、とくに、村単位での規模の小さいと思える団体が多数、助成対象となっていることがわかる。

このことは、これら一部の府県で、こうした村単位での団体が多数組織されるとともに、おそらくは県庁などの指導のもとに、組織的に助成を申請したことの結果だったのではないかと思われる。そうした動きがなかった府県では、別個の特別な理由でもない限り、助成団体と助成金額は極端に少なくなったと言えそうである。

b 助成団体の事業種別・事業内容

では、それらの助成を受けた生業扶助団体の事業種別・事業内容は、どのようなものであったのだろうか。

まず、さきあげた助成規模の大きな団体（3000円以上）について、具体的な事業種別・事業内容

（製品名含む）を見ておこう。それらは、内務省の『官報』での発表によると、次のようなものである。（ ）内は、助成金額。

大阪市報効会（19,000円）
軍用被服裁縫、予備病院酒保、労働紹介、
幼児保育
横浜市奨兵義会（10,000円）
陸軍被服裁縫、輸出向竹行李製造、陶器
絵、幼児保育
横須賀下士卒家族共励会（9,000円）
軍用被服寝具裁縫及洗濯、銃器修覆、軍
旗調製
舞鶴下士卒家族共励会（8,500円）
軍用被服寝具裁縫及洗濯、銃器修覆、軍
旗調製、幼児保育
呉下士卒家族共励会（7,500円）
軍用被服寝具裁縫及洗濯、銃器修覆、軍
旗調製、幼児保育
神戸市婦人奉公会（7,000円）
保育
佐世保下士卒家族共励会（7,000円）
軍用被服寝具裁縫及洗濯、銃器修覆、軍
旗調製、幼児保育
愛国婦人会大阪支部（6,000円）
軍服裁縫、幼児保育
東京市軍人家族授産婦人会（5,000円）
軍人被服裁縫、洗濯、幼児保育
名古屋市尚武会（5,000円）
軍服裁縫、幼児保育
山口県／玖珂郡尚武会（5,000円）
縮織、製紙、麦稈真田練習
京都府／相楽郡軍人家族救護会（3,500円）
吠繩蒔、経木真田、襦袢袴下裁縫
広島軍人待遇会（3,500円）
裁縫、幼児保育
呉干城会（3,500円）
機織、状袋製作、幼児保育
高松市尚武義会（3,500円）
麦稈真田帽子製作、軍用被服裁縫
松山（市）武揚会（3,300円）
機織、洗濯、幼児保育
神戸奉公会（3,200円）

雑貨行商、燐寸箱製造、真田編製造、資金貸与

金沢市出征軍人家族救護義会 (3,000円)

予備病院用被服裁縫修理及洋服裁縫、幼児保育

静岡市恤兵団 (3,000円)

レース編、軍用被服裁縫、幼児保育

堺市兵事会授産場 (3,000円)

軍服裁縫、幼児保育

山口県／吉敷郡軍人優待会 (3,000円)

幼児保育、機業伝習

*「事業」名の表記は、若干の簡略化以外は原文のまま。

これらの助成規模の大きい団体は、多様ではあるが、まず様々な分野でのいわゆる生業（授産）への就業・従業を、1団体（保育のみ）を除く20団体があげている。

内容的には、軍用被服・寝具の裁縫・洗濯のほか、軍旗の調製・銃器の修覆などが目立つ。これらの多くは、海軍および陸軍関係の軍需関係であり、その関係からの業務への就業・従業という特徴が指摘できる。

次に、目立つのは幼児保育であるが、16団体があげている。これらの多くは、さきの軍需関係での就業・従業に伴うもので、その規模が大きいだけに、その従業時間中の保育が必要になったのである。

都市の場合には、とくに軍需以外にも、就業・従業の場は存在したと思われる。ただし、ここにあげた団体の事例では、事例がそれほど多くないだけに、特定の授産業種（生業）や職種（製品）が浮かび上がるほどに、とくに集中したものはない。

それらの都市（民需）の場合でも、就業時の保育の問題は当然必要になるから、多くの団体は幼児保育に取り組んだのである。また、わずか1団体づつだが、労働紹介・資金貸与をあげているところもあった。

以上は、規模の大きい団体についてのみ見たものであるが、規模の小さな団体や農村地域などが多い地域ではどうだったのであろうか。それらを明らかにするために、やや大雑把ではあるが、助成を受けた全団体（315団体）の事業種別（複数

あげているものが多い）を、単純に集計した結果が、表16である。

単純で、整理も十分にされていない仮集計表で恐縮だが、この表から農村部の規模の小さい団体を含めた全体の様相が窺える。そこでの授産（生業）の業種・職種での従業・就業の特徴を次の四点に絞って、あげておこう。

まず、第一に、第二次産業分野といっても、手工業的なものが多くを占めるが、様々な規模の小さい生産業種・職種での、従業・就業（実際にはその生産物・製品名）が、全体としては多くを占めていることである。

それらの業種・職種（製品名）につき、多いものから順にあげると、まず、麦稗経木真田（編み）が一位で89、次いで、裁縫（被服・寝具）が二位で39、以下、機織り・機業26、大和織り20、木綿織り・綿布16、藁細工14、レース編み12などが多い。

その他にも、竹行李製造9、羽二重織7、真綿製造7、花苳7、菰・吹・縄苳7、製紙5、封筒・状袋5、マッチ製造5、造花5などが続いている。

これらの製品には、生産・技術方式の段階が違うものもある。また、ひと括りにした方が良いものもあるし、表記は別だが、実は同じ作業である、と思えそうなものもある。その意味では、製品名からの整理は不可能で、この数値はあくまでも参考として、見てもらいたい。

いずれにしても、第二のところでは取り上げる分野との区別が付き難い製品類や手内職的なものから近代的な機械を使用した工場形態のものまで、様々なレベルが違うものが含まれているのが実態のようである。また、現在からは理解しにくいような製品などもあり、当時の様子が窺えて興味深いものがある。

第二に、第一次産業分野に分類される領域での、農作業や山仕事・牧畜とは言えぬ養鶏などなどへの従業・就業であるが、これらは第一とくらべ著しく少なくなる。

ここでは、炭焼き13をトップに、養鶏7、農作業・野菜3などが続く。

第三に、いわゆる第三次産業の商業やサービス分野での、従業・就業もわずかだがある。洗濯12、行商・呼び売り5などである。

第四に、三分野の他に、保育・幼児保育（保育

表16 資金助成を受けた団体・事業の事業内容・種別・製品名（集計結果）

裁縫（被服・寝具）	39	麦稈経木真田	89	洗濯	12	保育・幼児保育	92
機織・機業	26	藁細工	14	製紙・紙すき	5	幼児受託	2
大和織	20	ヌイゴ細工	1	封筒 状袋	5	あんま	1
木綿織・綿布	16	花苳	7	マッチ製造	5	行商・呼売り	5
羽二重織	7	菰・吹・縄苳	7	造花	5	タバコ販売	1
真綿製造	7	苳織	4	楊枝	4	酒保	1
綿ネル織	1	莫苳	4	皿敷き	2	炭焼（木炭）	13
麻裏	1	藺苳	3	マッチ箱張	2	カイロ炭	1
ガーゼ	2	糸堅苳	3	下駄	2	石灰	1
メリヤス	3	藁苳	3	傘	1	養鶏	7
リンネル加工	2	炭俵・炭縄	3	陶器絵	1	養豚	1
パテン縫	2	地苳	2	巻紙	1	農作業・野菜	3
タオル	2	草履	1	傘紙	1	山仕事	1
ハンカチ	1	鞋	1	編笠	1	秣刈取	1
白木綿	1	麻苳縄	1	竹行李製造	9	種子・肥料給与	1
羽天	1	捻縄	1	竹細工	4	養蚕網	1
縮織	1	軍用縄	1	木通 細工	3	魚網製糸	1
靴下織	1	軍旗調整	4	柳行李	2	資本貸与・給与	11
レース編み	12	銃器修覆	4	桧藤羊歯細工	2	工賃・賃銭補給	6
編物・刺繍	2	弾薬箱政策	1	竹葛籠	1	労働・職業紹介	4

注 表13に示した『官報』が事業内容としてあげているものを、単純に仮集計したものである。したがって、事業内容と言うよりは、単にその製品を示すに過ぎないものも多いが、ここではそのまま集計した。

受託含む）94はじめ、資本貸与・給与11や工賃・賃銭補給6、労働・職業紹介4などがある。これらは全体として、第二、第三よりも多くを占めている。

これらは、異なるレベルでの分類で比較しようがないが、何れかの分野・領域（おそらくは、第一～第三であげた分野）での従業・就業にかかわることを前提にしたものである。

とくに、保育・幼児保育については、家族（主に兵士の妻等）の生業関係の従業・就業のために、その障害除去のために行なうものであり、生業（への従業）そのものとは性格が異なる。

なお、これらの助成を受けた団体・事業のより具体的な事業内容や運営状況、事業成績、その効果などについては、6章で山口県での事例を通して示す予定である。

(3) その後／援護会の解散と残余資金の分配、事業の継続・継承

ここでは、1906（明39）年6月に、援護会が解散したこと、その残余資金の処理について、内務省に一任し、その結果、8月に各道府県への128万円におよぶ残余資金の分配が行われたことをとりあげる。

また、援護会資金の助成を受けた団体・事業の

その後についても、わかりうる範囲で記しておきたい。

①帝国軍人援護会の解散

援護会の解散が検討されていることが報道されたのは、1906（明39）年4月3日の『東京朝日新聞』の「援護会の処置（残金百十万円）」と題する、次のような記事であった。

軍人援護会は其定款に基き去る三月の出征軍引揚終了の期を以て法人組織を解散する筈なりしも募集したる援護資金中僅かに廿六万円を支出したるのみ猶百十万円の巨額の残金あれば同会にては之が処分法に苦心中心にて最初先づ陸軍省側の意向を探りしも同省にては出征軍人に対しては充分の恩賞あるを以て他に此方面の費途なしと云ふにあるが如く更に内務省に対し之が保管依託の交渉を開きしに同省の意向は各地方にある軍人救護に関する各種の団体を補助せんとするにあれば同会は不日評〔議〕員会を開き依託条件を協議し愈々正式に軍人援護会を解散する筈なり

* 下線は、筆者の付したものである。

この記事中で、援護会が残余金の処分法に苦慮し、まず陸軍省の意向を聞いているという点は、

内務省との関係もあって注目される。この記事からは、少なくとも残余金に関しては、援護会の主導権が存したことを意味する^[7]からである。

そのことはともかく、記事中の「定款」とは、援護会の寄附行為二十一条のことと思われるが、そこには次のように記されている。

第二十一条 本会は今回の事変其終局を告げ継続の必要なしと認むるときは理事総員の一致決議を以て評議員三分の二以上の同意を得総裁の認許を経て之を解散す

また、寄附行為二十二条には、解散時には「本会資産は赤十字社愛国婦人会又は類似の事業中評議員会に於て決議したるものに之を寄附する」と規定していることにも留意しておきたい。

と言うのは、この記事中、残余金の処分に関し、内務省の意向としては各地方の軍人救護の各種団体へ補助することが記されている。実際には、次項で見ると、残余金は類似の事業団体ではなく、各道府県に分配することになったという事実があるからである。

おそらく、この時点では寄附行為二十二条を考慮して、こうした「意向」を伝えたのではないかと思われる。

その後、6月7日には援護会の解散式が行なわれている。そのことを伝えた記事（『東京朝日新聞』1905.6.8）では、解散式の前に開いた評議員会で決算報告があり、その中で既支出額28万3909円（助成団体数314）と報告され、残金115万2921円としている。

また、この残金の処分案についても、「この残金は全部各府県に分配し永く生計に困難なる遺族廃兵及其家族の直接救助生業扶助其他子弟の教養等に供せん為め左の趣旨により之が処理を内務大臣に請願する筈」として、次のような四項目の分配条件を報じている。

- 一、配付金は内務大臣の定むる条件の下に其保管及び処分方法を定むる事
- 一、救助支出に就ては本会寄附行為第四条第一二項〔三項の誤りか〕に規定せる趣旨に依

る事

- 一、配付金は大体遺族廃兵及其家族数を標準とし尚実際の状況を斟酌して定められたき事
- 一、従来本会より援助せし各団体所在の府県に対しては相当斟酌を加へ配付額を定められ度き事

こうして帝国軍人援護会は、創立以来わずか二年余で解散してしまったのである。解散および多額の残余金が出てしまったことについては、評価は難しい。

見通しの問題もあつただろうと思われるが、資金助成を積極的に展開したのが、1905年の講和問題が具体化した時期以降で、時間はそれほどなかったからである。

ただし、解散することを急ぎ過ぎた気がしないでもない。助成した生業扶助事業の対象には、遺族や廃兵を含んでいたが、さらにその対象を重点として積極的に拡大する方向も考えられた。

趣意書（資料3-①a）には、その末尾で「其成績を見たる上は永遠の事業として之を継続することあるべし」とも言っている。継続して資金助成を続け、残余金を残さず費消した上で、解散することもあり得たのである。

とくに、遺族や廃兵、その家族に対する救護に重点を置いていた救護規則からも、その大義名分はあつた。その必要は、後の軍事救護法の制定経過が示すように、戦後もなお長期にわたって必要だったと言える状況が存在していた^[8]からである。

ただし、その場合は、団体を通しての生業扶助という内務省方式での救護では、困難であつたかも知れない。

他方、内務省の方針とも絡むが、資金助成を事実上担当した内務省が、資金を費消してしまうことよりも、助成そのものを抑制したと考えられる面がある。助成策自体を積極的にPRし、府県を通して推進したとは、必ずしも考えられないのである。

団体を通しての救護・援護と言う場合、そのような団体が十分にあつたか否かは、疑問であり、1905年秋以降の助成状況からすると、助成金額が少額の弱小団体が圧倒的に多くなるという状況が見られた。

そうした状況であれば、助成方針を緩めない限り、助成方式による資金の費消は、次第に手詰まりになる。その場合には、細々と助成を続けることになりかねず、解散という方向を選択することも必要となるからである。

いずれにせよ、援護会は解散という選択をした、あるいはせざるを得なかったのである。おそらく、そのような選択をした背後には、さきにも見てきたような援護会自体の弱点があったことによるのであろう。

一つは、財団法人としての主体的な選択をする機能(事務局など)を事実上ほとんど持ちえなかったこと、二つは、設立関係者等が、設立時に見せたような熱意をもちや持続させ得なかったこと、これらが大きな要因であろう。

さらに、それらをあわせた事情でもあるが、大蔵・日銀関係者や金融・財界・経済界をバックに、その関係者等が、内務省に対抗して、援護会を維持し、存続させるメリットは何らなかった、ということであろう。

内務省が、救済・援護事業を所管し、道府県という実行部隊を持っているのであって、餅は餅屋に任せればよいからである。

②残余資金の内務省による分配

援護会解散後の残余資金の処理は、内務省に一任された。さきの解散時の条件にほぼ沿った形で、配分額が決定され、各道府県に資金が配分されたのは、8月14日のことであった。

内務省にして見れば、熟した柿が落ちてきたのである。団体への分配ではなく、道府県への分配の方針を選んだことで、局面は完全に变化したことになる。全府県を対象にした、新たな軍事援護関係事業への資金を獲得したことになるからである。

若干の制約はあるにしても、全道府県を通じて、軍事援護関係事業を実施してゆく源資が得られたのである。

その結果、内務省は、本稿末尾の資料4-④として、援護会の残余資金分配およびその用途に関しての、内務大臣訓令および関連する地方局長通牒を発出することになる。

見られるように、それらには残余資金分配の趣旨とその用途、支出方についての指示が見られる。

すなわち、大臣訓令ではその資金の由来を述べた上で、残余資金の趣旨とその用途について次のように言う。

今ヤ其ノ残余資金ヲ以テ戦後長ク遺族廃兵及其ノ家族援護ノ為各地方へ配付セルモノナルヲ以テ能ク其ノ主旨ノ存スル所ヲ体シ其ノ救護ヲ要スルモノニ在テハ主トシテ自當ノ途ヲ得セシムル為各種ノ手段ニ依テ其ノ生業ヲ幫助シ其ノ他子弟ノ教養児童ノ保育等各地ノ状況ニ応ジテ最モ適切ノ費途ニ充テ其ノ労働ニ堪ヘザルモノ若ハ事情已ムヲ得ザルモノニ限り直接救助ヲ為ス等之ガ用途ヲ慎ミ長ク援護ノ効果ヲ完カラシムルヲ期スベシ

* 下線を付したのは筆者である。

また、地方局長通牒では、資金の積立保管と支出はその「利子ヲ以テ之ニ充テ資金ハ永遠ノヲ保存セラル」ること、やむを得ず元本を使用するときは「本省へ稟請」すべきこと、また、救済にあたっては、「個人」の場合でも「生業扶助ノ方法」に依ること、団体の場合も「生業扶助ノ施設ニ係ルモノ」とすべきことなどを指示している。

なお、各府県への具体的な配分額については、『東京朝日新聞』（1906.8.16）が報道しているので、表17として示しておく。

各道府県への具体的な配分額は、かなりのバラツキがあるように思える。しかし、これはさきの解散時の配付条件に従って、「遺族廃兵及其家族数を標準」とし、既助成団体所在の府県への助成額の多寡などを、参酌した故であろう。

こうした方法で分配したことで、各生業扶助団体の申請による助成方式と比べて、各道府県にそれなりに公平に、あるいは形式的平等に、援護会資金の分配はできたことになる。

これらの配分額をもとに、各道府県はさきの通牒の指示にしたがって、保管し積み立てることになる。具体的には、各府県ごとの軍事援護基金^[9]などとして積立て（県費を加算したところもある）、その利子を中心に、以後、軍事援護関係事業への補助金などに使用している。

この基金方式は、いわゆる慈恵救済基金などと並んで、その後の道府県の社会事業行政の実施し

表17 帝国軍人援護会の残余資金の道府県別の配分額

	金額		金額		金額		金額
	円		円		円		円
北海道	18,600	東京	30,500	滋賀	22,000	香川	24,100
青森	16,700	神奈川	12,600	京都	15,950	愛媛	39,100
岩手	14,□00	新潟	56,100	大阪	14,750	高知	32,000
宮城	22,200	富山	44,150	兵庫	44,600	福岡	30,350
秋田	28,300	石川	35,8□	奈良	8,150	佐賀	16,000
山形	31,500	福井	29,500	和歌山	10,000	長崎	12,800
福島	34,2□	山梨	18,600	鳥取	10,000	熊本	25,000
茨城	35,900	長野	35,100	島根	16,400	大分	13,700
栃木	30,800	岐阜	53,550	岡山	26,000	宮崎	17,800
群馬	26,4□	静岡	31,600	広島	36,000	鹿児島	36,200
埼玉	31,950	愛知	51,800	山口	26,400	沖縄	5,100
千葉	35,850	三重	43,000	徳島	29,500	合計	1,281,000

注 『東京朝日新聞』(明39.8.16)に掲載されたものから作成。 * □は判読不明数字。

た補助金行政の源資となったものである。こうして設けられた軍事援護基金は、その後、昭和戦前期の日中戦争から太平洋戦争に至る十五年戦争期まで、長期に継続して活用されている^[10]。

③助成団体・事業中でその後に継続・継承されたもの

援護会資金の助成を受けた団体・事業は、軍人家族援護という特殊な性格を持ち、実施されていたものがほとんどである。したがって、戦争が終結し、講和条約が結ばれて、戦地から兵士らが帰還して除隊すれば、多くの場合、出征兵士の家族への援護という目的や必要性は消失する。

もちろん、死亡した兵士の遺族や「廃兵」となった傷病兵の問題は以後も残るが、多数を占める出征兵士の家族の生活問題は、兵士の帰還によって一応は解消する。

したがって、1905(明38)年9月に、日露間の講和条約が結ばれて半年もすれば、多くのこの種の団体・事業は、解散したり、事業閉鎖となったものが多い。その点からすれば、この種の団体・事業の継続は難しいと言わなければならない。

しかし、それらのうちのいくつかは、とりわけ出征兵士の家族だけでなく、一般の生活困窮者などに対象を広げた事業、中でも一般家庭の子どもたちに対象を拡大した昼間保育所や育児施設のような事業は、存続・継続する可能性がある。

また、直接の継続でなくとも、当初の建物や資産、職員などを基礎に、性格や名称をやや替え、あるいは類似の事業や団体と再編・合併するなど

によって、その後継団体・事業に引き継がれてゆくものもあり得る。

もちろん、それら以外の兵士(軍人)の遺族ないしは傷病や廃疾などの状態にあるいわゆる廃兵に対象を特化させた団体・事業も、数は少ないが存続している。

そのような団体・事業は、どの程度あったのであろうか。ここでは、援護会資金の助成を受けた315団体・事業に絞って、その後に継続・継承されたと思われるものをいくつかの資料から、チェックしてみた。

その結果が、表18である。この表は、表注に示した9点の刊行物に掲載されている団体・事業(施設)などのうち、刊行物の記述中に、何らかの形でその継続・継承が記されているものを選び出したものである。

したがって、その刊行物にそうした記述がない場合には、ここで言う継続・継承団体としては扱わなかった。

見られるように、315団体・事業中で27団体・事業(その後統合したものがあり、26団体)が、何らかの形で継続・継承されたものと言いうる。

事業内容・種別としては、軍人家族対象に限定しているもの(4団体)も含め授産事業が12団体で最も多い。次いで、保育事業が7団体、育児事業が5団体である。他には、軍人援護事業1団体、救貧事業一般1団体、障害児者の盲学校1団体などとなっている。

これらの数値は、必ずしも多いと言えるものではない。しかし、26団体のうちには、それらの刊

表18 資金助成を受けた団体・事業中で継続・継承が確認される団体・事業一覧

道府県	所在地／団体名	継続または継承団体名 (合併あるいは名称変更の場合のみ表示)	備考	事業種別	典拠文献	
					主	その他
北海道	函館市／函館慈恵院*			育児	h	
秋田	秋田市／出征軍人家族授産会	09.7合併 秋田就業会*		授産	h	
山形	酒田町／酒田奉公義会授産場	改称 酒田共励会		授産	c	
山形	酒田町／青木幼稚遊戯園		bでは、青木保育所	保育	b	a e
宮城	仙台市／仙台市兵事義会	(名称は不祥)	仙台市が関与か	授産	a	b
福島	須賀川町／須賀川軍事義会	07.4 町立須賀川幼児保育所*		保育	h	g
群馬	前橋市／上野教育会訓育所	15.4 私立 前橋盲学校*	14.4 市営/1年間	盲学校	h	
神奈川	横須賀市／横須賀下士卒家族共励会*			授産	h	c e
静岡	見付町／中遠慈善会			救貧	h	g
京都	京都市／人円会	06年 軍人後援会京都支部幼児保育所		育児	g	g
京都	伏見町／人円会伏見支部	06.5 伏見慈善会幼児保育所*		保育	g	c d h
京都	舞鶴町／舞鶴下士卒家族共励会*			授産	h	e h
大阪	大阪市／大阪市報効会	13.2 弘済会 (軍人援護事務)*		軍人援護	h	
大阪	大阪市／愛国婦人会大分支部授産場			授産	h	c d g
大阪	大阪市／日本博愛授産社			授産	c	c d
兵庫	神戸市／神戸市婦人奉公会	06.11 戦役記念保育会*	奉公会は2団体に継承、	保育	i	b d e g
	同上	06.10 神戸児童保育所	後07.11に保育会に統合	保育	i	b
鳥取	鳥取市／鳥取軍人幼児保育会	07.11 合併、鳥取育児院*		育児	d	h
広島	広島市／広島婦人一心会	09年改称 広島一心会		授産	g	
広島	呉市／呉下士卒家族共励会*			授産	g	e h
香川	高松市／高松市尚武義会*			授産	h	c d
佐賀	佐賀市／佐賀女子義勇団			授産	c	d
長崎	長崎市／長崎市軍人家族 幼児保育所	改称 長崎幼児保育所		保育	e	a b
長崎	佐世保市／佐世保下士卒家族共励会*			授産	h	e
長崎	佐世保市／佐世保婦人会出征軍人幼児保育所	改称 佐世保保育所		保育	d	c
大分	鶴崎町／慈善奉公会教養院*			育児	h	e
鹿児島	鹿児島市／鹿児島市養育院*			育児	h	e

注1. 本表は、帝国軍人援護会の資金助成を受けた団体・事業（資料4-③参照）中で、その数年後に刊行された下記資料（a～h）中に、同名の団体・事業として掲載されているもの、または当該団体・事業の継承団体・事業であることが記されているもの、抽出したものである。

なお、iは個別施設の資料だが、主に参考にしたのであげた。

- ただし、以下の典拠文献は悉皆的な調査でなく、沿革も詳細ではない、などの制約がある。とくに、組織の改編・合併などで名称が変更された場合などは、その継承の如何が必ず記されているとは限らない。そのため、継続・継承団体はこれら以外にも存在する可能性がある。
- 典拠文献欄の記号（a～i）は、以下に示す文献の略記号である。主たるもの（記載内容がやや詳しい）とその他のものを区別して記載した。
 - a 内務省地方局『特種救済事業・職工救済事業（地方資料）』1907.3
 - b 内務省地方局『我国に於ける慈善救済事業』1908年（発行月記載なし）
 - c 内務省地方局『感化救済小鑑』1908.10
 - d 内務省地方局『感化救済小鑑』1910.10
 - e 内務省地方局『奨励ヲ受ケタル救済事業一覧』1910.6（一～二回の奨励）
 - f 内務省地方局『感化救済事業概要／第三回奨励及助成感化救済事業一斑』1911年（発行月記載なし）
 - g 中央慈善事業協会（原胤昭）『全国慈善事業視察報告書』1912
 - h 中央社会事業協会『日本社会事業名鑑』1920.5（多くは1917年時点のデータ）
 - i 戦役記念保育会『三十年を顧みて』1935.10
- 上記の文献中、a～fとhは復刻版（『戦前期社会事業史料集成』1巻・9巻、日本図書センター刊）がある。また、gは翻刻したものの（『戦前日本社会事業調査資料集成』9巻、勁草書房刊）がある。
- 表中の団体名の末尾の*印は、昭和期にあっても活動を継続していたと思われるもの。具体的には、中央社会事業協会『全国社会事業名鑑（昭和12年版）』（1937.4）にその名称等が掲載されている。但し、私立前橋盲学校のみは、同書の昭和2年版（1927.10）には掲載されているが、昭和12年版では見出すことができない。

行物の発行時点以降、昭和戦前期に至るまで、長く継続・継承された団体も、14～15団体とかなりの数にのぼっている。

いずれにせよ、この種の事業がわずかしかな

かった時代にその始源を持つ団体・事業として、その存在と活動が大きな影響を与えたことは確かであろう。

注・引用文献

(4章)

- [1] 記事では、下士兵卒家族救助令の施行状況を詳細にまとめている。
- [2] 記者の意見は、内務省地方局の井上らの生業扶助推進の方針を是認する立場から、現金給与主義には批判的であった。
- [3] 本文で紹介した以外の二ヶ所は、一章の後半部での日露戦終結後の詔勅の部分と六章の「遺族廃兵の保護」の冒頭であり、それぞれ次のようなものである。
- 帝国軍人援護会に対しても亦「時ニ及ヒ財ヲ募リ以テ軍人家族遺族廃兵救護ノ経営ニ資シクク軍人援護ノ績ヲ致セリ」との旨を下し給ひぬ。(7頁)
- 帝国軍人援護会は、当時先づ解散を告げたりしかば、因て残余の資金百拾五万円を挙げ、之を内務省に託して各府県に配付し、永く遺族廃兵の保護と、並に其子女の教育とに資する所あらんとしたり。(66頁)
- [4] この表5の多くの事項(とくに設立と解散関係)については、新聞記事(主に『東京朝日新聞』)によりまとめたものである。その性格上やや信頼度に欠ける場合があると思われるが、援護会関係の一次資料がほとんど見出し得ない状況下では、これらを基礎資料として用いるしかなかった。
- [5] 東京朝日新聞は、どちらかという内務省よりの記事がやや多いように思われるが、論説記者執筆と思われるコラムの「社会小言」(1905.8.26)や「経済小言」(同、8.31)などでは、内務省方針を真向から批判している。
- [6] 済生会の場合は、「行政庁ヲシテ委嘱ニヨリ恩賜財団済生会ノ事業ヲ施行セシムルノ件」(勅令、大3.2.19)により、済生会の事務事業を府県庁へ委託させて実施させている。
- [7] わずかに、年表などに登場することがその稀な事例である。例えば、戦前昭和期に刊行された社会事業研究所編『日本社会事業大年表』1936.3(同書は、戦前期社会事業基本文献集⑩巻1995.6、日本図書センターの復刻版がある)には、1906(明38)年および1907年の「是歳」の項にそれぞれ登場する。ただし、1905年の記載(「設立」)は誤りである。
- 戦後に刊行された碓井隆次編『類別社会福祉年表』1979.6や池田敬正・土井洋一編『日本社会福祉総合年表』2000.6には、それぞれ1907年の「8月」の項で、残余資金の配分による軍人援護資金のことが登場する。
- [8] 『東京朝日新聞』の連載記事の第8回(1904.10.25)「帝国軍人援護会」中の沿革について説明した文言。
- [9] 大岡育造は、政治家・弁護士。1890年の帝国義会開設と共に山口県から衆議院議員に選出された。以後、当時までに、一度落選したほかは連続当選している。当時は、立憲政友会に所属。
- [10] 田口卯吉は、経済学者・評論家・政治家。1894年、衆議院議員当選、以後、当時まで連続当選している。日露主戦論者。
- [11] 島田三郎は、『横浜毎日新聞』(のち、『東京横浜毎日新聞』)の後身の『毎日新聞』社長、政治家。1890年の第一回総選挙で神奈川県から当選、以後、当時まで連続当選している。演説家として著名。
- [12] 園田孝吉は、外務省から、英国駐在領事、銀行家。1890～1897まで横浜正金銀行頭取。松方正義の依頼により、1899年以降、十五銀行頭取として、同行の再建にあたった。
- [13] 国民後援会の毛布寄贈の運動については、内務省地方局『三十七八年援護事業誌』においても、その第四章「特種の援護」の冒頭部分(40頁)で、取り上げられている。
- [14] この連載記事中に、国民後援会の協議会(10.28)への出席者の名が見られる。そのうちで、援護会の創立調査委員との重複者としては、益田孝、朝吹英二、島田三郎などがあげられる。なお、他の国民協議会の協議会出席メンバーとして、渋沢、大倉、豊川、箕浦、田口、大岡などの名(姓のみ)があげられている。
- [15] この創立準備委員の具体的な氏名については確定できていない。とくに、近藤廉平(三井の益田孝に対応すると思われる三菱の番

頭格の人物)が委員に就任していたかがはっきりしない。ただし、表6の注1に記したが、『東京朝日新聞』(1904.2.21)の報道に見られるように、近藤も当初から援護会設立のために「奔走し居る」一人であったことは、間違いのないと思われる。

- [16] 内閣制度発足時の第一次伊藤内閣の内務大臣であった山県有朋は、地方制度の創設（市制町村制、府県制・郡制の制定など）に深くかかわるとともに、その後も、内務大臣に4度（通算6年間）も就任しており、その影響力はもともと強かった。

この日露戦争開戦前後には、山県の分身とも言われた桂太郎内閣（1901～06）のもとで、内務大臣は児玉源太郎（1903.7～10、日露開戦を前に副参謀長就任のため辞任・山県は総参謀長）であった。児玉辞任の後は一時期、桂首相が兼任したが、その後は、山県子飼いと言われた芳川顕正（1904.2～05.9）が就任している。また、内務次官は、山県の甥で養嗣子でもある山県伊三郎（1902.5～06.1）であった。

そうした状況も、同じ元老の松方・井上およびその影響下で援護会を設立したメンバーらにとっては、内務省が煙たい存在となり、敬して遠ざける要因となったのではないだろうか。

- [17] これらの文書そのもの（一次資料）については、見る事が出来ない。だが、幸いにも『東京朝日新聞』に全文掲載されたものがある。おそらく、一般読者向けにカタカナ書き部分を平仮名書きに直すなどの手が加わっている可能性が強いが、大きな誤りはないと思われるので、資料として用いることは可能である。
- [18] 『東京朝日新聞』(1904.4.5)には、「財団法人帝国軍人援護会」と題する広告が1904年3月の日付で掲載されているが、そこに設立許可と設立登記の日付が記されている。
- [19] 下士兵卒家族救助令が公布されたのは1904年4月4日であるが、その立案がどの時点で開始されたかについては定かではない。ただし、日露開戦直後の2月半ば頃には始めら

れていたであろう。援護会の設立調査委員らが2月末にまとめた趣意書が「救護の途を……今方さに其調査懸案中に在りと聞く」と記しているのは、おそらく内務省が救助令の立案に着手したことを意味しているのだろう。

しかし、この時期（遅くとも、援護会の救護規則を決定する3月下旬頃まで）には、救助令の概要はともかく、その施行は生業扶助を主眼とするという具体方針までが、外部の設立調査委員らに伝わっていたとは思えない。

- [20] 3月7日付けの『東京朝日新聞』の「帝国軍人援護会」と題する記事では、当日午後、三井集会所で設立発企人の集会在予定されていることを伝えている。その末尾では、「役員選挙其他に就き協議する筈なるが理事長には多分徳川家達公を推すなるべしと云ふ」と記している。
- [21] 『東京朝日新聞』(1904.4.7)に掲載された「帝国軍人援護会御下賜金及寄附金人名（第三回広告）」による。
- [22] 公表された寄附金人名広告には、各寄附人ごとの氏名と金額の一覧表およびその寄附金額の累計額と出捐者員数累計（口数）が掲載されている。しかし、その集計の単位と方法が明確でない点がある。
- そのため、本表8および表9は、各寄附人ごとの金額をもとに、改めて再集計したものに基づく。なお、再集計の単位と方法は、各回ごとの集計結果をまとめた資料3-②（本稿末尾に掲載）の注に示してあるので、参照されたい。
- [23] 『週刊平民新聞』47号（1904.10.2）。
- [24] この記事は、風説まがいの感があったせい、翌日の『万朝報』(9.27)は、「軍人援護会に就て（当該関係者の注意を促す）」という長文の論説をトップに掲げ、客観的な立場から、事業着手への提言を行なっている。
- [25] この援護会から内務省への事業の実施全般にわたる委託・委嘱については、その内容や経緯は必ずしも明確ではない。この点は、今後の解明課題として残されている。

(5章)

- [1] この種の記事としては、例えば『東京朝日新聞』の場合では、「軍人家族救護事業の趨勢」(1904.6.27)、「軍人家族救護方」(同、8.3)、「軍事家族遺族救護方針」(同、9.2)、「軍人家族救護美談」(同、9.18)など、数多くあげられる。内務省の発表・説明に基づき、記事にするわけだから無理もないが、たんなる鵲返し的な記事になる傾向が強い。
- [2] 『山口県報』の1207号(1905.7.7)附録には、「彙報」欄に、その全文が33頁にわたり転載されている。
- [3] 当時、留岡は内務省地方局囑託として欧米社会事業の視察旅行(1903.7-1904.2)をしており、2月4日に帰朝したばかりであったが、精力的に全国各地を視察している。
- また、この時期、そうした見聞を交えた論稿も、次のようにいくつか発表している。当然ながら、内容的には、内務省の方針に沿ったものとなっている。
- 「戦時に於ける慈善的設備」(『警察協会雑誌』48号、1904.5)
- 『戦時の慈善事業』(警醒者書店、1904.6)
- 「戦時と下層社会」(『警察協会雑誌』49号、1904.6)
- 「軍人の家族と生業扶助」(『警察協会雑誌』60号、1905.5)
- [4] 次項でその内容を示すが、『官報』1905年8月23日の「地方行政」欄。
- [5] このうち、1905年6月までに、『東京朝日新聞』に掲載された援護会資金の助成の記事は、以下の日付である。
- 1905年1月20日、3月3日、3月26日、4月19日、6月11日、6月19日
- なお、それ以降の助成記事の掲載日については、表13を参照されたい。
- [6] ここにあげたもののうちで、例外的と言ってよい郡部のものは、京都府の1団体と山口県の2団体である。
- 京都府のもの(相楽郡軍人家族救護会)についての情報は、得られない。
- 山口県の一つ(吉敷郡軍人優待会)は、県庁所在都市の山口町を含む吉敷郡のものであり、もう一つ(玖珂郡尚武会)は、岩国町を含む玖珂郡の団体で、両者とも郡役所が組織した団体で、郡長が会長に就任している。
- [7] この解散時点での、残余資産の処分については、当然のことであろうが、援護会自身が主導権を持っていたことがわかる。
- [8] 軍事救護法(1917.7)の制定過程については、金太仁作『軍事救護法と武藤山治』(国民会館公民講座部、1935.3)が、詳しい。ここでは、日露戦後の下士卒および廃兵とその遺家族中の多くの貧困者についての実態をもとに、同法の制定運動に取り組んだ経過が記されている。とくに、その実態にかかわる調査資料が示されていることが注目される。
- [9] 山口県の場合には、「山口県救護基金」と称する基金を設け、特別会計として管理し、「本基金ヨリ生スル収入ヲ以テ出征軍〔人〕及ヒ応召軍人及ヒ其ノ遺家族中救護ヲ要スルモノニ対シ、其ノ費途ニ充ツルモノナリ」としている。(山口県内務部社会課『山口県社会事業紀要』1924.5)。
- [10] この軍事援護基金の道府県別の積み立て状況などは、多くの『軍事援護関係事業概要』やその他の刊行物等に掲載されている。

資料 下士兵卒家族救助令の施行関係文書と軍人家族援護事業関係資料 その2

編者注

1. 本資料は、本稿にかかわる下士兵卒家族救助令の施行関係文書類とそれと強い関連を有する軍人家族援護事業関係資料を掲載したものである。
2. 本号（その2）には、軍人家族援護事業関係資料として、帝国軍人援護会関係資料と内務省が軍人家族援護事業の情報として『官報』に掲載した資料および援護会資金による助成関係などの資料のほか、編者（寺脇）が新たに原資料から集計・整理などして作成したものを、以下の目次に示すように、資料3・資料4としてまとめたものである。

凡 例

1. 資料については、その全文を掲載することを原則とした。
2. 原資料のうちには、縦書きのものが多く、掲載にあたっては横書きに改めるとともに、旧字の新字への置換え、異体字・変体仮名の不採用などのほかは、すべて原文のままである。
3. ただし、明らかな誤字・脱字は訂正し、編者が〔 〕内に補なったものがある。また、判読困難なものは、□で表記した。
4. 典拠とした資料名は、それぞれの資料タイトルの次に、*印を付けて注記した。

資 料 目 次

資料3 軍人家族援護事業関係資料(1) 帝国軍人援護会の基本文書と寄附金

- 3-① 帝国軍人援護会の基本文書および同会救護規則
 - a 帝国軍人援護会趣意書
 - b 帝国軍人援護会寄附行為
 - c 帝国軍人援護会救護規則
- 3-② 帝国軍人援護会の寄附金関係資料
 - a 帝国軍人援護会への寄附金の金額階級別分布状況（集計結果）
 - b 帝国軍人援護会の当初の多額寄附者（5,000円以上）の氏名・職業など

資料4 軍人家族援護事業関係資料(2) 生業扶助キャンペーンと援護会資金の助成

- 4-① 内務省が『官報』に掲載した各地の軍人家族援護・生業扶助事業の紹介記事一覧
- 4-② 内務省「戦時救護事業ノ趨勢及其ノ生産奨励ノ実況」（『官報』掲載）
- 4-③ 帝国軍人援護会資金の助成を受けた団体の道府県別一覧（集計結果）
- 4-④ 帝国軍人援護会残余資金の道府県への分配関係文書
 - a 残余資金分配ノ件／内務大臣訓令
 - b 分配資金支出方ノ件／内務省地方局長通牒

資料3 軍人家族援護事業関係資料(1) 帝国軍人援護会の基本文書と寄附金

資料3-① 帝国軍人援護会設立関係文書および同会救護規則

① a 帝国軍人援護会趣意書

* 『東京朝日新聞』1904（明治37）年3月5日による

帝国軍人援護会趣意書

今や一大隣国との国交断絶を告げ我々艦艇は海に陸に国家擁護の衝に当る実に是れ振古未曾有の事体にして国民たる者の奮て義勇奉公の誠を効すべきの秋なり而して国内の壮丁旗鼓堂々陣に従て遠征せむとするに当りては一に私を棄て公に殉するを心とせるが故に廢疾の老親病褥の妻飢餓に泣くの儿女ありと雖も勢ひ之を顧るの暇なからしむ血あり涙ある者庸ぞ袖手して觀るに忍びん耶国家は固より此等に向て救護の途を講ずべきは当然の措置にして今方さに其調査懸案中に在りと聞く然れども国家の救恤行為たる専ら外形の事実を標準として打算し一定の規則に従て其範圍を限束せざるを得ず加之資金も亦未だ遽に裕贍ならしむること能はざるべきが故に一方寒村僻陬に在る一二人の家族に対しては或は優足なる者ありとするも大都会に散在して多数の子女を有する家族に対しては甚だ不充分なるが如き不權衡を生じ各家内部の事情等に鑑みて一体均霑の効果を収むるは蓋難事に属せり是れ即ち私立の事業を以て其の不足を補ひ其の不公平を正し各人各家の事情に顧みて之が焦眉の急を拯ふの法を講ずるの必要ある所なり是故に我々国民たる者は宜しく国家の存立自衛を双肩に担ひ我帝国の名誉の爲めに一身を犠牲とする軍人の家族若くは遺族に向て国家救恤の機関以外に立ち其欠典を補救するの道を樹て出征軍人をしてなるべく後顧の憂なくして生死の境に出入りし専心一意国家の爲に交戦の事に従はしむべきなり是れ洵に我々国臣の当務なりと信ず本会を設立するの趣旨茲に在り大方の諸彦請ふ本会の趣旨を賛し資金を出捐せられんことを

因に云ふ本会は上文の趣旨の通今回事變の急に応じ之を設立せるものなりと雖其成績を見たる上は或は永遠の事業として之を継続することあるべし此又大方の賢諒を仰ぐ

一、寄附金額は金五十円以上とし総て一時払込とす

① b 帝国軍人援護会寄附行為

* 『東京朝日新聞』1904（明治37）年3月5日による

帝国軍人援護会寄附行為

第一章 総則

第一条 本会は主務官庁の許可を経て財団法人と為す

第二条 本法人〔ママ〕は帝国軍人援護会と称す

第三条 本会の事務所を東京市麹町区有楽町三丁目二番地に置き必要ある場合に於ては支部を設く

第四条 本会の目的は公私の給与施設と相待て左記各項に該当する者を援護するに在り

一、出征軍人中戦死者若は病死者の遺族にして生計困難なる者

二、出征軍人にして廢疾と為りたる者及其家族にして生計困難なる者

三、出征及応召軍人の家族にして生計困難なる者

前項援護の方法及条件は主務官庁の認可を受け別に規則を以て之を定む

第五条 本会事業の執行に関しては地方長官其他官公吏の職に在る者に委嘱することあるべし

第二章 資産

第六条 本会は寄附行為者の出資金十万円より成立し有志者の寄附金並其収益は資産に編入す

第七条 本会は借入金を為すことを得ず

第八条 本会は評議員会の議決を経て基本金を設けることを得

前項基本金を設けたる場合に於ては他の資産と区別して之を管理し其元資は之を保存するものとす

基本金の処分及廃止は評議員三分の二以上の同意を得及総裁の認許を得るに非ざれば之を為すことを得ず

第九条 資産は公債証券に替へ又は確實なる銀行に有利預と為し保管するものとす

公債証券物品の保管並出納の方法は評議員会の議決を経て之を定む

第十条 本会の収支予算は評議員会の議決を経て之を定む

決算は評議員会の承認を受くべし

第三章 総裁副総裁及役員

第十一条 本会は皇族を奉載して総裁とす

本会に副総裁一名若は二名を置き総裁之を選定す

第十二条 本会に左の役員を置く

一、理事五名内一名を理事長とす

一、評議員三十名

第十三条 初めて理事及評議員を置くときは設立者之を選定す其以後の理事及評議員は総裁の旨を奉じて副総裁之を選任す

理事及評議員の任期は二ヶ年とす但し再任を妨げず

補欠員の任期は前任者の残任期に依る

第十四条 理事長は総裁の旨を奉じ副総裁之を選定す

第十五条 理事長は本会を代表し会務を総理し理事は規則の定むる所に依り会務を分掌し理事長故障あるときは総裁の旨を奉じ副総裁其代理者を定む

会務中事体重大にして特に内規を以て指定したる事項は理事の多数決を以て之を処理すべし

第十六条 評議員会は理事長之を招集し会議の事項は書面を以て之を通知するものとす

評議員会は評議員三分の一以上出席するにあらざれば会議を開き議決を為すことを得ず但し招集再回に及ぶも仍三分の一に充たざるときは此限りにあらず

評議員会の会長は互選に依る

互選は投票を以て之を行ひ其多数を得たる者を当選とす投票同数なるときは年長者に之を任ず

第十七条 評議員会は本寄附行為に依り制定すべき規則資産管理の方法予算及決算其他事体重大にして特に規則を以て指定したる事項を議決す

評議員会の議決は出席員の過半数を以て之を決す可否同数なるときは会長之を決す

第十八条 理事長は必要に応じ書記を置くことを得

書記は理事長及理事の命を受け庶務に従事す

第十九条 理事及び評議員は名誉職とす但事務の都合に依り理事に報酬を与ふることを得

書記は之を有給とす

書記給料及び理事の報酬等は規則を以て之を定む

第四章 雑 則

第二十条 本会の事業執行に関する事項及支部に関する事項は主務官庁の認可を受け規則を以て之を定む

第二十一条 本会は今回の事変其終局を告げ継続の必要なしと認むるときは理事総員の一致決議を以て評議員三分の二以上の同意を得総裁の認許を経て之を解散す

第二十二条 解散の場合に於ては其当時現存の本会資産は赤十字社愛国婦人会又は類似の事業中評議員会に於て決議したるものに之を寄附するものとす

第二十三条 本寄附行為は理事総員の一致決議を以て評議員三分の二以上の同意を得総裁の認許及主務官庁の許可を受け之を変更することを得

①c 帝国軍人援護会救護規則

* 『東京朝日新聞』1904（明治37）年3月26日による
帝国軍人援護会救護規則

第一条 本会寄附行為第四条の目的を達せんが為執行する救護の方法及条件の要綱は本規則に依る

第二条 本会に於て救護せんとする家族遺族は出征応召の軍人若は出征応召中廃疾となり又は戦死病死したる軍人と同一の家に在り其者の扶助を受くべき祖父母、父母、妻子、兄弟、姉妹等を云ふ

第三条 救護は主として生活を扶助するが為地方長官の職に在る者に委嘱し之を行ふを通則とす

第四条 出征軍人中戦死又は病死したる者の遺族に対する救護は別に定むる金額を一時に給与するを通則とす

第五条 本会の救護を為すは出征若は応召の為に又は廃疾と為り若は戦死又は病死したるが為生活し能はざる家族遺族及廃疾者に限るものとす

第六条 救護を為さんとするときは受救者資産の程度労役の能否又は他に扶助救護を為す者の有無其他各種の状況等を調査し戸主親族隣佑其他公私の扶助を受くるの途なきか若は其扶助不充分なるときに限り本則の救護を為すものとす

第七条 給与額は前条の状況を参酌し別に規定する所の標準に依り其範囲内に於て之を定むるものとす

第三条の受嘱者は分配額及指定したる条件の範囲内に於て適宜給与其他扶助の方法を施行することを得

但し本会は受嘱者の施行したる給与其他扶助の方法に付詳細の報告を受くるものとす

第八条 遺族に対しては一定の期間尚ほ出征応召者の家族に準じ救護することを得

第九条 受救者後日資産を有し又は労務に堪へ若は他の扶助を受くるに至りたるときは其情況に依り給与を減少し又は救護を廃止す

第十条 出征若は応召中禁固の刑に処せられ又は逃亡したる者の家族に対しては給与を行はず刑期中に死亡したる者の遺族に対しても亦同じ

第十一条 本則に依り支給したるものは後日に至り給与の停止若は廃止又は給与すべからざる原因ありしことを発見するも之を償還せしむることなし

第十二条 本規則の外細目の規定は別に之を定む

資料3-② 帝国軍人援護会への寄附金関係資料

②a 帝国軍人援護会への寄附金の金額階級別分布状況（集計結果）

		総額	寄附金の金額階級別分布					
			10,000円 以上	5,000円 ～9,900円	1,000円 ～4,999円	500円 ～999円	100円 ～499円	99円以下
全 体	件数 (%)	1,060 (100%)	39 (4%)	33 (3%)	146 (14%)	93 (9%)	430 (41%)	319 (30%)
	金額 (%)	1,358,656 (100%)	818,739 (53%)	177,510 (13%)	221,521 (16%)	48,248 (4%)	76,727 (6%)	15,911 (1%)
第1回発表 1904. 3.24	件数 金額	213 753,093	31 540,000	18 92,000	62 94,000	29 14,500	63 12,068	10 525
第2回発表 1904. 4. 1	件数 金額	73 56,600	1 20,000	2 10,000	11 16,500	7 3,500	40 6,000	12 600
第3回発表 1904. 4. 7	件数 金額	160 183,822	2 110,000	5 25,000	13 25,000	18 9,000	79 12,622	43 2,200
第4回発表 1904. 4.20	件数 金額	83 20,388	- -	- -	7 7,000	9 4,500	44 7,700	23 1,188
第5回発表 1904. 5. 2	件数 金額	63 34,745	1 10,000	1 5,000	8 9,000	7 3,500	27 6,145	19 1,100
第6回発表 1904. 5.23	件数 金額	93 28,230	- -	- -	12 16,893	3 1,500	49 8,099	29 1,738
第7回発表 1904. 6. 9	件数 金額	54 13,814	- -	- -	5 7,089	4 2,000	20 3,227	25 1,498
第8回発表 1904. 7.15	件数 金額	56 48,688	1 10,664	3 19,963	6 10,711	4 2,606	23 3,681	19 1,063
第9回発表 1904. 9.14	件数 金額	44 29,007	1 10,000	1 6,200	4 6,632	5 2,503	18 2,846	15 826
第10回発表 1905. 1. 6	件数 金額	56 31,467	1 15,000	- -	4 9,222	2 1,144	23 5,029	26 1,072
第11回発表 1905. 3.23	件数 金額	50 6,821	- -	- -	3 3,047	1 913	5 1,180	41 1,681
第12回発表 1905. 7. 7	件数 金額	40 28,547	- -	2 14,339	6 8,853	3 1,670	16 3,155	13 530
第13回発表 1905.10. 9	件数 金額	26 111,128	1 103,075	- -	4 6,015	- -	8 1,569	13 469
第14回発表 1906. 6. 9	件数 金額	49 12,306	- -	1 5,008	1 1,559	1 912	15 3,406	31 1,421

注1. 『東京朝日新聞』に掲載された「帝国軍人援護会寄附金人名広告」の第1回（1904.3.24）から第14回（1906.6.9）までの14回分につき、集計した結果である。

2. 集計にあたっては、新聞掲載の原データにつき、以下の様に扱った。

- a 各発表回ごとに掲載された寄附金額については、それが二回目、三回目の場合でも、また、「追加」と断りがある場合でも、等しく独立した「1件」として扱った。
- b 寄附金の代表者・取次者がまとめた場合でも、その内訳として個々に氏名・金額が判明するものは、それぞれ独立した「1件」として扱った。
- c 寄附金額の単位で、円以下の部分については、1件ごとに四捨五入して、算出した。

②b 帝国軍人援護会の当初の多額寄附者（5,000円以上）の氏名・職業など

金額	氏名	職業など	金額	氏名	職業など	
100,000	天皇・皇后		10,000	原 富太郎	生糸貿易商	
50,000	岩崎 久弥○	男爵 岩崎（三菱財閥）当主	7,000	酒井 忠道	伯爵 酒井家当主	
	三井 八郎右衛門○	男爵 三井（財閥）当主		伊達 宗徳	侯爵 伊達家当主	
30,000	島津 忠重○	公爵 島津家当主		5,000	川崎 八右衛門	川崎銀行頭取（川崎財閥）
	毛利 元昭○	公爵 毛利家当主			皇太子・同妃	
	住友 吉左衛門○	住友（財閥）当主	池田 仲博		侯爵	（鳥取藩）池田家当主
	古河 潤吉○	古河鉱業社長				
	安田善次郎○	安田（財閥）当主	近藤 廉平*	日本郵船社長		
20,000	鴻池 善右衛門○	鴻池（財閥）当主	松尾 臣善	大蔵官僚、日銀総裁		
	藤田伝三郎○	藤田組商會社長	日比谷 平左衛門	東京瓦斯紡績社長		
	大倉喜八郎○	大倉組商會社長	今村 繁三	今村銀行頭取（2代目）		
	赤星弥之助○	実業家（金融業）	馬越 恭平	日本麦酒社長		
	前田 利為○	侯爵 前田家当主	服部金太郎	服部時計店、精工舎社長		
	川崎 正蔵	川崎造船社長	加藤 正義*	日清汽船社長		
10,000	洪沢 栄一○	男爵 第一銀行頭取	相馬 永胤	相馬家当主		
	徳川 茂承○	侯爵 紀伊徳川家当主	林 友幸	枢密顧問官		
	徳川 義礼○	侯爵 尾張徳川家当主	尚 典	侯爵 尚家当主（琉球藩）		
	徳川 家達○	侯爵 徳川宗家当主	徳川 圀順	侯爵 水戸徳川家当主		
	浅野 長麿○	侯爵 浅野家当主	村井吉兵衛	村井兄弟商會、村井銀行		
	井上 馨○	伯爵 元老	原 六郎	横浜正金銀行頭取		
	松方 正義○	伯爵 元老	池田 詮政	侯爵（岡山藩）池田家当主		
	細川 護成	侯爵 細川家当主	森村 市左衛門	森村銀行、日本陶器社長		
	鍋島 直大	侯爵 鍋島家当主	松平 康莊	侯爵（福井藩）松平家当主		
	田中長兵衛	釜石鉱山田中製鉄所社長	松平 頼寿	伯爵（高松藩）松平家当主		
益田 孝*	三井物産社長	島津 忠濟	公爵 島津家（別家）当主			
浅野総一郎	浅野セメ・東洋汽船社長	本間 光輝	本間家7代当主（酒田）			
高田 慎蔵	貿易商、高田商會	有栖川宮				
平沼 専蔵	貿易商、横浜銀行	黒田 長成	侯爵 黒田家当主			
茂木 保平	貿易商、茂木銀行	渡辺 治右衛門	東京二十七銀行頭取			
		堀越角次郎	貿易商（2代目）			
		蜂須賀茂韶	侯爵 蜂須賀家当主			

注1. 『東京朝日新聞』に掲載された「帝国軍人援護会寄附金人名広告」のうち、その第1回（1904.3.24）～第3回（1904.4.7）までの5千円以上の寄附59件を抽出した。

2. これらの寄附59件は、いずれも寄附者の氏名が判明するケースであったため、皇族を除く者につき、その主たる職業やその地位を示すものを示した。その場合、最も代表的と思われるものに絞ってある。

3. 職業などは、主に『日本近現代人名辞典』（2001.7、吉川弘文館）、『日本人名大辞典』（2001.12、講談社）、『日本人名大事典』（1979.7、平凡社）などを参考にした。（ただし、爵位は注1の広告に記載のもの）。

4. 氏名欄の氏名の次の記号は、以下の者であることを示す。
 ○：設立発企人（財団法人設立者）
 なお、設立発企人には、このほかに田中光顕（宮内大臣）がいる。
 *：創立調査準備委員もしくはそれと同様な設立準備の中心人物。
 なお、このほかの創立調査準備委員等については、本文中の表6を参照されたい。

資料4 軍人家族援護事業関係資料(2) 生業扶助のキャンペーンと援護会資金の助成資料

4-① 内務省が『官報』に掲載した各地の軍人家族援護・生業扶助事業の紹介記事一覧

- 注1. 『官報』の「雑事」欄（1904.3～1904.6）もしくは「地方行政」欄（1904.7～1906.4）に内務省名で掲載された軍人家族援護・生業扶助事業の紹介記事等を日付順に一覧にしたものである。
2. 同一日付の別個の記事の場合は、表中の掲載日欄に日付（月日）を記載し、同一の記事中の場合は「同」と表記して区別した。
3. 表中の事業実施団体名のうち下線を付したものは、帝国軍人援護会の資金助成を受けた団体である。
4. *印の記事は各地の個別記事ではないが、参考として掲載した。

掲載日	府県・市町村	事業実施団体名	備考
1904（明治37）年			
3.11	埼玉県大里郡本畠村	出兵軍人家族保護会	
5.16	東京府西多摩郡戸倉村	戸倉村徴兵報労会	
5.25	茨城県	県水産試験場	
5.25	佐賀県佐賀市	女子義勇団	
5.28	群馬県群馬郡中川村	潜徳巡耕隊	
	同 栃木県足利郡足利町	助戸軍人義報会	
6.10	群馬県群馬郡明治村	明治村尚武会	
7.30	福島県福島市	福島鳳鳴会・幼児日中保育所	
8. 2	神奈川県横浜市	横浜奨兵議会	
8. 7	香川県高松市	高松市尚武義会	
8. 7	山口県玖珂郡	（とくに事業団体名なし）	「郡治梗概」の記事中
8.18	福島県信夫郡福島町	（とくに事業団体名なし）	
8.22	群馬県高崎市	高崎仏教慈善会・出征軍人家族扶護会	
9. 6	兵庫県神戸市	神戸市婦人奉公会・出征軍人家族遺族児童保管所	
	同 同 多紀郡	多紀郡尚武会	
	同 同 神崎郡粟賀村	（とくに事業団体名なし）	
9.12	徳島県板野郡里浦村・大津村・松坂村、那賀郡見能林村	（とくに事業団体名なし）	
9.16	埼玉県南埼玉郡武里村	（とくに事業団体名なし）	
9.22	京都府紀伊郡伏見町	（京都市若林兵造）	
10.18	鹿児島県出水郡野田村	別府勤勉貯蓄及農事組合	
10.27	広島県甲奴郡	戦時記念奉公団	
10.27	愛媛県温泉郡	（とくに事業団体名なし）	
10.28	広島県	（真田講習所開設）	
11. 7	徳島県那賀郡・勝浦郡・名東郡・板野郡	（とくに事業団体名なし）	
11. 7	愛媛県新居郡多喜浜村・西宇和郡・周桑郡・越智郡・松山市	多喜浜村兵事支会・伊予綿練業組合・松山武楊会など	
11. 8	広島県加茂郡	（とくに事業団体名なし）	
11.12	岩手県	（1市 240町村）	
11.30	鳥取県八頭郡国中村	国中村戦時耕作隊	
12. 1	佐賀県東松浦郡呼子村	呼子浦漁民義団	
12. 3	大阪府大阪市	大阪市報効会、大阪婦人慈善会	
	同 大阪府中河内郡若江村	若江村青年会	
	同 同 東成郡北百済村	（とくに事業団体名なし）	
	同 同 三島郡茨城町	（桶田新平）	
12. 8	高知県幡多郡七郷村	七郷村兵事会	
	同 吾川郡下八川村	下八川村兵事会	
	同 同 郡神谷村	神谷村兵事会	
	同 安芸郡田野村	田野村尚武会	
	同 同 郡安芸町	安芸町戦時倶楽部	
	同 高知県→郡・市	（旧藩主山内侯爵家寄贈金）	
12.19	神奈川県横浜市	横浜市奨兵義会（男子部・女子部）	
12.21	宮城県仙台市	仙台市兵事義会	

(つづき)

掲載日	府県・市町村	事業実施団体名	備 考
12.21	京都府水産講習所		
1905 (明治38) 年			
1.16	兵庫県神戸市(外国人設立のもの)	欧米各国婦人・神戸婦人軍人家族救護会	
同	同	清国人・恤兵会	
1.21	愛媛県越智郡今治町	丸今綿布合資会社	
1.28	広島県安芸郡船越村・海田市町・矢野村	船越村軍人待遇会	
同	同 安佐郡・世羅郡・御調郡	(とくに事業団体名なし)	
1.31	愛媛県温泉郡浮孔村	浮孔村兵事支会	
2. 7	福岡県門司市	(とくに事業団体名なし)	
2.16	広島県安芸郡	(とくに事業団体名なし)	安芸郡下の統計調査結果
2.17	広島県呉市	呉干城会	
同	同 上	呉海軍下士卒家族共励会	
2.21	徳島県名東郡佐那河内村	(とくに事業団体名なし)	
2.24	愛媛県越智郡関前村	関前村兵事支会	
2.25	広島県豊田郡	(とくに事業団体名なし)	
3.16	全 国	*戦時救護事業ノ趨勢及其生産奨励ノ実況(上) (資料4-②に全文掲載)	
3.18	同	*同 上(下)	
3.18	群馬県多野郡藤岡町・新町・前橋市	(真田講習所、新町浄泉寺)・前橋市尚武会	
4.12	広島県沼隈郡山南村	(とくに事業団体名なし)	
4.17	福岡県宗像郡	各町村尚武会	「戦時経営」の記事中
5. 4	愛媛県温泉郡興居島村・堀江村・粟井村	各村兵事支会	
同	同 喜多郡大洲町	(とくに事業団体名なし)	
同	静岡県静岡市	静岡市恤兵団	
5. 6	高知県	(とくに事業団体名なし)	県下の生業扶助状況・統計
5.11	広島県深安郡	(とくに事業団体名なし)	深安郡の生業扶助状況・統計
同	石川県石川郡崎浦村	(とくに事業団体名なし)	
5.13	愛知県愛知郡熱田町	熱田尚武会、熱田婦人会	
5.15	広島県呉市	呉干城会勸業部	
5.15	広島県広島市	広島軍人待遇会	
同	広島県安芸郡吉浦村	(誓光寺住職細馬卓雄)	
5.20	群馬県利根郡沼田町	沼田町・真益社	
同	伊香保町	伊香保町尚武会	
同	佐波郡赤堀村	下触青年同志会	
5.20	静岡県浜名郡浜松町	(中村藤吉)	
5.20	岡山県上房郡上竹荘村	上竹荘村軍人保護会	
5.22	福島県 (県下各町村)	(各町村尚武会・婦人慈善会等)	
6. 6	岐阜県 (県下各町村)	各市町村義勇会	
6.22	兵庫県 (神戸市ほか)	鐘淵紡績株式会社	
同	同 津名郡塩田村	(園田逸朗)・尚武会	
同	同 津名郡浅野村	喚龍社	
6.23	三重県志摩郡浜島村	浜島軍人家族救護会	
同	同 桑名郡桑名町	桑名青年報効会	
同	同 阿山郡玉滝村	玉滝村・振武会	
同	同 安濃郡	(とくに事業団体名なし)	
7. 7	和歌山県西牟婁郡田辺町	出征軍人家族自助団	
7. 8	北海道札幌区	(とくに事業団体名なし)	
同	同 函館区	(とくに事業団体名なし)	
同	同 札幌支庁	広島村奉公義会・浜益郡尚兵義会・厚田郡婦人奉公会等	
同	同 空知支庁 (滝川村)	滝川村奉公義会	
同	同 寿都支庁	寿都町婦人会	

寺脇隆夫：日露戦争時の下士兵卒家族救助令の施行状況と軍人家族援護事業への展開（中）

(つづき)

掲載日	府県・市町村	事業実施団体名	備 考
同	同 小樽支庁（余市町）	余市婦人会	
同	同 増毛支庁（留萌村・三泊村・天売村）	天売村軍人家族救護会	
同	同 釧路支庁	釧路町出征軍人家族保護会	
同	同 根室支庁	根室軍人家族保護会	
7.11	富山県中新川郡滑川町・下新川郡魚津町・三日市町・氷見郡・射水郡新湊町	越中三生舎・中越舎・氷見郡三生舎・新川織物・白木綿模範工場・新湊町軍人奨励会（伝習場）	
7.12	和歌山県和歌山市	和歌山市尚武会支部	
7.14	長野県長野市	信濃山林会（経木伝習所）	
同	同 上伊那郡	上伊那郡尚武会・教育会	
同	同 西筑摩郡吾妻村	吾妻村恤兵会	
同	同 埴科郡埴生村	埴生村尚武会	
同	同 埴科郡戸倉村	（とくに事業団体名なし）	
同	同 上伊那郡高遠町・中沢村	高遠町尚武会・中沢村尚武会	
7.29	青森県青森市	（長谷川与兵衛）	
同	秋田県秋田市	秋田慈善会・秋田青年会	
同	同 南秋田郡土崎港町	（とくに事業団体名なし）	
同	同 山本郡能代港町	能代観音講	
8.12	石川県石川郡金石町	（中崎与四右衛門）	
同	同 鹿島郡中島村	中島村軍人救護団体	
8.18	宮城県志田郡	<u>志田郡兵事義会</u>	
同	岩手県胆沢郡	<u>胆沢郡尚兵義会</u>	
8.23	全 国	* <u>帝国軍人援護会の援護</u> （①8.15までの41団体に助成）	
8.25	神奈川県横浜市	<u>横浜市奨兵義会</u>	
同	大阪府堺市	<u>堺市兵事会授産場</u>	
8.25	長崎県長崎市	<u>長崎市軍人家族幼児保育所</u>	
同	岡山県岡山市	<u>愛国婦人会岡山支部軍人家族遺族幼児保育所</u>	
8.25	香川県高松市	<u>高松市尚武義会</u>	
同	広島県呉市	<u>呉干城会</u>	
同	和歌山県和歌山市	<u>県尚武会和歌山市支部</u>	
9. 1	長崎県佐世保市	<u>佐世保甲辰義会</u> ・ <u>佐世保婦人会</u>	
同	名古屋市	<u>名古屋市尚武会</u>	
9. 4	東京市本所区	<u>本所区軍人家族授産婦人会</u>	
同	宮城県遠田郡	<u>涌谷婦人会</u>	
同	岩手県盛岡市	<u>盛岡報義会</u>	
同	大分県	<u>大分県尚武会</u>	
同	佐賀県佐賀市	<u>佐賀市女子義勇団</u>	
9. 7	群馬県前橋市	<u>前橋市奉公婦人会幼児保育所</u>	
同	同 高崎市	<u>高崎市幼児保育所</u> ・ <u>高崎市仏教慈善会軍人家族授産場</u>	
9. 8	石川県金沢市	在留英国人設立幼児保育事業	
9.13	長崎県佐世保市	<u>佐世保下士卒家族共励会</u>	
9.15	静岡県静岡市	<u>静岡市恤兵団</u>	
9.18	全 国	* <u>帝国軍人援護会の援護</u> （②9.13までの31団体に助成）	
9.18	沖縄県首里区	首里区救護会・軍人優待会	
同	同 那覇区	那覇区軍人優待会	
9.23	青森県青森市	青森市軍人家族保護会	
9.29	福島県石川郡・相馬郡・安達郡木幡村・若松市・耶麻郡坂下町	石川郡農会・相馬郡鹿島兵事義会・木幡村軍事義会・若松尚武会・坂下町出征軍人家族保護会	
9.29	宮崎県西諸県郡小林村・那須木村	小林村出征軍人家族救護会・那須木村出征軍人家族救護会	
9.30	福島県若松市	<u>若松市尚武会</u>	

(つづき)

掲載日	府県・市町村	事業実施団体名	備 考
9.30	岡山県岡山市・勝田郡勝加茂村、和気郡熊山村・三国村・日笠村・伊里村・日生村	岡山市奉公義会・(長船宗十郎、土岡弁造)・勝加茂村救護団体	
9.30	福岡県福岡市	<u>福岡後援婦人会</u>	
同	金沢市	<u>金沢市出征軍人家族救護義会</u>	
同	島根県鹿足郡	<u>鹿足郡軍人家族授産会</u>	
同	島根県那賀郡	<u>那賀郡出征軍人家族生業扶助会</u>	
同	姫路市	<u>近藤喜保</u>	
10. 2	兵庫県姫路市	<u>姫路奉公義会</u>	
	同 上	<u>愛国婦人会姫路幹部児童保育所</u>	
10. 3	新潟県新潟市	社団法人積善組合	
10. 3	山形県飽海郡酒田町・東村山郡鈴川村・村山郡各町村	酒田町酒田奉公義会・東村山郡鈴川村・県立村山農学校	
10. 3	鹿児島県日置郡阿多村・肝属郡西串良村・同郡大根占村	阿多村出征軍人家族救護義会・西串良村軍人家族救護会・大根占村兵事会	
10. 4	愛媛県温泉郡興居島村・堀江村・雄群村・粟井村・浮穴村・新居郡多喜浜村・大保木村	各村兵事支会・温泉郡農会等	
同	(愛媛県)	愛国婦人会愛媛支部有志奉公会	
10. 5	埼玉県比企郡南吉見村・秩父郡	(小高圭作)・秩父郡立農業学校	
10. 5	岐阜県恵那郡・岐阜市・大垣町・稲葉郡・山県郡・益田郡・土岐郡	各町村の義勇会等	
10. 7	全 国	* 帝国軍人援護会の援護 (③9.28までの33団体に助成)	
10. 7	広島県加茂郡川上村	(とくに事業団体名なし)	「戦時経営」の記事中
10.13	福島県耶麻郡	<u>早稲谷村外三村組合軍人家族救護会</u>	
同	同 河沼郡	<u>河沼郡婦人慈善会</u>	
同	同	<u>河沼郡婦人慈善会野沢支部</u>	
同	同 耶麻郡猪苗代町	<u>猪苗代奨兵義会</u>	
同	同 信夫郡福島町	<u>福島軍事義会</u>	
同	同 相馬郡中村町	<u>中村町兵事義会</u>	
同	同 耶麻郡喜多方町	<u>喜多方町出征軍人家族救護会</u>	
10.16	群馬県前橋市	前橋積善会・同会婦人部	
同	同 高崎市	高崎吉祥講	
10.24	愛知県知多郡半田町・常滑町・内海町・額田郡岡崎町・碧海郡新川町・知立町・東加茂郡、愛知県熱田町、南設楽郡、北設楽郡	知多郡農会、碧海郡商工会、加茂郡農会、熱田町尚武会等	
10.27	福井県足羽郡下字坂村・社村・上文殊村・本田村・辻村・一乗谷村・坂井郡丸岡町・同郡大安寺村・今立郡・丹生郡国見村・越廼村・四ヶ浦村・敦賀郡敦賀町・同郡松原村・大飯郡・福井市等	各市町村の軍人家族救護団	
10.31	茨城県水戸市	水戸市軍人家族保護義会	
10.31	兵庫県印南郡大塩村	大塩村尚武会	「村事跡」の記事中
11. 1	全 国	* 帝国軍人援護会の援護 (④10.11まで 27団体に助成)	
11. 4	全 国	* 帝国軍人援護会の援護 (⑤10.24まで 38団体に助成)	
11.14	秋田県	(とくに事業団体名なし)	廃兵遺家族援護優待方法
11.24	全 国	* 帝国軍人援護会の援護 (⑥11.9まで 31団体に助成)	
1906 (明治39) 年			
1.12	栃木県栃木町	栃木町戦時義会・栃木町共同授産場・同附属幼児保育所	

(つづき)

掲載日	府県・市町村	事業実施団体名	備 考
1.17	福岡県浮羽郡水分村・嘉徳郡上穂波村・山門郡豊原村・三池郡三川村・糸島郡元岡村	各村の軍人家族救護団体、軍人優待会等・(浜地知幾)	
1.19	埼玉県秩父郡下吉田村・北足立郡浦和町・同郡三室村・同郡片柳村	石川義勇財団・下吉田村婦人報国義会・浦和町出征軍人家族救護会等	
2.8	全 国	* 帝国軍人援護会の援護 (⑦1.19までの74団体に助成)	
2.26	福島県若松市	若松市尚武会	
同	同 信夫郡福島町	福島軍事義会	
同	同 相馬郡中村町	中村町兵事義会	
同	同 耶麻郡早稲谷村・相川村・一ノ木村・朝倉村	早稲谷村外三箇村組合軍人家族救護会	
同	同 伊達郡飯野村	飯野村軍事義会	
同	同 河沼郡坂下町	河沼婦人慈善会	
同	同 河沼郡野沢村	河沼婦人慈善会野沢支部	
同	同 耶麻郡喜多方町	喜多方町出征軍人家族救護会	
同	同 安達郡上川崎村	上川崎村軍人家族救護会	
同	同 耶麻郡猪苗代町	猪苗代奨兵義会	
同	同 岩瀬郡長沼町	長沼町軍人救護義会	
同	同 岩瀬郡榊衝村	榊衝村軍事義会	
同	同 岩瀬郡稲田村	稲田村軍事義会	
3.16	北海道函館区	函館出征軍人家族保護会・函館婦人節約会	
4.26	全 国	* 帝国軍人援護会の援護 (⑧3.20までの55団体に助成)	

資料4-② 内務省「戦時救護事業ノ趨勢及其ノ生産奨励ノ実況」

* 『官報』1905（明治38）年3月16日と3月18日に分割掲載されたもの

戦時救護事業ノ趨勢及其ノ生産奨励ノ実況

昨三十七年十二月調各府県戦時救護事業ノ趨勢及同事業トシテノ生産奨励ノ実況左ノ如シ
(内務省)

戦時救護事業の趨勢

時局ノ発展ハ出征軍人並ニ其家族ニ対スル国民の同情ヲ深カラシメ其隣佑相扶ノ情誼ハ發シテ都市村邑ニ於ケル救護団体ノ組織ト為リ義勇奉公ノ意氣ハ延テ国民後援ノ設備ト為リ摯情ノ流露スル所周匝亦至ラサルナシ而シテ其救護ノ設備タル畜ニ民間有志ノ経営ニ止マラス国家亦勅令ヲ以テ下士兵卒家族救助令ヲ發布シ以テ親族旧故又ハ救護団体等扶助ノ力及ハサルモノニ対シテ之カ救助ヲ為スノ途ヲ立ツルアリ特ニ我皇室ニ於テモ深く其援護ノ必要ヲ軫念アラセラレ曩ニ帝国軍人援護会、愛国婦人会、海軍下士卒家族共励会等ニ対シ御下賜金ノ特典アリタルカ如キハ国民タルモノ、当ニ感泣スヘキコトタリ

従来救済事業ノ多クカ徒ニ賑恤ニ流ル、ノ弊アリシカタメ今次ニ於ケル救護事業ハ中央ト地方トヲ論セス専ラ生業扶助ヲ以テ其要義ト為シ以テ永遠ニ独立自営ノ風氣ヲ保持セントシ堅ク相警メテ現金給与ノ弊ヲ未然ニ防遏セントスルニ勉メツ、アル如キ救護事業上方ニ一段ノ進境ヲ觀ル今地方ニ於ケル救護事業ノ範タルヘキモノニ就キテ之ヲ見ルニ

市街地ニ於ケル救助トシテハ佐賀県佐賀市ニ於ケル女子義勇団、東京市ニ於ケル軍人家族授産婦人会ノ如キ生業扶助ノ卒先者トシテ亦頗ル適切ノ方法ヲ採レルモノタリ佐賀市女子義勇団設立者木山定生ハ真宗ノ一僧侶タリ嘗テ日清戦役ノ際其遭遇セル一兵士ノ動作ニ就キ出

征者家族救護ノ軍氣ニ関スル頗ル大ナルモノアルヲ悟リ日露端ヲ啓クヤ即チ卒先立テ該団ヲ創設シ軍人家族ノ女子ヲシテ裁縫業ニ従事セシメ傍ラ市中各家ノ不用品ヲ蒐メ之ヲ商人ニ鬻キ以テ其維持費ニ充テ敢テ他ノ施与ノ寄附ヲ受ケサルノミナラス其共同ノ余資ヲ以テ更ニ之ヲ恤兵費ニ献金スルニ至レリ而シテ東京市軍人家族授産婦人会カ陸軍被服ノ裁縫及洗濯業ヲ以テ軍人家族ニ生活ノ道ヲ与ヘ兼テ幼児保育ヲ行ヘルカ如キ救助ニ関シ亦最モ用意ノ深キヲ觀ル其他香川県高松市ニ於ケル麦稈真田製作ノ如キ群馬県高崎市福島県信夫郡福島町等ニ於ケル経木真田事業ノ如キ當ニ軍人家族ニ生業ヲ授クルノミナラス併テ地方的産業ヲ興シテ一般細民ニ就業ノ道ヲ与フルモノニシテ是ニ於イテカ救護ノ事業ハ進テ興産的風化ノ事業ヲ兼スルニ至レリ

最近ニ至リテ生業扶助ノ方法ニ於テ最モ顯著ナル進歩ヲ為シタルモノ之ヲ大阪市ニ於ケル救護団体ト為ス即チ該救護事業ハ陸軍被服ノ調達ヲ始トシ遂ニ予備病院ニ於テ軍人家族ヲシテ在院者ノ需用ニ供セシムル酒保ノ開始ヲ見ルニ至レリ

郡町村ニ於ケル救助トシテ群馬県群馬郡中川村青年有志者ノ潜徳巡耕隊ナルモノアリ夜間又ハ人ノ知ラサル時ニ於テ出征軍人家族ノ耕地ニシテ耕耘播種ノ及ハサルヲ代耕シ以テ其勞力ヲ幫助セルカ如キ同県群馬郡明治村、栃木県足利郡足利町等ニ於テ耕作人夫ヲ補助シ以テ農事上遺憾ナカラシメタルカ如キ京都府久世郡ニ於テ小学児童カ課業ノ余暇ヲ以テ助耕セルカ如キアリ其他或ハ軍人家族ニ對シテ無償ニテ田畑ヲ貸与シテ耕作セシメ或ハ共同購買ノ方法ニ依リ肥料ヲ貸与シ或ハ資本ヲ貸与又ハ給与シテ農家ノ副業タル蠶工品ノ作製ニ従来〔事〕セシメ或ハ養蚕、製茶等ノ業務ヲ周旋セルカ如キ農村ニ於ケル共同緝睦ノ情頗ル鞠スヘキモノアリ

若シ夫レ大阪府北河内郡津田村、兵庫県神崎郡粟賀村ニ於テ軍人家族ヲシテ民家日用品タル燐寸石鹼又ハ豆腐ノ類ヲ専売セシメ村民ハ一ニ其供給ヲ受ケ敢テ其營業ヲ妨ケサルカ如キハ民間ノ規約ニ依テ一種ノ専売の特權ヲ認メ之ヲ救護事業ニ活用セルモノト謂フヘク其他地方産業ノ振興ヲ図リ、之ヲ以テ併テ軍人家族ノ生業ヲ扶助シタルモノ愛媛県松山市武揚会ノ伊予緝ニ於ケル徳島県板野郡里浦村ノ鳴門若布精撰業ニ於ケルカ如キアリ而シテ夫ノ軍需品ヲ内国製品ニ求ムルニ至リテハ各府県水産試験場其他公私ノ軍用缶詰製造場等ニ於テ軍人家族ニ向テ優先雇傭ノ法賃金増給等ノ措置ヲ採レルモノ比々皆然ラサルナク加フルニ陸軍自營ニ係ル軍需品調弁所ニ於テ軍人家族救護ノ目的ヲ以テ特別ノ便宜ヲ与ヘ且ツ其軍人家族タルト否トヲ問ハス業務ニ伴フテ勤勞ノ風ヲ奨メ併テ品性ノ陶冶ヲ努ムルカ如キ最モ觀ルヘシト為ス

海軍方面ニ於ケル救護事業ニ在リテハ夙ニ生産奨励ノ要ヲ認メカヲ其施設ニ致セルアリ即チ鎮守府所在地ニ於ケル海軍下士卒家族共励会ニシテ此施設ハ海軍下士卒ノ家族ヲ以テ會員ト為シ平時ニ於テ之ニ職業ヲ授ケ徒手遊惰ノ輩ナカラシメ傍ラ修身齋家ノ道ヲ教ヘテ其品位ヲ高尚ナラシメ且ツ家庭ノ円満和熟ナランコトヲ期スルモノニシテ特ニ戰時ニ於ケル多大ノ後援ト為リ士氣ノ振興ニ關係スルコト尠少ナラスト云フ此ノ共励会ハ始メ横須賀鎮守府高等武官ノ夫人ニ依リテ創設セラレ其効果ノ大ナルモノアルニ鑑ミ吳、佐世保、舞鶴ノ各地ニ設立セラルハニ至リタリ

生業扶助ニ伴フテ尚ホ爰ニ一言スヘキモノ幼児保監ノ制是ナリ即チ子女ヲ有スルカタメニ業務ニ就ク能ハサルモノニ對シ昼間幼児保育所ヲ設ケ以テ就業上ノ便益ヲ与フルモノニシテ東京市京橋区出征軍人幼児保育所、大阪市婦人慈善会、大阪汎愛扶植会、神戸市婦人奉公会、広島市婦人一心会等ノ如キ此目的ノ下ニ著々其効果ヲ収メツハアリ

以上列挙シタル地方的救護ノ外一般の救護団体ノ主要ナルモノヲ挙クレハ帝国軍人ノ援護会、愛国婦人会等是ナリ帝国軍人援護会ハ井上松方兩伯爵ノ首唱ニ係リ内外富豪篤志家ノ贊

助ニ依リテ成立シ其資産既ニ百有余万円ニ達シ時局ニ際シ実ニ有力ナル財団法人タリ其目的ハ公私ノ施設ト相俟チテ戦死者若クハ病死者ノ遺族又ハ出征軍人ニシテ廢疾ト為リタル者及其家族又ハ出征応召軍人ノ家族ニシテ生計困難ナル者ヲ援護スルニ在リ其實行ニ関シテハ之ヲ内務省ニ委託シテ調査ヲ請フコト、為レリ愛国婦人会ハ我国貴婦人ニ依リテ創設セラレタル常設団体ニシテ戦死者ノ遺族ニシテ生計困難ナル者ヲ救護シ併テ廢兵ヲ撫恤スルヲ以テ目的ト為ス其他国民後援会カ全国ニ檄シテ毛布ノ寄贈ヲ求メ之ヲ出征者防寒用トシテ恤兵部ニ献納シタルカ如キ各種婦人会及地方女学校ノ熱誠ナル請フテ軍人被服ノ裁縫ヲ引受ケ其工料一切ヲ挙ケテ恤兵及其他ノ救助ニ充ツルカ如キ基督教青年会ノ企画ニ成レル戦地天幕事業ノ如キ高等各種女学校ノ卒業生ノ有志会ヲ始トシテ各種ノ婦人会ニ於ケル軍隊慰問袋ノ如キ斯種ノ美挙亦枚挙ニ遑アラス

之ヲ約言セハ時局ニ対スル援護の機関ハ今ヤ都市村邑ヲ通シ蔚然トシテ興リ其生業扶助ノ如キ著々実行ヲ見ルニ至リシ所以ノモノ是実ニ隣佑相佑ノ情誼ト愛国的奉公心ノ発揚トニ外ナラス而シテ其軍国ニ処スル国民態度ノ一斑亦之ヲ表彰シテ余アリ要スルニ戦時援護ノ業ヲ挙クルニ当リ軍人ノ家族タルト否トニ論ナク老幼貴賤ノ別ナク出征軍人ノ労苦ニ顧ミ其意気精神ヲ移シテ生産作興ノ端ヲ啓クハ独目下ニ処シテ最モ適切ノ挙タルノミナラス永遠ニ一般国民齋家ノ道ヲ興シ一國将来ノ富カヲ進ムル所以ニシテ戦時戦後ノ経営トシテ最モ宜シキヲ得タルモノト謂フヘシ

本編ハ第一期ニ於ケル地方庁ノ申報視察員ノ復命ニ基キテ編纂セリ乃チ爾後経営ニ係ル状況等ニ関シテハ更ニ最近ノ報告ヲ待チ以テ之ヲ増補センコトヲ期ス

戦時救護事業トシテノ生産奨励実況

産業奨励及職業紹介ト救護事業

- 一 京都市下京区若林平造ノ設立セル同府紀伊郡伏見町所在「ショール」製造工場ハ平安紡績株式会社分工場閉鎖ノ結果ニ依リ生シタル多数ノ失業者ヲ收容扶助センカタメ企画セルモノニシテ職工ノ年齢ハ十三歳以上三十歳以下ト定ムト雖モ軍人家族又ハ遺族ニシテ新ニ職ヲ得ントスル者ニ対シテハ年齢ノ制限ヲ除キ給料ニ至リテモ斟酌ヲ加ヘテ之ヲ優遇シ以テ生業扶助ノ実ヲ挙ケンコトヲ期セリ
- 一 大阪市北区上福島三丁目四百二十九番地邸福本多三郎ノ設立ニ係ル日本博愛授産社ハ営業部ト慈恵部ノ二部ニ区分シ工場、寄宿舎、幼児保育室、教場、病室等ヲ設備シ工場ニ於テ軍人ノ家族遺族ニ莫大小業ヲ授ケ尚ホ近頃陸軍被服廠大阪支廠ヨリ被服ノ縫製ヲ引受ケ病衣、夏襦袢、袴下等ノ縫仕事ニ従事セシム其一人一日ノ賃金ハ八錢乃至六十錢ニシテ其所得ノ二割ハ郵便貯金ト為サシム其毎月ノ貯金額ハ一人ニ付キ二十錢乃至一円四五十錢ナリ就業者ニシテ通勤困難ナル者ニハ其幼児ト共ニ寄宿舎ニ住居ノ便宜ヲ与ヘ幼児ハ昼間保育室ニ於テ保姆ヲ付シテ保育シ母姉ニハ夜間教師ヲ招キ読書、習字、女礼、裁縫ヲ教授シ病者ハ病室ニ收容シ嘱託医ヲシテ治療セシム就業人員百九十五人内寄宿スル者六十四人ナリ
- 一 神戸市奉公会ニ於テハ本市出征軍人家族遺族生計ノ状態他ノ村邑ト其趣ヲ異ニスルヲ以テ会ニ於テ一定ノ生業ヲ撰択シ之ニ授クルカ如キハ實際ニ適セス其効果ヲ収ムル所以ノ道ニアラサルヲ察シ家族遺族ヲシテ自ラ進テ生業ヲ撰択セシメ以テ自助自活ノ道ニ出テシムルニ努メタリ而シテ自ラ生業ヲ撰択スル能ハサル者アルトキハ会ニ於テ之カ紹介ノ勞ヲ採ルコト、為シ又就業上ノ所得ニシテ家計ヲ支フルニ足ラサル場合ハ会ヨリ補給スルコト、セリ会ニ於テ生業ノ紹介ヲ為セシ者今ヤ二百三十余人ニ達シ其紹介先ノ重ナルモノハ食塩会社、倉庫会社、紡績会社、精米会社、停車場、軍糧用米袋製作店、齒磨粉類行商、洋服店、婦人奉公会ニ於ケル古著洗濯及修理等ニシテ神戸市婦人奉公会ノ幼児保育事業ト相俟

テ生業扶助ノ周到ヲ図レリ

- 一 神奈川県横浜市奨兵義会ハ軍人家族扶助ノ目的ヲ以テ授産場ヲ設ケ其事業ノ種類ハ「シャツ」「ズボン下」ノ裁縫及竹行李製造ノ二種ニシテ目下其就業人員ハ四十六人トス而シテ前者ハ陸軍被服ノ請負ヲ為シ已ニ千枚ヲ調達シ後者ハ輸出貿易品ニシテ其需用ハ広ク海外ニ販路ヲ有シ漸次発達ノ好況ニ在リ又授産場ノ傍ニ幼児保育所ヲ設ケ目下二十四人ヲ収容シ保姆ヲ置キ通勤者ノ便益ヲ図リテ之ヲ保育セリ尚ホ同会ニ於テハ軍人家族ヲ営業者ニ紹介シテ軍用「パン」、缶詰、袋張、屑糸撰、経木真田編、「ハンカチーフ」縫等ノ業務ニ従ハシメ又商業ヲ営ム軍人家族ニ対シテハ其希望者ニ限り木綿染抜ノ目標「軍人家族店頭ノ標」ヲ付与シテ店頭ニ現サシメ以テ衆人ノ注目ヲ促シ必要ノ物品ハ成ルヘク其店頭ニ於テ購買セシムルノ企図ヲ為セリ
- 一 兵庫県神戸市長ハ時局ノ影響ニ依リ軍人家族ト否トヲ問ハス市民中流以下ノ生計ニ苦ム者続出スヘキヲ憂ヒ之ヲ救フノ策トシテ是等ノ家庭ニ内職ヲ奨励スルノ必要ヲ認メ其方法ヲ考案セルノ際偶々同市ノ婦人洋服業者ニシテ頗ル奉公心ニ富メル沢野イト女ト語り婦女子ノ手芸トシテハ長針一本ノ外他ニ器具ヲ要セス而モ其取得比較的多キ「レース」編ナル好適ノ手芸アルヲ知り市長其婦人及地位アル五六ノ婦人ヲシテ之ヲ練習セシメ傍ラ他ノ勧誘ヲ試ミシニ市内出征軍人家族其他ノ婦人ニシテ之カ製作ニ従事スル者漸ク増加シ製品ハ沢野イトニ於テ引受クルコト、為シ其従業者軍人家族約二十人其他ノ婦人四十人ニ達セリ而シテ之カ影響ハ同市ニ止マラス同県加古郡長之ヲ聞キ其夫人ヲシテ伝習セシメ之ヲ郡内愛国婦人会員ノ間ニ奨励シ其熟練ヲ待チテ之ヲ軍人家族遺族ニ伝習セシメ以テ生業扶助ノ一端タラシメントスルニ至レリ
- 一 群馬県高崎市高崎仏教慈善会ハ其附属事業トシテ出征軍人家族ノ状態ヲ調査シ之ヲ救護シ来リシカ市長ノ注意ニ依リ授産場ヲ設クルコト、シ調査ノ結果経木真田ノ製造ヲ以テ適当ナル業務ト為シ原料ノ供給製品ノ販路等ニ付キ計画ヲ立テ工場ヲ設置シタルニ該業ハ独り軍人家族ノタメニ生業ヲ扶助スルノミナラス一般婦女子ノ職業トシテモ又頗ル適当ナルヲ以テ就業者日ニ増加シ已ニ修習ヲ了シ自宅ニ於テ就業スル者二百人内軍人家族四十人ニシテ修習中ノ者十六人ナリ
- 一 長野県長野市ニ於テハ二三ノ当業者ニ於テ「レース」編工場ヲ設ケ新潟県高田町ヨリ原料ヲ取寄せ之ヲ製作シテ同地ニ送り主トシテ「カラー」ノ調製ヲ為セシカ時局ニ際シ出征軍人家族生業扶助ノ必要ヲ認メ同市恤兵会ハ委員ヲ横浜ニ派遣シ直輸出商会ト交渉シテ直接原料ノ取引キヲ開始シ又手工ニ要スル資本及其他ノ費用ヲ供給シ並ニ直接取引ヲ開始スル目的ヲ以テ長野手工奨励組合ヲ設置セシメ尚ホ従来ノ「レース」業者ヲ共同一致セシメ組合ハ費用ヲ供給スルコト、為シ賃銭ノ支払ヲ敏活ナラシメ又自宅伝習ノ便ヲ与フル等大ニ其奨励ニ努メタリ其結果該業者漸次増加シ隣郡ヨリモ多数ノ就業希望者アルニ至リ遂ニ二箇所ノ分工場ヲ設置セリ其既ニ修了又ハ修業中ニ属スル女工ノ数ハ長野市ノミニテ八百余人ノ多キニ達シ内軍人家族五十三人アリ而シテ賃銭ハ一日凡ソ「カラー」二十五銭「カバリモノ」十五銭ナリト云フ
- 一 福島県信夫郡福島町ニ於テハ福島監獄署ニ於テ囚徒ニ授クル経木真田編ノ簡易ニシテ老幼婦女子ノ内職ニ適当ナルヲ認メ横浜当業商会ニ交渉シ軍人家族等ヲ伝習生トシテ斯業ヲ開始セシメ町役場ハ専ラ之カ奨励保護ニ當リ又愛国婦人会福島支部員ハ日々工場ニ至リテ業務ニ従事スル等之カ奨励ニ助力シタル結果事業漸次発達ノ好況ニ在リシカ不幸ニシテ横浜当業商会主人死亡シ業務ヲ継続シ能ハサル事由ヲ生シタルニ依リ町長ハ町内有志ト相謀リ組合組織ノ下ニ経木真田伝習所ヲ設置シ従来ノ教師ヲ雇継キ更ニ横浜当業者ト取引ノ特約ヲ結ビ軍人家族ハ勿論一般細民ニモ産ヲ得セシメントシ新ニ従事スル者ニハ原料ヲ与へ

無料ヲ以テ教授シ利益ハ一切之ヲ修業者ニ分与セリ現在修業人員ハ百八十人其内約三分ノ一ハ軍人家族遺族ニシテ其他ハ官吏又ハ中流ノ家族カ内職トシテ就業スルモノタリ一箇月ノ製作高九百段内外ニシテ尚ホ漸次増加ノ趨勢ニ在リ軍人家族生業扶助トシテ適当ナルノミナラス将来当地方ニ於ケル一副業トシテ認メラルハニ至ルヘシト云フ

同県若松市若松経木真田編伝習所ハ同市尚武会ノ一事業ニシテ軍人ノ家族遺族及一般細民ニ生業ヲ得セシムルノ目的ヲ以テ三十七年九月ヨリ之ヲ設立シ目下伝習生百十四人内軍人家族十七人設立以来ノ修了生三百五人内軍人家族七十二人ニシテ漸次伝習希望者増加ノ状況ニ在リ従業者ノ賃銭ハ一日金六銭ヨリ十三四銭ニシテ創立以来製作セル経木真田八百段、経木撚百四十二万木、最近一箇月ノ経木真田製作高三百段ナリト云フ

- 一 広島県ニ於テハ各地ニ麦稈及経木真田ノ多額ヲ産シ尚ホ将来増加スヘキ趨勢アルヲ以テ麦稈又ハ経木真田ノ編製ハ県下一般婦女子弟ノ副業トシテ適当ナルノミナラス斯業ニシテ大ニ発展セハ軍人家族生業扶助方法トシテ好適ノ業務タルヲ認識シ三十七年八月深安郡福山町ニ真田編講習所ヲ開設セリ而シテ其ノ成績頗ル佳良ナルヲ以テ特ニ主務課長ヲ斯業ノ主産地及製品ノ集散地ニ派シ之カ調査ノ結果該事業ノ一層前途有望ナルヲ確メ更ニ県下十四箇所ヲ選定シテ講習所ヲ開習シ軍人家族ニ生計ノ途ヲ与ヘ併テ将来ノ産業上一生面ヲ開カンコトヲ決定セリ

同県加茂郡ニ於ケル軍人家族生業扶助ハ軍人家族生計ノ状態ニ応シ考案セルモノナルヲ以テ其種別頗ル多シ今其要項ヲ摘記セハ（一）資金ヲ貸与シ従来ノ營業ヲ繼續セシムルコト、（二）原料ヲ有志団体ヨリ交付シ麦稈真田及藁細工ヲ為サシメ其製品ヲ団体ニ買取ルコト、（三）麦稈真田繩ノ製造及養鶏ニ従事セシメ其生産物ヲ有志団体ニ於テ買上クルコト、（四）原料ヲ有志者ヨリ交付シ塩筵、繩、草履其他手工ヲ為サシムルコト、（五）有志団体ヨリ種苗又ハ肥料ヲ交付シ耕耘ニ関シテハ隣保相扶ノ誼ニ依リ農業ヲ繼續セシムルコト、（六）小売行商ヲ営マシムルコト、（七）有志団体ニ於テ家族中勞役ニ耐フル者ハ之ヲ使役シ勞役ニ耐ヘサル者ニハ適當ノ手工ニ就カシメ其製品ノ売却ヲ斡旋スルコト、（八）婦女子ノタメニハ会社若クハ問屋ト契約シテ製網業ニ就カシメ而シテ恤兵団体ハ賞与的ニ増賃銭ヲ給与スルコト等ニシテ本郡ニ於ケル軍人家族ニシテ救護ノ必要アル者二百数十人ニ對シ食品給与ヲ為ス者僅々十数戸ニ過キサルハ蓋シ生業扶助ノ方法ニ依ルモノ頗ル多数ナルヲ知ルニ足ルヘシ

- 一 呉市干城会ニ於テハ授産部ヲ設ケ生計困難ナル軍人家族ヲシテ機業及状袋ノ製作ニ従事セシム而シテ機業ハ裏地及白木綿織トシ当分八段ト称スル機十台ヲ備ヘテ伝習ヲ為サシメ其習得者ニハ更ニ器械ヲ貸与シ自宅ニ於テ作業セシメ又状袋ノ製作ハ老幼者ノ業トシ器械一台ヲ備ヘテ下拵ヲ為シ各自宅ニ於テ作業セシムルモノニシテ此等原料ノ供給及製作物ノ販売ハ本会之ニ任シ各製作高ニ応シテ相当ノ賃金ヲ支給ス

- 一 香川県ニ於ケル麦稈真田ノ製産額ハ百万円ノ上ニ出テ三十七年ノ如キハ麦収豊穰ノタメ一層ノ好況ヲ呈シ就中綾歌郡ノ如キハ其著シキモノアリ故ヲ以テ従来ノ細民多クハ生業ニ就キ就学児童ノ如キモ亦麦稈真田ノ産額ニ比例シテ漸次其歩合ヲ高メ来ルノ状況ニシテ時局ニ際シテモ出征軍人家族ノ之ニ従事スル者多ク又其就業ヲ奨励スルヲ以テ軍人家族ヲシテ其ノ生計ニ安セシムルヲ得ルト云フ

同県高松市尚武義会ニ於テハ軍人家族ニ對シ生業ヲ授クルノ目的ヲ以テ麦稈真田伝習所ヲ設ケ教師ヲ該県麦稈真田同業組合本部ヨリ招聘シ軍人家族ヲシテ伝習ヲ受ケシメ其製作品ハ伝習所ニ於テ取纏メ問屋ニ売捌キ各自ノ製作高ニ応シ工錢ヲ分配スルコト、為シ其伝習ヲ了シタル者四十人ニ達セリ又同会ニ於テハ麦稈防止ノ製作ヲ請負ヒ其ノ原料タル麦稈真田ハ軍人家族ヲシテ之ヲ製作セシメ製帽ハ市内ノ製作者ニ製作セシムルモ成ヘク軍人

家族ニ伝習セシメテ之ニ従事セシムルノ条件ヲ付セリ以上ノ外会ニ於テハ軍隊用ノ病衣、蒲団、襦袢、袴下等ヲ引受ケ之カ裁縫等ニ就テハ軍人家族ヲシテ従事セシメ目下其従業者ノ数二百十人ニ及ヒ尚ホ今後一層軍人家族ニ対シ授産ノ方法ヲ講シ以テ直接救護ノ人員ヲ減少セシメンコトヲ企図セリ

- 一 徳島県板野郡里浦村ハ鳴門若布ノ名産地ニシテ時局ニ際シ軍需品トシテ其ノ需用頓ニ増加セルヲ以テ同村内ハ勿論隣邑撫養町、鳴門村、瀬戸村居住ノ軍人家族ニ至ルマテ其業ニ従事セシメタリ

同県那賀郡、勝浦郡及名東、板野両郡ノ一部ハ藁蓆製作ヲ以テ農家ノ副業トシ其ノ従業戸数四千ニ達セシカ軍需品トシテ漸次吹ノ需用ヲ増加スルニ及テ全村老幼婦女ニ至ルマテ孜々トシテ其製作ニ従事シ軍人家族ノ如キ亦自営自活強テ他人ノ助力ヲ仰クカ如キコトナシ

同県板野郡大津村ニ於テハ村長兵務世話掛等相謀リ軍人家族ニシテ貧困ナル者ニハ原料ヲ与ヘテ塩俵ヲ製作セシメ以テ隣邑撫養町及鳴門村ノ製塩家ニ供給スルコトヲ図リ同郡松坂村ニ於テハ数年来村農会ノ施設トシテ麦稈真田ノ製作ヲ伝習シ来リタルヲ以テ時局ニ際シ軍人家族ノ生業ヲ扶助センカタメ同家族ニ原料ヲ支給シテ斯業ニ就カシメタリ

同県那賀郡見能林村ハ石灰ノ産地ナルヲ以テ軍人家族ニ原料ヲ与ヘ石灰輸出ニ要スル俵ノ製作ニ従事セシメ以テ無為徒食ノ徒ナカラシムルニ努メタリ

- 一 高知県安芸郡安芸町ニ於テハ戦時倶楽部ナルモノヲ設ケ之ヲ一部、二部ニ分チ第二部ニ於テハ戦時女子工芸所ヲ設置シ軍人家族ノ扶助ヲ伝習生トシテ收容シ麦稈経木真田ヲ教習セシム尚ホ此他簡易ニシテ習熟シ易キ事業撰択中ナリト云フ

- 一 愛媛県新居郡多喜浜村ハ県下有名ノ製塩地ナルヲ以テ村内中流以下ノ婦女子ハ塩俵及製塩用藁蓆ノ製作ヲ副業トセリ然ルニ時局ニ際シ出征軍人家族ノ内材料購入ノ資金ニ苦ム者アルカタメ同村兵事支会ハ右家族ニ資金ヲ貸与シテ之カ製作ヲ奨励シ尚ホ製作品ハ相当価格ヲ以テ買入方ヲ需用者ニ特約シ大ニ便利ヲ与ヘツヽアリ

同県周桑郡ハ県下ノ主タル米産地ニシテ時局ニ際シ蓆吹ノ需用増加シタルヲ以テ之カ製作ヲ奨励シ出征軍人家族ノ貧困者ニシテ材料ノ購入ニ窮スル者アルトキハ之カ購入資金ヲ供給シテ製作ニ従事セシメタリ

同県越智郡今治町及其附近ハ従来綿練機業地ニシテ之カ機業ニ従事スル者多ク伊予綿練業組合ハ出征軍人家族保護ノ目的ヲ以テ特ニ該家族ニシテ職工タル者ニ対シ特別賃金ヲ支給スルコトヽセリ

同県松山市松山武揚会ハ恤兵犒軍等ノ目的ヲ以テ設立セラレタルモノニシテ軍人家族遺族ノ生業扶助方法トシテハ地方主要ノ産業タル伊予絣機業ノ時局ノ影響ヲ蒙リ一時減退ノ状況アリシヲ以テ各機業家ヲ勸奨シテ事業ノ継続ニ努メシメ其作業ヲ軍人家族遺族ニ分配スルノ道ヲ講シ又軍隊用及浮慮收容所用蒲団ノ請負ヲ為シ綿繰其他ノ事業工場ヲ設ケテ軍人家族遺族ヲ使用シ次テ軍隊用病衣ノ調達及浮慮收容所用病衣ノ洗濯ヲ引受ケ或ハ軍隊ノ残飯ヲ払受ケ之ヲ転売スルノ事業ヲ開始シ或ハ適当ノ事業ヲ紹介シテ専ラ軍人家族遺族ヲシテ之ニ従事セシメ夫々生業ヲ得セシムルノ方法ヲ講セリ

- 一 宮城県仙台市兵事義会ニ於テハ軍人家族事業奨励委員ヲ設ケ軍人家族生活ノ状況ヲ調査シ業務ニ堪フル者ニハ職業ヲ紹介シテ之ニ従事セシム其職業ノ重ナルモノハ裁縫及封筒、筆、燐寸、麦稈真田等ニシテ其他市内ニ於テ引受ケタル木綿蒲団等ノ軍需品ニ付キテモ奨励委員ノ斡旋ニ依リ其調製ヲ分担セシメ又仙台糶ノ軍需品トシテ当市内ヨリ調達スルコトヽナリシヲ以テ其封袋調製ニ付キテモ亦之カ紹介ヲ為シツヽアリ

- 一 岩手県盛岡市ニ於テハ市内営業者ニ交渉シ袋張、軍用藁靴ノ「グミ」附等軍人家族ノ業

務トシテ適當ナル職業ヲ紹介シ軍人家族ハ自宅内職トシテ之ニ従事セリ

軍需品製造ト救護事業

一 横須賀ニ於ケル下士卒家族共励会ハ下士卒ノ軍国ニ尽ス勤務ヲ思ヒ其ノ家族ヲ集メ之ニ適応ノ事業ヲ授ケ其所得ニ依リ家計ノ一部ヲ資クルト共ニ其品性ヲ高メ且ツ勤儉貯蓄ヲ奨励シ以テ下士卒ヲシテ後顧ノ憂ナク一意専心軍務ニ従事セシメンカタメニ設立シタルモノニシテ其初ヤ海軍下士卒集会所用ノ蒲団ヲ製作セシメタルニ濫觴シ鎮守府将官夫人ノ尽力ト海軍当局者ノ援護トニ依リ漸次其盛ヲ致シ皇室並ニ皇族ノ恩賜ヲ辱フシ現今資金数千円ニ達シ下士卒家族ニシテ会員タル者二百有余人ノ多キニ及ヘリ本会ノ作業ハ海軍軍隊用被服ノ裁縫旗旒等ノ製作及兵器ノ修補等ニシテ裁縫及旗旒等ノ製作ニ付キテハ二箇ノ工場ヲ設ケ会員日々工場ニ入りテ勤務シ兵器ノ修補ハ海軍工場ニ赴キテ之ニ従事ス而シテ時局以來海軍下士卒家族ニ止ラス苟モ附近町村長ノ証明アル者ハ陸軍下士卒家族ヲモ収容シ目下其数二十余人ニシテ尚ホ設備拡張スルニ從ヒ漸次其数ヲ増スヘシト云フ

従来海軍被服ハ全部大倉組ノ請負フ所ナリシモ本会設立以來其幾部ヲ引受ケ主トシテ材料ノ供給ヲ経理部ニ仰キ本会ハ単ニ労力ヲ供給スルニ在ルモ時トシテ材料労力共ニ之ヲ供給スルコトアリ其賃金ハ一人一箇月平均十円内外ニシテ間々二十円以上ヲ得ル者ナキニアラス又下士卒家族ノタメニハ診察所ノ設アリ目下下士卒集会所ノ設備ニ属スルモ将来ハ之ヲ本会ニ移サントシ其新築費ニ付キテハ已ニ義捐金ノ蒐集ヲ了シ尚ホ幼児保育所設置ノ如キ亦将来ノ実行計画ニ属セリ此ノ如キハ畢竟スルニ将校夫人ノ懇切ナル監督ト熱誠撓マサル誘掖懇導ノ致ス所タラスンハアラス

一 呉市ニ於ケル海軍下士卒家族共励会ハ前掲横須賀ニ於ケル下士卒家族共励会ト其趣旨組織ヲ同フシ目下会員ノ数百六十余人ニ達シ会員ノ執レル作業ハ経理部衣糧科被服物品ノ裁縫、修理、請負人ノ請負ニ係ル海軍用旗類及臂章類ノ裁縫、衣類、寝具、机掛、椅子覆其他各種ノ洗濯等ニシテ各技能ニ応シテ相当ノ報酬ヲ与フ

一 佐世保海軍下士卒家族共励会ハ横須賀呉ニ於ケル共励会ト均シク下士卒家族ノ品位ヲ高メ婦徳ヲ涵養シ家道ヲ修メ傍ラ女子相応ノ業務ヲ講習スルヲ以テ目的トシ現役海軍下士卒ノ妻若クハ寡婦ニシテ品行方正ナル者ヲ以テ会員ト為シ将官夫人之ヲ統督ス目下会員百五十人ニ達シ其事業ハ海軍信号旗、患者被服ノ縫製等ニシテ創設以來日尚ホ浅キモ漸次良好ノ傾向ヲ有セリ

一 京都府下舞鶴ニ於ケル海軍下士卒家族共励会モ亦前記各共励会ト其趣旨組織ヲ同フシ其創立ハ昨年十月ニ在リシヲ以テ日尚ホ浅ク随テ会員ノ数未タ五十人ニ過キスト雖モ目下入会勧誘中ナルヲ以テ優ニ百人ニ達スルヲ得ヘシ会員就業ノ状況ハ各々其技能ニ応シ大倉組ニ於テ請負ヒタル軍用被服ノ裁縫「ミシン」織及民間和服ノ裁縫等ニシテ此等ノ技能ナキ者ニハ砲磨其他官ノ労役業ニ従事セシメテ賃銭ヲ得セシム又傍ラ無教育者ニ對シテハ先ツ仮名文字ヨリ習得セシメ其實績見ルヘキモノアリ而シテ本会ノ作業ハ殆ト無限ニシテ前途頗ル有望ナルヲ以テ将来事業ヲ拡張セントスルノ計画アリ工場ノ建築、幼稚園ノ設置、医師ノ雇入、下士卒家族住宅ノ貸与等ノ如キ一兩年ヲ出テスシテ其施設ヲ見ルニ至ルヘシト云フ

一 東京市軍人家族授産婦人会ノ作業ハ裁縫ト洗濯トノ二部ニ分チ裁縫ハ兵士ノ襯衣袴下ヲ主トシ洗濯ハ襯衣袴下病傷兵ノ襯衣、敷布等ニシテ市内ノ軍人家族ヲシテ之ニ従事セシム工錢ハ其人ノ技能ト仕事ノ種類ニ依リ差違アルモ十錢以上三十五錢以下ニシテ其工錢ノ外ニ軍隊ヨリ残飯ノ払下ヲ受ケテ之ヲ供給セリ又幼児保育所ヲ付置シ幼児ヲ有スルモノ、タメニ其就業中軍人家族中ヨリ適當ナル者ヲ撰択シテ子女ヲ保育セシメ又遠路通勤ニ困難ナ

ル者ノタメニハ特ニ寄宿舎ヲ設ケテ之ニ宿泊セシメリ目下斯業ニ従事スル家族ハ裁縫部ニ四十人、洗濯部ニ二十余人都合六十余人ナリ

- 一 大阪市報効会ニ於テハ陸軍被服廠大阪支廠ニ交渉シ傷病者被服ノ裁縫ヲ引受ケ初市内各区ニ工場ヲ設ケ救護ヲ受クル軍人家族中ノ婦女ヲシテ其裁縫ニ従事セシメシニ就業者逐日増加シ西北東ノ三区ニ於ケル工場ハ不便ナルニ依リ更ニ東区大川町ニ工場ヲ設ケ大阪市報効会授産場ト称シ右三区ノ裁縫就業者ヲ収容シ南区ニ在ルモノヲ授産場支部ト称シ同区ニ於ケル就業者ヲ収容セリ授産場就業人員ハ総計四百九十人ニシテ日々執業スル者ハ三百九十人内外ナリ就業者ノ多クハ報効会ノ好意ニ感激シ其仕事ニ勉励シツ、アリ報効会ハ就業者ノ所得益々増加スルニ從ヒ直接現金ノ救助ヲ廢止スルノ見込ニテ漸次其額ヲ減少シツ、アリ尚ホ報効会ニ於テハ大阪予備病院長ノ交渉ニ応シ病院ノ構内酒保ヲ設ケ軍人家族中十七歳以上四十歳以下ノ婦女ヲ販売員トシ菓子、缶詰類煙草、文具、郵便切手、莫大小、靴足袋、襦袢、紙、石鹼其他雜貨ノ販売ヲ為サシメ販売員ニハ給料ヲ与ヘ其ノ純益ハ之ヲ傷病軍人ノ慰藉費ニ充ツルコト、セリ

此他大阪煙草製造所ニ交渉シ其工手ニ就カシメタル者八十五六人、其一人一日ノ所得十錢乃至十五錢、野菜乾燥場ノ職工タラシメタル者四十人、一人一日ノ所得十錢乃至二十錢ナリト云フ本会ハ就業者ノタメニ授産場構内ニ幼児保育所ヲ設ケ軍人家族中適当ノ者ニ給料ヲ給シテ保育ニ従事セシメシモ現今幼児保育ハ大阪婦人慈善会ニ於テ之ヲ引受ケタルヲ以テ煙草製造所通勤者ノタメニ市外今宮村ニ一箇所ヲ設ルコト、セリ

- 一 大阪府堺市兵事会授産場ハ市長助役及同会委員等ノ熱心ナル勧誘ニ依リ逐日就業者ノ数ヲ増加シ目下百一人ニ達シ日々ノ通勤者五六十人ヲ下ラス事業ノ種類ハ陸軍被服大阪支廠ヨリ直接ノ請負ニ係ル軍隊用ノ襯衣袴下ノ裁縫ニシテ其ノ工賃ハ一日十錢以上三四十錢ヲ下ラス就業者ノ携帯セル幼児ハ授産場構内ノ一部ニ収容シ軍人家族一人ヲシテ之ヲ看護セシメツ、アルモ児童日々二十三人ヲ下ラサルヲ以テ到底看護周到ヲ期スル能ハサルニ依リ市内幼稚園ノ保母ニ囑託シテ幼稚園ノ放課後來リテ保育ノ任ニ當ラシメンコトヲ期シ設備中ナリ

- 一 広島市広島婦人一心会ハ本市吉村キヨノ主唱ニ成リ授産所及幼児保育所ヲ設ケ軍人家族ノ生業ヲ扶助ス授産所及保育所ハ興禅寺内ニ設置シ同寺住職ハ好意ヲ以テ寺院ヲ無料ニテ使用スルコトヲ許セリ而シテ授産所ノ作業ハ陸軍病院用ノ病衣及襯衣ノ裁縫トシ尚ホ裁縫品ヲ自宅ニ持ち帰り夜業ヲ為スノ便宜ヲ与ヘ裁縫ノ材料ハ陸軍用達ヨリ供給セリ

同県安芸郡海田市町船越村及定佐郡安村ニ於テハ軍需品トシテ苳、叭、繩等ノ需用著シク増加シタルヲ以テ軍人家族生業扶助ノ方法トシテ之カ製作ヲ奨励シ貧困ナル軍人家族ニ對シテハ特ニ原料ヲ給与シテ其製作ニ從ハシメタルニ該家族モ又励精以テ事ニ當リ其成績頗ル佳良ノ狀況ヲ呈セリ

又御調郡中庄村ニ於テハ軍需抹ノ調達ニ際シ村長ノ注意ニ依リ毎戸三貫目ツ、軍人家族貧困者ニハ救護ノ目的ヲ以テ材料ヲ給シ五貫目以上製造セシムルコト、セシニ軍人家族ハ出征者ノ辛酸ヲ察シ生業ニ就クラ喜ヒ進テ之ニ応シ孰モ指定量目以上ヲ調達セシニ一般生産者モ亦其熱誠ニ感奮シ孜々其業ニ從ヒ為ニ千六百貫余ノ巨額ヲ調達シタリ而シテ師団經理部秣圧搾所ニ納付セシニ該納入品ハ品質最良ニシテ当局賞賛ノ下ニ高価ヲ以テ買取セラレ特ニ標本トシテ同所ヘ陳列セラルルノ榮ヲ得タリト云フ

- 一 神戸市沢野イトハ愛国婦人会ノ特別会員ニシテ常ニ奉公ノ志厚ク出征兵士ノ犒軍留守家族遺族ニ對スル同情ノ如キ頗ル感スヘキモノアリ特ニ軍人家族ノ救済ニ関シテハ意ヲ注キ始メ軍用蒲団調査ノ請負ヲ為スニ及ヒテヤ之ヲ調製ニ要スル職工ノ如キ成ルヘク軍人家族遺族ヲ使用スルコト、セリ而シテ此等ノ業ハ婦女子ニ取リテ最モ好適ナルノミナラス請負

人ハ普通ノ商人ト異ナリ営利ヲ目的トセス職工賃金ノ如キ特ニ普通ヨリモ増給シタルカタメ就業ヲ希望スル者至テ多ク又其製品ノ如キモ注意ヲ加ヘテ製作セルカ故ニ其成績大ニ佳良ナルヲ得タリ特ニ陸軍ヨリ材料ノ交付ヲ受ケ襯衣袴下ノ請負ヲ為セシ際ノ如キ請負予定数ヲ充タシテ尚ホ其服地ニ少カラサル余剰ヲ生シタリシヲ以テ更ニ予定数以外ニ調製シテ之ヲ納付シ又軍人家族遺族ノタメ自己ノ所有家屋ノ賃貸ヲ止メ之ニ無料貸与シ以テ其裁縫授産ノ便宜ヲ与ヘタルカ如キ其ノ篤志洵ニ感スヘキモノアリ故ヲ以テ使用セラル、軍人家族遺族ノ如キ亦其感化ヲ受ケ自己ノ得タル賃銭ノ内ヨリ軍人家族遺族ノ救護費中へ寄贈ヲ申出テタル者アリシト云フ

- 一 茨城県水産試験場ニ於テハ漸次業務ノ拡張ニ伴ヒ諸種ノ労働者ヲ要スルニ至リ缶詰製造ニ使用スル職工ノ如キ特種ノ技能ヲ要セサルカタメニ此種ノ労働者トシテハ軍人家族ヲ使役スルコト、為セリ其他之ト同一ノ方法ニ依ルモノ愛知、京都、徳島、香川等ノ各府県ナリトス
- 一 群馬県ニ於ケル軍用蒲団ノ製作ハ前橋及高崎両市長ヲシテ其市内ノ資産家ヲ撰択シテ之ニ請負ハシメ其裁縫ニハ主トシテ軍人家族及遺族ヲシテ従事セシムルコト、シタルニ前橋市ニ於テハ使用人百二十人ノ内軍人家族約百人、高崎市ニ於テハ百五十人ノ内軍人家族八十人ニシテ請負者ハ奉公ノ趣旨ヲ体シ営利ノミニ傾カス専ラ誠実ヲ旨トシ殊ニ高崎市ニ於テハ軍人家族ニ対シ普通縫賃ノ外増賃ヲ給与シ特別ノ待遇ヲ為シタリ又同市請負者ノ一人ナル相川某ノ妻女ハ自ラ製作品検査ノ任ニ當リ其欠点アル物ハ更ニ前者ノ手ヲ要セスシテ自ラ之ヲ正シ而モ賃銭ハ普通ニ之ヲ支払ヒタリト云フ

産業ノ助成及児童ノ保育ト救護事業

- 一 東京市京橋区出征軍人幼児保育所ハ出征軍人家族ニシテ幼児アルカタメニ労働ニ就ク能ハサル者ニ対シ昼間幼児ヲ預リテ就業ノ便ヲ与ヘ又生業ヲ発見シ能ハサル者アルトキハ之ニ労働ヲ紹介ス在籍児童数ハ二十四人ナルモ日々預ケ置カル者ハ十八九人ナリ創立ノ際ハ児童ヲ懐ケルコト困難ナリシモ現今ニ於テハ已ニ同所ノ生活ニ慣レタル先進児童アリテ容易ニ之ヲ懐ケルコトヲ得ト云フ食物ハ牛乳、粥及通常ノ米飯ニシテ其児童ニ応シテ之ヲ給与ス間食トシテ与フル菓子ハ篤志者ノ寄贈ニ係リ同所ニテ購入スルコト稀ナリト云フ
- 一 神戸市出征軍人家族遺族児童保育所ハ同市婦人奉公会ノ一事業ニシテ市内ニ三箇所ノ保育所ヲ設立シ尚ホ一箇所増設ノ計画中ニ在リ設立ノ目的ハ軍人家族ノ儿女ヲ收容シ一定ノ時間労働者ノ纏綿ヲ除却スルニ在ルモ漸次設備ノ整頓スルニ随ヒ幼稚園の保育ヲ施シ尚ホ上流下流ノ婦人ヲシテ互ニ相近接セシムルノ楷梯ヲ造リ以テ社会的教化ノ理想ヲ完フセントスルニ在ルモノ、如シ收容児童ハ目下百二十人内外ニシテ尚ホ漸次増加ノ傾向ヲ呈シ又依托者ノ職業ノ種別ハ茶庫内ノ雑役、麦稈真田組、団扇張、小使、燐寸工場通勤、燐寸製造、菓子小売、裁縫及洗濯等トス児童ハ收容後直ニ沐浴ヲ為サシメテ保育所備付ノ衣服ヲ著セシメ而シテ所持品及被服ハ洗濯若クハ燻蒸シ帰宅ノ際之ヲ交付ス食物ハ乳児ハ生母ノ許ニ伴ヒテ哺乳セシメ其他ハ昼餐一回ヲ給与スルモ早朝ヨリ收容スル者ハ尚ホ朝餐ヲ与ヘ又一定ノ時刻ヲ見計ラヒ間食物ヲモ給ス児童ノ衛生ニ就キテハ特ニ意ヲ用ヒ毎週一回市医ニ於テ交互巡診シ其結果トシテ児童ハ收容当時ニ比シ發育上大ニ見ルヘキモノアリト云フ
- 一 大阪婦人慈善会ノ幼児保育所ハ大阪市報効会ノ授産事業ト相俟チテ頗ル効果アリ最初北区野崎町ニ設置セシカ報効会カ其授産場ヲ東区大川町ニ移転シタルニ依リ更ニ東区北浜町ニ移転シ当歳ヨリ二歳マテノ哺乳児ヲ保管シ尚ホ一部ヲ依然授産場構内ニ存置シ三歳以上七歳未満ノ幼児ヲ保育セリ哺乳児ニハ其母ヲシテ三回来所シテ哺乳セシメ其余ノ幼児ニハ会費用ヲ以テ昼食及間食ヲ給与セリ目下保育児童ハ六十人内外ナリ

一 大阪汎愛扶植会ハ大阪市九条町ニ幼児保育所ヲ設ケ軍人家族遺族及労働者就業ノ便利ヲ与ヘンカタメニ昼間四歳乃至六歳ノ幼児ヲ收容シ保姆一人、老婆一人ヲ附シテ保育ス幼児ノ昼食ハ各自携帯スルモ会ノ費用ヲ以テ毎日湯茶及一週間二三回間食ヲ給シ時々入浴セシム

一 大阪市浪華婦人会幼児保育所ハ大阪市南区難波鉄眼寺ノ一部ヲ借受ケ出征軍人家族ノ幼児ヲ預リ保姆一人、助手一人ヲ以テ懇切ニ保育ス幼児ニハ会ノ費用ヲ以テ牛乳、昼飯及間食ヲ給与シ其身体著衣ノ不潔ヲ感スル者ニハ時々入浴セシメテ有志ノ寄附ニ係ル清潔ナル衣服ト更衣セシメ適當ノ遊戯ヲ為サシメリ保育幼児目下日々二十人内外ナリ

一 大阪府中河内郡若江村大字若江北ニ於テハ青年会ナル一団体ヲ組織シ部ヲ分チ取締一人ヲ置キ會員ノ交番ヲ以テ応召者家族ノ耕耘ヲ助力シタルノ結果該家族ハ其耕地段別ニ於テ応召者出発前ニ比シ減少ナキヲ得スル結果ハ生計上柱石タルヘキ者ノ応召セラル、モ生活上更ニ影響ヲ見スト云フ

同府東成郡北百濟村大字今在家ニ於テモ壯年者三十五人共同シテ挿秧收穫時期ニ至ルマテ各自分担ヲ定メテ之カ耕作ヲ助力セルタメ主働者応召セルモ耕作上何等ノ差支ナシト云フ

一 兵庫県多紀郡尚武会ニ於ケル軍人家族ニ対シ出征者在郷当時ノ現状ヲ維持セシメンカタメ救護方法ヲ案出シ其生業扶助トシテハ軍人出征ノタメ家族中鋤犁ヲ執ル者ナク又ハ家族ニシテ耕耘ニ従事スルモ尚ホ其力ノ足ラサルトキハ相当ノ労費ヲ供給シ肥料購買ノ資力乏シキ者ニハ共同購入ノ方法ニ依リ收穫ノ暁ニ於テ原資ノミヲ弁償セシメ労働ニ堪フルモ業務ナキ者ニ対シテハ耕耘力ニ応シ耕地ヲ供給シテ小作セシメ小作料ハ一割若クハ二割ヲ減シ老幼婦女ニシテ常業ナク困難セル者ニハ養蚕業者又ハ製茶業者等ニ交渉シ茶摘、茶撰、桑摘若クハ炭俵、藁縄等ノ製作ニ従事セシメ其材料タル藁、茅等ハ無料ニテ供給シ相当労銀ヲ得ルノ途ヲ与フルヲ以テ生業ヲ得ルニハ大ナル利便アリト云フ

同県神崎郡栗賀村ニ於テハ出征者家族ノ耕耘ヲ減退セシメサラシカタメ其耕作地ヲ折半シ一半ヲ大字共同ノ労費ヲ以テ耕作シ收穫ノ後ハ肥料代及小作米ヲ控除シテ其残額ヲ家族ニ交付シ若シ其收穫ノ平年作ニ及ハサルトキハ差額ヲ大字ニ於テ加給ス又他ノ一半ハ家族ヲシテ耕作セシメ其困難ナル者ハ親族故旧隣保ヲシテ相当ノ助力ヲ為サシム又家族ニシテ商業ヲ営ムニ堪フル者ハ大字ヨリ原料ヲ貸与シ豆腐ヲ製造セシメテ之ヲ行商セシム為ニ従来ノ同業者中他ニ生業ノ途ヲ有シ生活ノ困難ヲ告ケサル者ハ自ラ休業シテ救済ノ便ニ資スル者アリト云フ

一 埼玉県大里郡本畠村ニ於テハ出兵軍人家族保護会ナルモノヲ組織シ同村居住者ヲ以テ會員トシ出兵軍人家族ノ耕作等ヲ助ク其保護方法ハ家族ノ者病氣ニシテ家事ヲ為ス能ハサルトキハ之ヲ助ケ軍人戦死、病死等ノトキハ官ノ扶助ヲ受クルマテノ間其家族ヲ保護ス然レトモ家族ニシテ家事其他ヲ怠リ自ラ困難ヲ招クモノ、如キハ救護セサルモノトス

一 栃木県足利郡足利町ニ於テ助戸軍人義報会ヲ組織シ大字助戸在住者ヲ以テ會員トシ其目的ハ同大字出兵者ノ家族ニ対シ応召前ト同シク農業ノ現状ヲ継続セシメントスルニ在リテ家計ノ程度ニ応シ人夫ヲ以テ之ヲ扶助シテ其ノ耕耘ヲシテ遺憾ナカラシムルト云フ

一 群馬県群馬郡中川村大字大八木ニ於テ潜徳巡耕隊ナルモノヲ組織シ其目的各自農務ノ一半ヲ割キテ出征軍人家族ノ耕地ヲ巡視シ播種耕耘ノ時期ナルニ拘ラス未タ耨ヲ施サル、者アルニ於テハ協力助耕シーハ以テ家計ヲ扶助シニハ以テ兵士ヲ慰藉シ忠勇公ニ奉スルニ於テ後顧ノ憂ナカラシメンコトヲ期スルニ在リ

同県同郡明治村尚武会ハ同村出征軍人家族ノ救護ヲ目的トスルモノニシテ軍人家族ヲシテ糊口ニ窮セシメス兼テ軍人帰郷ノ暁ニハ直ニ原業ニ就クコトヲ得セシムルタメ其家族ニ

シテ耕作ニ従事スヘキ労働者ノ有無ヲ酌ミテ農事ヲ補助シ以テ其現状ノ維持ニ努メツ、アリ

- 一 鳥取県八頭郡国中村戦時耕作隊ハ村役場員ノ發起ニ成リ組長及部長ヲ置キ軍人家族ノ生業扶助トシテ専ラ耕耘ヲ助成シ肥料ヲ給与スル等其家族ヲシテ農事ヲ廃止スルナカラシメンコトニ努メタリ

- 一 愛媛県温泉郡ニ於ケル出征軍人家族生業扶助ハ無償小作法ヲ以テ本務トシ機織業ヲ以テ副務ト為ス其無償小作法ナルモノハ村内大部落ニ在リテハ之ヲ三四ノ組合ト為シ小部落ニ在リテハ全部落ニ於テ田畑ヲ賃借シ之ヲ生計困難ナル出征軍人家族ニ転貸シテ耕作セシメ其耕作力ニ不足アル場合ハ隣保之ヲ補助シ其収得ヲ以テ生計ヲ営マシメ機織業ハ地方特産物タル伊予緋ノ機業家ト特約ヲ為シ出征軍人家族ノ婦女ヲシテ之カ賃織ニ従事セシム

同県西宇和郡ニ於テハ村或ハ部落カ出征軍人家族ノ生計困難ナル者ニ対シ其生計ヲ支フルニ足ルヘキ田畑ヲ無償貸与シ之ヲ耕作セシメ其収利ヲ以テ生計ヲ営マシムコト、シ土地ニ関スル費用ハ村又ハ部落ニ於ケル有志者ノ寄附金ニ依リ支弁スルヲ以テ著シク金品給与ノ数ヲ減セリ

専売営業ト救護事業

- 一 大阪府北河内郡津田村奉公会ハ其村内ニ於ケル出征軍人家族ニシテ貧困ナル者ヲシテ燐寸及石鹼ヲ販売セシメ村民ハ専ラ其供給ヲ受ケ取テ其営業ヲ妨ケサルコト、セリ而シテ其資金ハ素ヨリ原料購入ノ手續等ハ奉公会ニテ之レヲ行ヒ軍人家族ハ只販売ヲ為スノミナリ

同府三島郡茨木町樋田新兵ハ大阪ニ於ケル石鹼製造会社其他一二ノ雜貨店ト契約シ原価ヲ以テ石鹼等ヲ購入シ茨木町奉公会ヨリ救助ヲ受クル軍人家族中婦人ヲシテ小売行商ヲ為サシメ其売上金ノ内ヨリ元資ヲ控除シ利益金ハ之ヲ販売者ニ付与スルコト、為セルヲ以テ之ニ従事スル家族ハ奉公会ノ救助ト相俟チテ生計ニ差支ナキノ状況ナリ

- 一 高知県幡多郡七郷村兵事会ニ於テハ出征軍人家族中業務ニ堪フル者ニハ幾分資金ヲ貸与シ専ラ鶏卵、石油、魚類其他雜品ノ行商ヲ為差シムルコト、シ会員タル者ハ自家ニ産スル鶏卵ハ他ヘ売却スルコトナク必ス出征者家族ニ売却スヘク又日常ノ魚類、石油、雜品ノ如キモ成ルヘク出征軍人家族ノ売品ヲ購入スルコトニ定メ尚ホ会ハ以上ノ方法ヲ保護スルタメ会員中信用アル商人ヲシテ直接鶏卵ノ販売先及雜品購入ノ便ヲ与ヘシメ又会員ニ於テ業務上人夫、雇人等ノ際ニハ成ルヘク軍人家族ヲ使役スルコト、シ各部落各組合ニ於テハ出征留守中家事ノ手助ヲ為スコトヲ一層督励セリ

各種ノ生業ト救護事業

- 一 兵庫県印南郡大塩村ニ於テハ軍人家族ヲシテ燐寸箱張ヲ為サシメ一面当業者ニ交渉シテ一日ノ製造高二千箇マテハ普通賃金ノ外千箇ニ付キ二錢ヲ増給スルコト、シ以テ其生業ヲ扶助シ又塩田稼ヲ為ス者ノタメニ村立尋常小学校内ニ児童保護所ヲ設ケ看護一人、助手二人ヲ置キ四歳以上八歳未満ノ児童ヲ其稼業時間中預リテ保護セリ

- 一 高知県ニ於テハ旧藩主山内侯爵家ヨリ三十七年度内県下軍人家族困難者救恤ノ目的ヲ以テ一萬円配付方申出テタルヲ以テ県庁ニ於テ之ヲ各郡市ニ配付スルト同時ニ其救助方法ハ成ルヘク生業扶助ヲ主眼トスヘキ旨訓諭シタリ而シテ該趣旨ニ依リ安芸郡ニ於テ定メタル生業扶助ノ方法ハ現品給与トシ毎月初旬ニ於テ当月分原料供給ニ要スル金額ヲ其地救護団体若クハ町村長ニ回送シテ現品ノ買入及給与方ヲ囑托スルモノトシ其他ヨリ原料ノ供給ヲ受ケ若クハ自身採取スル等原料ニ対シテハ別ニ費用ヲ要セス現ニ工錢ノ収入ヲ以テ生業ト為ス者ニ対シテハ或ハ其製品ヲ高価ニ買取り若クハ多少ノ増加金ヲ補給シテ其業ヲ扶助ス

ルコト、セリ

- 一 佐賀県佐賀女子義勇団ハ軍人家族ノ女子及其他有志ノ婦女ヲシテ襦袢及袴下等ノ製作ニ従事セシメ其賃銀及工場費ニ充ツルカタメ前記仕事ノ外市中各家ノ不用物ヲ集メ又軍衙ニ請フテ其秘密書類ヲ銷却シタル硫酸液ノ下渡ヲ受ケ之ヲ商人ニ鬻キ是等利用方法ニ依リテ其資金ヲ得残余ヲ生シタルトキハ市ノ救護費ニ寄附スト云フ工場創立ノ当時ニ在リテハ「ミシン」機械三台ニシテ収容セル軍人家族十余人ニ過キサリシカ爾來多数ノ就業希望者ヲ生シ工場狹隘ヲ告クルニ至リシヲ以テ更ニ家屋ヲ借受ケ之ニ移転シ「ミシン」器械ヲ増加シ十一台ト為シ又事業熟達ノ工女ハ自宅又ハ他ノ裁縫店ニテ就業セシムルコト、為シ其熟達退場ノ工女已ニ七十余人ニ及ヒ目下在場中ノ者二十人ナリシ而シテ創業ノ際ハ製作品ヲ販売シタルモ販路充分ナラス又商店ノ委託ニ応シ製作セシモ工錢低廉ニシテ其補給ノ途ヲ講セサルヘカラサル状況ナリシカ更ニ佐賀婦人会ト共同シ軍隊用被服請負ノ途ヲ開キ已ニ襦袢袴下三千数百組ノ調達ヲ約シ益々作業ノ拡張ヲ図レリ在団工女ニ給与スル工賃ハ一箇月最高十二円八十錢、最低四円十六錢平均七円十錢ニシテ当地方ニ於ケル婦女子ノ職業トシテハ成績良好ナリトス

同県佐賀婦人会ハ佐賀市中流以上ノ婦人ヨリ組織セラレ其目的ハ主トシテ婦徳ヲ養成スルニ在ルモ時局ノ開始以來応召軍人家族ノ糊口ニ窮スル者少カラサル状況ナルヲ以テ本会ノ事業トシテ該家族ノ婦女子ニ裁縫ヲ教授シ之ニ依リテ自活ノ途ヲ得セシメ且ツ軍人家族以外ト雖モ貧家ノ婦女ニ対シテハ亦同様ノ方法ヲ以テ業務ヲ授ケントシ工場ヲ設ケテ事業ヲ開始セリ工場ハ日本赤十字社佐賀支部内ノ二室ヲ借り受ケ「ミシン」器械七台ヲ据付ケ授業師ノ外会員数名ツ、交互工場ニ詰切り工女ト共ニ就業ス工女ノ数ハ目下十五人ニシテ此外事業熟達ノタメ自宅ニ於テ就業シ或ハ独立シテ事業ヲ開始シ居ル者十人アリ工女ニハ自己製作品ニ対スル利益ハ挙ケテ工錢トシテ之ヲ給与シ又会員ノ製作品ニ対スル利益ハ出征軍人家族ノ貧困者ニ配与シ又ハ戦死者ノ弔意料トシテ贈与シ其他慈善事業ニ寄附スルコト、セリ製作品ハ最初販売セシモ販路困難ニシテ利益モ亦少ク工錢ノ低廉ヲ免レサリシヲ以テ女子義勇団ト共同シ軍隊用襦袢袴下ヲ請負ヒ其請負額ヲ各々折半シテ之ヲ調達スルコト、為セシヲ以テ工女ニ対シテモ相当ノ工錢ヲ給与スルヲ得ルニ至レリト言フ

- 一 福岡県門司市ニ於テハ集積倉庫貨物廠等女人夫ヲ使用スル場所多キヲ以テ之ニ交渉シ貧困ナル出征軍人家族ノ年齢及身体ノ強弱ニ応シ缶詰磨、被服修繕等各自ノ長所ニ從ヒ夫々生業ニ従事セシメシモ尚ホ之ヲ多数ニ及スコト能ハサルヲ以テ門司市婦人慈善団体監督ノ下ニ清滝町ニ作業場ヲ設ケ水溜及乾燥場ヲ設備シ三十余人ヲシテ市有志者ノ衣類洗濯及貨物廠被服ノ修繕洗濯等ニ従事セシメタリ然ルニ時季寒冷ニ向ヒ滝水濁シ洗濯事業ハ一時休止ノ已ムヲ得サルニ至リシト雖モ爾來兵器支廠、野戦兵器本廠及兵器製造所等ニ交渉シ適応ノ業務ニ従事セシメシヲ以テ貧困ナル軍人家族ニ対シ普ク生業ヲ与フルノ運ニ至リシト言フ
- 一 広島県安芸郡ニ於ケル各町村住民ハ多ク農業漁業ニ従事シ出征軍人ノ家族タル婦女子ノ如キモ蓆ヲ織リ菰ヲ編ム等其ノ他相当ノ手工ヲ能クスト雖モ人家各所ニ存在スルヲ以テ之ヲ一所ニ集メ若クハ一定ノ業務ヲ指定スルカ如キハ得テ好果ヲ収メ難キヲ以テ各町村救護団体ハ軍人家族ニ各自希望スル業務ヲ執ラシムルコト、為シ其状況ニ応シ原料或ハ増賃金ヲ給与シ或ハ高価ニ製品ヲ買上ケ或ハ労働ヲ紹介シ或ハ小売業等ヲ営マシムル等努テ就業ノ方法ヲ奨励シタル結果著シク直接救助ノ数ヲ減シタリト云フ
- 一 佐賀県東松浦郡呼子村ニ於テハ同村漁民有志相謀リ呼子浦漁民義団ナルモノを組織シ漁民一般ノ習慣ニ依ル休日ニ押上ケトテ団員一同出漁シ漁獲高ヨリ実費ヲ引去リ其三分ノ二ヲ以テ出征軍人家族及戦死者ノ遺族救助ノ費用ニ充テ爾余ノ金額ハ恤兵部ニ寄附シ其他必

要アル毎ニ押上ケヲ為スコト、セリ

一 愛知県額田郡宮崎村尚武会ニ於テハ時局ノ開始ト共ニ村尚武会ニ於テ大字有ノ山林二町歩ノ地上権ヲ購買シテ杉檜ヲ植栽シ之ヲ出征軍人ニ分与シ以テ其勞ヲ慰スルノ挙アリ即チ凱旋者ニハ五畝歩戦死者ノ遺族ニハ其事情ニ依リ応分ノ林野ヲ与ヘントスルニ在リ（完）

資料4-③ 帝国軍人援護会資金の助成を受けた団体の道府県別一覧

- 注1. 本表は、以下に示す『官報』から作成した。なお、表中の団体名・金額に次の数字の①～⑧は、掲載官報の日付（括弧内は資金助成の実施・決定時点）の区分を示す。
また、二回助成を受けたものは、まとめて（+記号を付して）表示してある。
① 1905年 8月23日（8.15までの分）② 同年 9月18日（9.13までの分）③ 同年10月 7日（9.28までの分）
④ 同年11月 1日（10.11までの分）⑤ 同年11月 4日（10.24までの分）⑥ 同年11月24日（11. 9までの分）
⑦ 1906年 2月 8日（1.19までの分）⑧ 同年 4月26日（3.20までの分）
- 注2. 『官報』では、団体名とその所在地とが判然と区別できないものがあるが、本表では、固有団体名と思われるものやそれを省くと団体の所在地名がわからなくなるようなものを除き、原則として、府県名・郡名（および一部の市名）などは省略した。
- 注3. 本表中の各府県ごとの団体等の配列の順序は、都市部（市および町）と郡部（村）に区分した上で、配列した。それぞれ、県庁所在都市および郡単位の団体を筆頭におき、官報掲載時点順に配列したが、掲載時点が同じものについては順不同である。
- 注4. 『官報』には、各団体の実施する授産・生業の事業種別等を掲載しているが、煩雑になるので、本表では省略した。ただし、やや性質の異なる保育事業（昼・夜間のそれを含む）を実施している団体については、便宜のため、下線を付して示した。

府県名	団体数と金額	援護・助成を受けた個別団体等の名称と援護金額
北海道	3団体 1,600円	函館慈恵院 350円⑧ 函館尚武会 750円⑧ 空知郡滝川村奉公義会 500円⑧
青森	4団体 4,680円	弘前市救護義会 2,000円① 愛国婦人会青森支部 500円① 鼎石町尚武会 380円⑤ 北津軽郡尚武会 1,800円⑤
岩手	24団体 10,171円	盛岡報義会 1,200円① 盛岡市新盛会 583円⑧ 高田町軍人家遺族救護会 520円⑦ 日詰町奉公会 328円⑧ 遠野町尚武会 190円⑧ 花巻川口町軍人遺家族保護授産会 530円⑧ 胆沢郡尚兵義会 1,200円① 紫波郡古館村軍人家族救護会 258円⑧ 同郡徳田村軍人家族救護会 362円⑧ 同郡見前村軍人家族保護会 388円⑧ 同郡飯岡村軍人家族救護会 358円⑧ 同郡煙山村軍人待遇篤志会 290円⑧ 同郡不動村待兵義会 370円⑧ 同郡水分村軍人家族救護会 403円⑧ 同郡赤石村軍人救護会 342円⑧ 同郡志和村報義会 478円⑧ 同郡彦部村軍人家族救護会 418円⑧ 同郡左比内村軍人救護会 460円⑧ 同郡赤沢村軍人家族救護会 353円⑧ 同郡長岡村軍人家族救護会 275円⑧ 同郡乙部村軍人家遺族救護会 380円⑧ 和賀郡十二鎗村軍人家族救護会 200円⑧ 同郡小山田村軍人家族救護会 160円⑧ 気仙郡猪川村恤兵会 125円⑧
宮城	11団体 6,224円	仙台市兵事義会 2,500円④ 吉岡町兵事義会 130円⑧ 遠田郡涌谷婦人会 400円①+800円⑦ 志田郡兵事義会 1,200円② 栗原郡花山村出征軍人家族救護会 220円⑦ 同郡栗駒村出征軍人家族救護会 200円⑦ 同郡文字村出征軍人家族救護会 150円⑦ 刈田郡兵事義会大平村支部 400円⑦ 黒川郡鶴巣村救護会 54円⑦ 同郡粕川村軍人家族救護会 60円⑧ 同郡大谷村兵事義会 110円⑧
秋田	2団体 2,500円	秋田市出征軍人家族授産会 1,000円① 秋田市出征軍人授産会 1,500円④
山形	7団体 5,760円	山形市授産場 660円④ 山形市幼児保育場 300円④ 酒田町酒田奉公義会授産場 700円④+1,300円⑧ 同町青木幼稚遊戯園 200円④ 米沢市奉公義団 1,000円⑥+600円⑧ 松嶺町奉公義会 500円⑧ 東村山郡鈴川村授産場 500円④

(つづき)

府県名	団体数と金額		援護・助成を受けた個別団体等の名称と援護金額
福島	23団体	11,817円	福島軍事義会 1,500円② 若松市尚武会 1,000円①+1,500円② 猪苗代奨兵義会 300円② 中村町兵事義会 800円② 喜多方町出征軍人家族救護会 600円② 長沼町軍人救護義会 200円③ 郡山甲辰軍事義会 700円④ 本宮町出征軍人家族援護会 300円⑦ 須賀川軍事義会 270円⑧ 二本松軍人家族救護義会 167円⑧ 川俣町軍事義会 110円⑧ 掛田町尚武会 160円⑧ 河沼郡婦人慈善会 300円② 石城郡尚武会 1,200円③ 河沼郡婦人慈善会 野沢支部 300円② 伊達郡富田村軍事義会 240円⑦ 同郡福田村軍事義会 180円⑦ 同郡飯野村軍事義会 400円③+300円⑦ 耶麻郡早稲谷村外三村組合出征軍人家族救護会 350円② 岩瀬郡榊村軍事義会 150円③ 同郡稲田村軍事義会 150円③ 安達郡木幡村軍事義会 240円⑦ 同郡上川崎村軍人家族救護会 400円⑥
茨城	11団体	3,370円	水戸市軍人家族保護義会 600円⑤ 下館恤兵会 300円③ 古河町軍人同情会 100円④ 笠間町軍人家族救護会 250円④ 石岡町外二箇町軍人家族保護会 400円④ 宍戸町外三箇村出征軍人家族保護会 300円④ 真鍋町徴兵義会 250円⑥ 湊町軍人家族保護会 400円⑦ 平磯町軍人家族保護会 500円⑦ 三那阿恤兵会 120円⑥ 新治郡都和村軍人家族保護会 150円⑦
栃木	1団体	1,000円	栃木町戦時義会 1,000円⑥
群馬	4団体	3,400円	前橋市奉公婦人会 1,000円① 高崎市幼児保育所 1,000円① 同市軍人家族授産場 800円① 上野教育会訓育所 600円④
埼玉	1団体	1,900円	児玉郡出征軍人家族扶護会 1,900円⑤
千葉	なし		
東京	5団体	10,650円	東京市軍人家族授産婦人会 1,000円①+4,000円② 同市本所区軍人家族授産婦人会 1,500円① 同市京橋区出征軍人幼児昼間保育所 1,500円⑦ 同市牛込区軍人家族授産婦人会 2,500円⑧ 南足立郡舎人村救護団体 150円①
神奈川	2団体	19,000円	横浜市奨兵義会 10,000円① 横須賀下士卒家族共励会 9,000円①
新潟	1団体	430円	佐渡郡小木町尚武会 430円⑧
富山	1団体	1,500円	高岡市軍人奨励会 1,500円⑦
石川	18団体	7,415円	金沢市出征軍人家族救護義会 3,000円② 美川町至誠団 300円③ 輪島町軍人家族救護会 600円⑥ 小松町尚武会 400円⑥ 松任町至誠会 450円⑥ 河北郡大場村軍人家族救護会 250円③ 同郡医王山村救護会 380円⑥ 羽咋郡越路野村軍人家族救護会 100円③ 能美郡田川村尚武会 350円⑥ 同郡白峰村軍人家族救護会 450円⑥ 同郡湊村湊愛国義団 50円⑥ 同郡園江村愛国会 210円⑧ 同郡沖杉村救護会 200円⑧ 同郡浅井村奉公会 180円⑧ 同郡新丸村軍人家族救護団 160円⑧ 江沼郡作見村愛国義会 115円⑦ 同郡那谷村愛国義会 100円⑦ 同郡矢田野村愛国義会 120円⑦
福井	5団体	500円	敦賀後援授産場 300円⑥ 足羽郡下宇坂村軍人家遺族救護団 40円⑧ 同郡上文殊村軍人家遺族救護団 70円⑧ 同郡社村軍人家遺族救護団 50円⑧ 同郡木田村軍人家遺族救護団 40円⑧
山梨	1団体	1,000円	甲府尚兵義会 1,000円①
長野	7団体	4,720円	長野市恤兵会 1,200円③ 東筑摩尚武会 600円③ 上伊那郡尚武会 1,000円③ 下伊那郡尚武会 1,000円④ 下水内郡尚武会 500円⑦ 小県郡塩尻村軍人優待会聯合組合 150円④ 埴科郡戸倉村軍人優待会 270円④
岐阜	なし		
静岡	5団体	6,500円	静岡市恤兵団 1,000円①+2,000円⑥ 見付町中遠慈善会 200円③ 森町軍人保護会 700円⑦ 小笠原奨兵義会 1,500円⑤ 安倍郡奨兵会 1,100円⑦
愛知	2団体	6,000円	名古屋市尚武会 5,000円① 熱田町尚武会 1,000円①
三重	1団体	500円	阿山郡玉滝村振武会 500円④
滋賀	1団体	1,000円	大津市奉公義会 1,000円③
京都	5団体	14,550円	京都市人会 1,000円① 京都婦人矯風会 750円③ 愛国婦人会京都支部 800円③ 舞鶴下士卒家族共励会 2,500円①+6,000円② 相楽郡軍人家族救護会 3,500円②

寺脇隆夫：日露戦争時の下士兵卒家族救助令の施行状況と軍人家族援護事業への展開（中）

(つづき)

府県名	団体数と金額		援護・助成を受けた個別団体等の名称と援護金額
大阪	7団体	29,980円	大阪市報効会 19,000円① 愛国婦人会大阪支部 6,000円② 日本博愛授産社 1,000円④ 堺市兵事会授産場 3,000円① 南河内郡北八下村軍人慰藉会 300円②+200円④ 同郡金陵村軍人慰藉会 300円② 同郡金岡村軍人慰謝会 180円④
兵庫	7団体	14,100円	神戸市婦人奉公会 7,000円① 神戸奉公会 3,200円① 愛国婦人会姫路幹事部幼児保育所 1,000円① 姫路市奉公義会 1,200円① 姫路市近藤喜保 500円② 津名郡塩田村塩田逸郎 400円② 印南郡大塩村尚武会 800円③
奈良	47団体	10,225円	奈良市軍人家族遺族授産会 2,500円⑤ 八木町公義会 120円⑦ 今井町尚武会 100円⑦ 高取町尚武会 110円⑦ 高田町軍人援護会 210円⑦ 高田教育婦人会 55円⑦ 吉野郡尚武会上市町外二村支会 230円⑦ 同郡尚武会下市町外二村支会 260円⑦ 同郡尚武会中荘村外二村支会 130円⑦ 同郡尚武会小川村外二村支会 110円⑦ 同郡尚武会下北山村外二村支会 250円⑦ 同郡尚武会天川村外三村支会 290円⑦ 同郡尚武会白銀村外二村支会 190円⑦ 同郡尚武会上滝門村外二村支会 140円⑦ 高市郡高市村尚武会 140円⑦ 同郡鴨公村尚武会 90円⑦ 同郡飛鳥村尚武会 90円⑦ 同郡越智岡村 100円⑦ 同郡真菅村彰義会 110円⑦ 同郡天満村尚武会 85円⑦ 同郡船倉村尚武会 120円⑦ 同郡白櫃村尚武会 330円⑦ 同郡金橋村尚武会 100円⑦ 同郡阪合村 120円⑦ 同郡新沢村 85円⑦ 北葛城郡二上村尚部会 130円⑦ 同郡当麻村尚武会 130円⑦ 同郡五位堂村尚武会 100円⑦ 同郡瀬南村尚武会 130円⑦ 同郡王寺村尚武会 160円⑦ 同郡上牧村尚武会 110円⑦ 同郡下田村尚武会 210円⑦ 同郡志都美村尚武会 110円⑦ 同郡馬見村尚武会 210円⑦ 同郡磐城村尚武会 160円⑦ 同郡箸尾村尚武会 130円⑦ 同郡磐園村報国義会 130円⑦ 同郡河合村尚武会 210円⑦ 同郡浮孔村軍人家族保護会 110円⑦ 同郡土庫村松塚村組合尚武会 110円⑦ 同郡新庄村尚武会 290円⑦ 同郡陵西村尚武会 110円⑦ 同郡百済村尚武会 110円⑦ 宇陀郡尚武会室生村外二箇村支会 380円⑦ 同郡尚武会宇太村外二村支会 350円⑦ 同郡尚武会松山村外二村支会 330円⑦ 同郡尚武会榛原村外二村支会 450円⑦
和歌山	1団体	1,000円	和歌山県尚武会和歌山支部 1,000円①
鳥取	2団体	1,390円	鳥取市出征軍人家族幼児保育所 800円① 鳥取県軍人幼児保育会 590円⑧
島根	5団体	4,230円	杵築町軍人家族遺族授産会 250円⑥ 鹿足郡軍人家族授産会 1,500円② 那珂郡出征軍人家族生業扶助会 300円② 飯石郡軍人家族授産会 1,300円⑥ 安濃郡軍人家族授産会 880円⑦
岡山	22団体	5,930円	愛国婦人会岡山支部軍人遺家族幼児保育所 1,000円① 倉敷町軍人遺家族幼児保育所 100円③ 妹尾町軍人遺家族幼児保育所 80円③ 撫川町軍人遺家族幼児保育所 70円③ 牛窓町軍人援護会 120円⑤ 笠岡町笠岡婦人会 120円⑥ 高梁婦人会幼児保育所 130円⑥ 足守町出征軍人遺家族援護会 100円⑧ 久世町軍人遺家族救済会 130円⑧ 苦田郡軍人遺家族児童保育所 650円③ 久米郡軍人遺家族児童保育所 450円③ 英田郡軍人遺家族児童保育所 350円③ 勝田郡軍人遺家族児童保育所 300円③ 上道郡出征軍人遺族保護会 300円④ 阿哲郡愛国婦人会幹事部 400円⑥ 真庭郡軍人遺家族幼児保育所 460円⑦ 和気郡軍人遺家族幼児保育所 400円⑦ 児島郡福岡村幼児保育所 120円⑥ 上房郡上水田村外二村組合幼児保育所 180円⑥ 邑久郡朝日村軍人家族遺族保護会 180円⑦ 御津郡福浜村尚武会 200円⑧ 久米郡福岡村出征軍人遺家族救護義会 90円⑧
広島	4団体	16,000円	広島軍人待遇会 3,500円② 広島婦人一心会 1,500円② 呉下士卒家族共励会 2,500円①+5,000円② 呉干城会 2,000円①+1,500円⑥
山口	14団体	14,360円	下関市報国義会 1,500円③ 防府町報国義会 160円⑤ 吉敷郡軍人優待会 800円②+2,200円⑦ 私立阿武郡麦稗経木真田模範工場並伝習所 1,500円③ 玖珂郡尚武会 5,000円④ 厚狭郡軍人優待会 200円⑤ 都濃郡尚武会 430円⑥ 熊毛郡尚武会 1,300円⑧ 佐波郡徳地地方軍人家族遺族授産会 750円⑤ 同郡牟礼村報効義会 100円⑥ 同郡西浦村軍人優待会 80円⑥ 同郡右田村報効義会 120円⑥ 同郡中関村軍人優待会 140円⑥ 同郡華城村報効会 80円⑥

(つづき)

府県名	団体数と金額		援護・助成を受けた個別団体等の名称と援護金額
徳島	11団体	10,610円	徳島市軍人家族裁縫救護義会 150円④ 徳島市機業救護義会 850円④ 那珂郡戦時義団 2,000円② 勝浦郡軍人遺家族救護会 1,800円② 名東郡 軍人家族賑恤義会 1,800円③ 海部郡在郷軍人会 550円⑧ 板野郡戦時 救護団 1,800円② 同郡瀬戸村勸業会 300円①+460円⑧ 三好郡池田 村報国会 300円② 同郡井川村軍人家族慰謝会 300円② 名西郡下分 上山村鬼蔵野村聯合軍人援護会 300円③
香川	29団体	11,485円	高松市尚武義会 3,500円① 志度町報効義会 150円⑤ 津田町軍人援護会 200円⑤ 三本松町軍人援護会 115円⑤ 香川郡軍人家族遺族救護会 2,000円⑤ 仲多度郡救護会 2,500円⑤ 木田 郡庵治村軍人待遇及家族保護会 100円⑤ 同郡渦元村軍人家族救護会 70 円⑤ 同郡林村軍人後援会及軍人家族生業補助会 70円⑤ 大川郡松原 村軍人遺家族授業会 100円⑤ 同郡小田村授産援護救済会 120円⑤ 同郡引田村尚武義会 250円⑤ 同郡小海村軍人家族援護授産会 100円⑤ 同郡神前村軍人援護会 170円⑤ 同郡石田村軍人家族援護会 160円 ⑤ 同郡造田村援護会 140円⑤ 同郡長尾村軍人援護会 140円⑤ 同郡白鳥村軍人援護会 125円⑤ 同郡福栄村軍人援護会 100円⑤ 同 郡誉水村軍事会 150円⑤ 同郡鴨部下庄村軍人援護会 170円⑤ 同郡 鴨部村軍人援護会 85円⑤ 同郡五名山村軍人援護会 90円⑤ 同郡松 尾村軍人援護会 90円⑤ 同郡富田村軍人援護会 155円⑤ 同郡鶴羽村 援護会 150円⑤ 同郡奥山村軍人援護会 85円⑤ 同郡桐生村軍人援護 会 160円⑤ 同郡丹生村援護会 240円⑥
愛媛	2団体	4,800円	松山市武揚会 3,000円④+300円⑤ 愛国婦人会愛媛支部有志奉公会 1,500円④
高知	なし		
福岡	4団体	1,870円	福岡後援婦人会 1,000円② 福岡市軍人幼児保育所 320円③ 久留米実業 婦人奉公会 150円⑧ 築上郡尚武会 400円⑧
佐賀	3団体	3,050円	佐賀市女子義勇団 2,500円① 唐津婦人会 300円③ 川上援助会 250円③
長崎	6団体	13,005円	長崎奉公会 2,000円① 長崎市軍人家族幼児保育所 1,000円① 長崎市軍 人家族授産場附属幼児保護所 800円⑧ 佐世保甲辰義会 1,205円① 佐 世保下士卒家族共励会 2,500円①+4,500円② 佐世保婦人会 1,000円①
熊本	1団体	800円	菊地郡自衛会 800円③
大分	2団体	1,300円	大分県尚武会 1,000円① 慈善奉公会教養院 300円④
宮崎	なし		
鹿児島	3団体	730円	鹿児島市養育院 250円③ 鹿児島市婦人矯風会 200円⑥ 鹿児島市仏教婦 人会 280円⑥
沖縄	なし		
合計	315団体	271,052円	備考) ①315団体のうち、援護会資金の助成を2回にわたり受けたものが15団体ある。 ②団体名に下線を付したものは、(保育事業を実施)は、87団体である。

資料4-④ 帝国軍人援護会残余資金の道府県への分配関係文書

④ a 訓608号 明39.8.14 内務大臣訓令ノ帝国軍人援護会残余資金分配ノ件〔各地方長官宛〕
帝国軍人援護会残余資金分配ノ件

帝国軍人援護会ヨリ今般同会残余資金ノ全部ヲ挙テ之ヲ道庁府県ヘ分配シ以テ長ク出征軍人ノ遺族並ニ廃兵及其ノ家族ノ救護ニ供セシメ度旨申出有之依テ右資金ハ此ノ際之ヲ各地方ヘ分配スルコトトシ貴府(県)ヘ金 円ヲ配付ス

此ノ資金タル素ト戦時ニ在テ出征応召軍人ノ家遺族並ニ廃兵等ヲ援護シ出征者ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメシメト期スル為志士仁人ノ義挙ニ出デタルモノ而シテ今ヤ其ノ残余資金ヲ以テ戦後長ク遺族廃兵及其ノ家族援護ノ為各地方ヘ配付セルモノナルヲ以テ能ク其ノ主旨ノ存スル所ヲ体シ其ノ救護ヲ要スルモノニ在テハ主トシテ自営ノ途ヲ得セシムル為各種ノ手段ニ依テ其ノ生業ヲ幫助シ其ノ他子弟ノ教養児童ノ保育等各地ノ状況ニ応ジテ最モ適切ノ費途ニ充テ其ノ労働ニ堪エザルモノ若ハ事情已ムヲ得ザルモノニ限り直接救助ヲ為ス等之ガ用途ヲ

慎ミ長ク援護ノ効果ヲ完カラシムルヲ期スベシ

右訓令ス

④b 地甲 158号 明39.8.14 内務省地方局長通牒ノ帝国軍人援護会分配資金支出方ノ件

[各地方長官宛]

帝国軍人援護会分配資金分配資金支出方ノ件

帝国軍人援護会残余資金配付ノ件本日大臣ヨリ訓令相成候処右配付金ハ貴官ニ於テ之ヲ保管シ其ノ支出ノ必要アルニ際シテハ可成利子ヲ以テ之ニ充テ資金ハ永遠之ヲ保存セラルルハ最モ切望スル所ニ有之就テハ事情万止ムヲ得ズ元本ヲ支出セントスル場合ニ於テハ予メ本省へ稟請相成度尚其ノ救済ハ個人ニ在テモ主トシテ生業扶助ノ方法ニ依リ団体ニ対シテハ生業扶助ノ施設ニ係ルモノヲ主トシ之ヲ援助セラルルハ勿論殊ニ団体補助ノ場合ニ在テハ充分其ノ事業ノ適否、経済ノ如何ヲ査察シ補助金額ノ如キ特別ノ事情ナキ限りハ可成団体ノ負担額ヲ超過セザル程度ニ於テ支出セラルル様致度且配付金支出ノ方法相定リ候上ハ直ニ報告セラレ其ノ援助セル事業ノ執行ニ関スル状況其ノ成績等ハ時々御報告相成度

追テ配付金ハ海軍公債証書ニテ三井銀行ニ保管為致置候ニ付必要ニ応ジ同銀行ヨリ引出可相成尚公債証書ハ府県会ノ議決ニ依ラズ当分貴官限り御取扱相成可然為念併セテ申添候也

Abstract

The Soldier's Family Aid Ordinance was promulgated immediately after the Russo-Japanese War starting (April, 1904). The whole image of the Ordinance and the enforcement realities is not clear.

In this text, the enforcement policy of Home office of the Ordinance is examined the first. Secondly, the enforcement conditions of the Ordinance in the district (especially, Yamaguchi Prefecture) are clarified. Thirdly, the Empire Soldier Support Meeting established in the same time, and the promotion of the soldier's family aid work by that fund aid are researched according to the official gazette and the newspaper article. And, a concrete case with the soldier's family aid work is examined fourthly in Yamaguchi Prefecture.

After Russo-Japanese War, "correction relief work administration" was promoted by Home office on a large scale. It was clarified that a new administrative measure by the Soldier's Family Aid Ordinance under Russo-Japanese War was pioneering correction relief work administration as a result of this research, a proving ground, and an origin.

Key Words: Soldier's Family Aid Ordinance, Soldier's Family Aid Work, Occupational aid, Correction relief work, The Russo-Japanese War